

The Asahi Fire and Marine Insurance Company Limited

朝日火災の現状



2006



朝日火災海上保険株式会社
<http://www.asahikasai.co.jp>

ディスクロージャー誌「朝日火災の現状2006」

目 次

ごあいさつ	1	損害保険用語の解説	58
弊社の概況及び組織	2	業績データ	61
1. 代表的な経営指標等	2	1. 弊社の主要な業務に関する事項	62
2. 経営方針（理念）と行動規範	4	(1) 当期の業績概況	62
3. 会社の沿革	6	(2) 直近5事業年度に係る主要な	
4. 会社の組織・店舗網一覧	8	経営指標等の推移	63
5. 株主・株式の状況	12	(3) 業務の状況を示す指標	64
6. 役員の状況	15	(4) 経理に関する指標	68
7. 従業員の状況	17	(5) 資産運用に関する方針と指標等	74
8. 関連会社	18	(6) 責任準備金の残高の内訳	84
9. トピックス	18	2. 財産の状況	85
弊社の運営	20	(1) 計算書類(貸借対照表、損益計算書) ...	85
1. 内部統制システムの基本方針	20	(2) リスク管理債権	95
2. リスク管理の体制	23	(3) 元本補てん契約のある信託に係る	
3. 法令遵守の体制と勧誘方針	25	貸出金の状況	95
4. 社外・社内の監査、検査体制	27	(4) 債務者区分に基づいて区分された債権 ...	95
5. 個人情報保護	28	(5) 保険金等の支払い能力の充実の状況	
弊社の主要な業務の内容	33	(ソルベンシー・マージン比率)	96
1. 取扱い商品（主なもの）	33	(6) 時価情報等	97
2. 新商品の開発状況	39	(7) その他	99
3. 損害保険の仕組み一般	42	3. 弊社及び子会社等の概況	99
4. 約 款	43	(1) 弊社及び子会社等の主要な事業の内容	
5. 保険料	45	及び組織の構成	99
6. 保険金のお支払いと保険相談、各種サービス ...	46	(2) 子会社に関する事項	100
7. 保険募集について	53		

ごあいさつ



日頃は、皆様方の温かいお引立てを賜り、心より厚くお礼申し上げます。

弊社は、本年、創立55周年を迎えることができました。昭和26年3月17日に営業を開始いたしまして、平成18年7月現在、全国で34本支店、37営業所、38サービスセンターを展開し、6,000余の代理店様と共に歩んでおります。これからも役員一同、信頼を一つずつ築いていく所存でございます。

さて、会社の経営や事業内容につきまして、皆様により深くご理解いただくための資料として「朝日火災の現状2006(平成18年度版)」を作成いたしました。2005年度の業績を中心に、会社の営業内容及び概況をとりまとめたものでございます。

特に、ディスクロージャー資料の冒頭に当社の主な経営指標等を掲載し、皆様方に、弊社の経営内容をコンパクトに把握していただけるようにいたしました。

本冊子により、弊社の事業活動に関する情報などを皆様方にお伝えし、正しくご理解いただくことを念願しております。

もとより損害保険事業は公共性の高い事業であり、「業務の健全性」「公正な保険募集」「お客様の保護」が強く求められております。

このようななかで、弊社は従来から、お客様の立場で考え、行動することを経営の基本姿勢としており、「身近な保険会社」をモットーとして活動しております。同時に、個人情報保護をはじめとして、コンプライアンスを最重点項目に掲げ、信頼される会社作りを基本方針として活動しております。

また、「まかせて安心できる損害保険会社」として、平成18年5月には「内部統制システムの基本方針」を決定し、コーポレートガバナンスを強く推進しております。

皆様方の日頃のご愛顧に感謝申し上げ、今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

取締役社長
(代表取締役) 大家一穂

I 弊社の概況及び組織

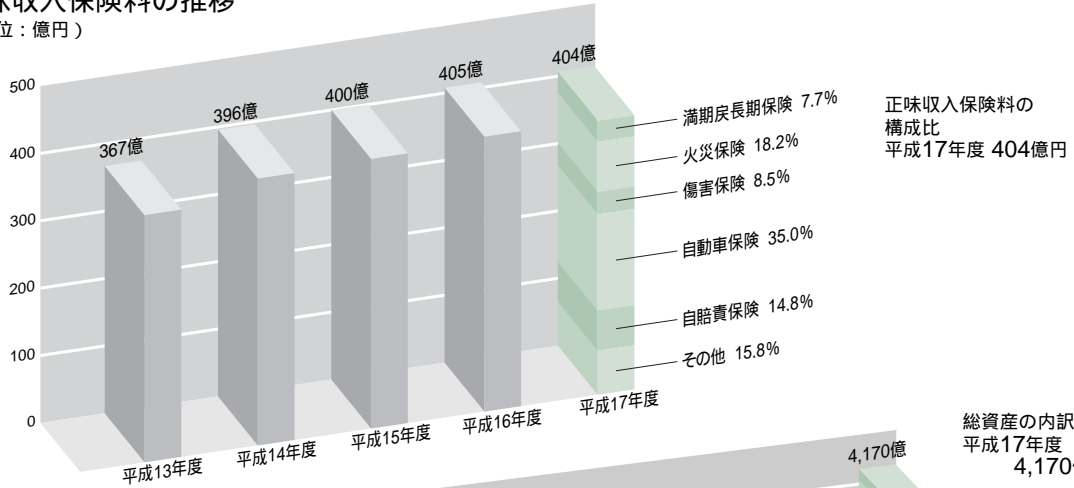
1. 代表的な経営指標等

(単位：百万円)

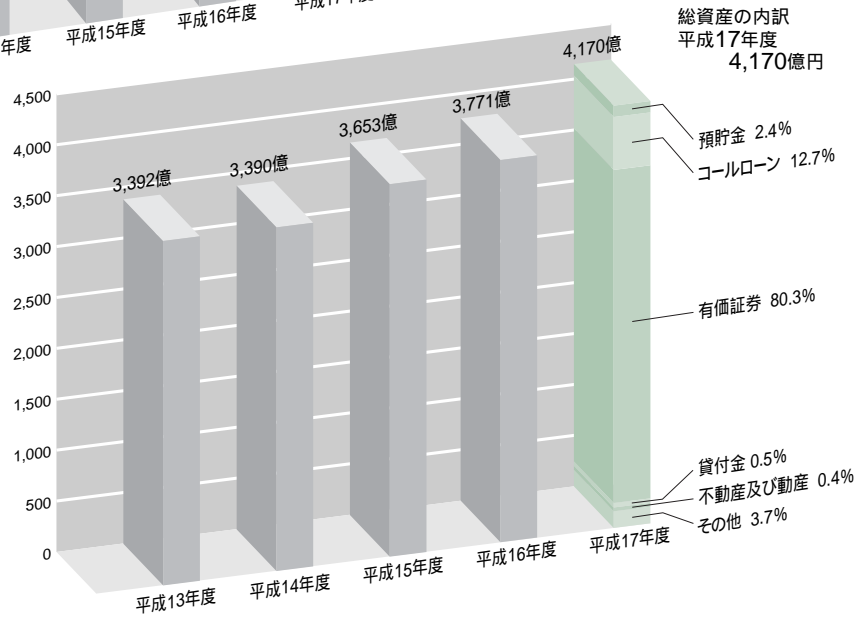
項目 \ 年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
正味収入保険料 (対前期増減率)	36,761 (1.54%)	39,623 (7.79%)	40,088 (1.17%)	40,556 (1.17%)	40,405 (0.37%)
経常収益	82,218	87,902	90,499	96,336	94,519
保険引受利益	366	1,099	130	1,167	1,303
経常利益 (対前期増減率)	1,240 (9.00%)	388 (68.65%)	1,293 (232.63%)	1,176 (9.03%)	1,091 (7.26%)
当期純利益 (対前期増減率)	337 (18.24%)	186 (44.74%)	248 (33.35%)	192 (22.70%)	264 (37.43%)
正味損害率	52.00%	47.53%	48.04%	56.19%	52.76%
正味事業費率	47.03%	43.99%	43.62%	43.28%	44.72%
資本金 (発行済株式総数)	2,502 (8,690千株)	2,502 (8,690千株)	2,502 (8,690千株)	2,502 (8,690千株)	2,502 (8,690千株)
純資産額	37,129	29,295	39,568	37,829	55,368
総資産額	339,208	339,001	365,361	377,156	417,065
積立勘定資産額	50,193	51,420	49,743	47,495	44,368
責任準備金残高	279,717	291,981	301,717	314,954	327,542
貸付金残高	6,835	4,685	4,555	3,892	2,216
有価証券残高	254,655	263,522	290,157	292,557	334,740
ソルベンシー・マージン比率	972.6%	786.4%	888.7%	868.8%	982.2%
その他有価証券 評価差額金	23,943	16,147	26,192	24,363	41,845
リスク管理債権 の合計額	13	13	-	-	-
配当性向	15.44%	36.88%	24.47%	35.05%	23.00%
従業員数	638名	632名	634名	644名	661名

- (注) 1. 正味収入保険料：保険契約者（お客様）から引き受けた保険料（元受保険料）から積立保険料を控除し、他の保険会社から引き受けた保険料（受再保険料）を加え、当社から他の保険会社に支払った保険料（再保険料）を控除した正味の保険料のことで、一般事業会社の売上高に相当するものです。
2. 正味損害率：正味収入保険料に対して支払った「保険金＋損害調査費」の割合を示す比率です。
3. 正味事業費率：正味収入保険料に対して支払った保険会社の事業上の経費の割合を示す比率です。経費の内訳としては、人件費、物件費、税金、各種抛出金、代理店手数料、集金費などが含まれ、損害調査に係る経費は除かれます。
4. 保険引受利益：正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金、損害調査費、満期返戻金等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費等を控除した残余（利益）です。
5. 経常利益：保険引受や資産運用などによって得られた経常収益から、保険引受や資産運用に関わる費用などの経常費用を引いた金額がプラスの場合は経常利益、マイナスの場合は経常損失となります。
6. 当期純利益：税引前当期純利益から法人税及び住民税及び法人税等調整額を差し引いたものが、税引後の当期純利益です。
7. ソルベンシー・マージン比率：ソルベンシー・マージンは日本語では「支払余力」と訳されます。ソルベンシー・マージン比率は損害保険会社が通常の予測を超える危険の発生に対して通常の準備金を超えて持っている支払余力の割合を示す指標です。1999年4月から導入された早期是正措置では、この指標を一つの基準として行政当局は損害保険会社に対して経営の改善命令等を出すことになっています。
8. 総資産額：保険会社が保有する現金・預金、有価証券、貸付金、不動産及び動産等の資産の合計であり、貸借対照表の資産の部合計の値です。
9. 純資産額：総資産額から、保険契約準備金や各種引当金等の負債を控除した保険会社の正味の資産額のこと、貸借対照表の資本の部合計の値です。
10. その他有価証券評価差額金：「その他有価証券」の時価評価により生じた評価差額から税相当額を控除した金額です。
11. リスク管理債権：リスク管理債権は、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヶ月以上延滞債権」、「貸付条件緩和債権」の4つに分けられており、「回収の可能性に注意を必要とする債権」のことをいいます。

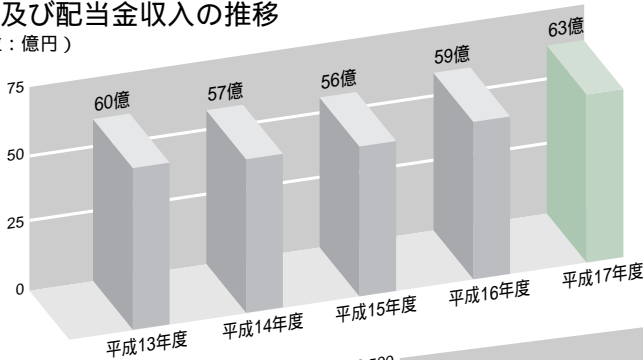
正味収入保険料の推移
(単位：億円)



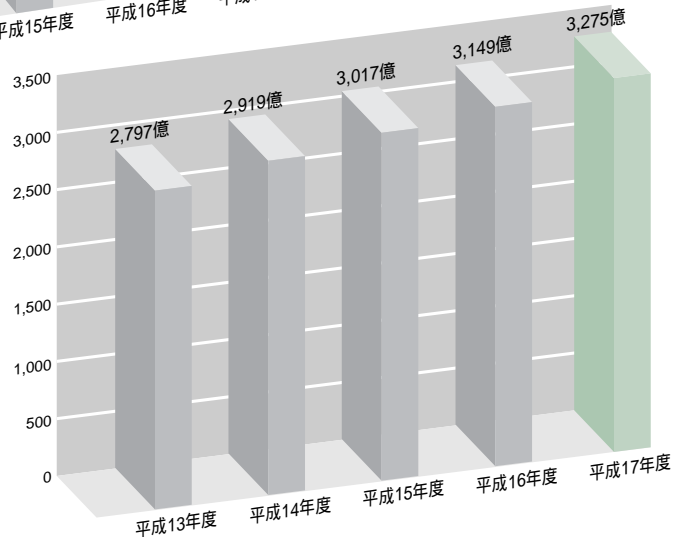
総資産の推移
(単位：億円)



利息及び配当金収入の推移
(単位：億円)



責任準備金の推移
(単位：億円)



2. 経営方針（理念）と行動規範

- (1) 損害保険に対する社会のニーズの増大と多様化に対応し、経営基盤の強化を図りつつ、損害保険の普及に貢献するため、弊社は以下の内容を経営方針（理念）としております。

経営方針（理念）

保険需要の積極的開発と十分な補償の提供

個人の生活と企業の活動に生ずるあらゆるリスクにかかわる保険需要に対応し、安心かつ安全に、生活、活動できるよう多面的な保険の提供を行います。同時にそれを通して家計及び企業の安定と繁栄を追究していきます。

契約者サービスの向上

保険業務の的確な遂行を通して、ご契約者サービスの向上を図り、信頼され得る企業となるよう努力します。特に保険事故の発生時には迅速、適正な処理に心がけ、保険金のお支払いなど、ご契約者のサービス体制の更なる充実強化に努めます。

経営体質の向上

良質な保険商品を多くのお客様にご利用いただくため、コンピュータ等の有効な利用による業務処理の効率化、人員配置の適正化及び募集効率を高めることを通して、経営体質の向上に努めます。

人材の育成と社員研修の充実強化

上記の諸問題を実現するために、社員の資質と業務能力の向上を目指し、体系的な研修を実行し、お客様に接する機会が多い代理店の研修を強化していきます。

- (2) 朝日火災は、前記の「経営方針（理念）」を具現化し、日常業務を遂行するために次の行動指針に従った活動を行います。

行 動 規 範

損害保険事業の社会的責任と公共的使命を踏まえつつ、健全な業務運営を展開し、社会から信頼される企業となるよう努めます。

社員ひとりひとりが法令や社内規定を厳格に遵守し、社会規範や企業倫理に基づいた適正な企業活動を遂行します。

公正、透明、自由な競争を行い、個人情報、顧客情報の保護に十分配慮し、お客様の満足に応えられる質の高い商品とサービスを公平に提供します。

企業情報の積極的かつ公正な開示に努め、広く社会とのコミュニケーションを行います。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、断固とした姿勢で臨みます。

従業員の多様性、人格・個性を尊重し、安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現します。

良き企業市民として、積極的に社会貢献活動を推進します。

ご契約者に対しては.....

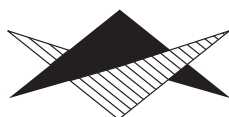
すみやかに親身に、
積極的な事故対応こそご契約者サービスの根幹
として、営業活動にあたっています。

3. 会社の沿革

弊社は、昭和26年2月28日東京において、野村證券、大和銀行（現りそな銀行）、第一銀行（現みずほ銀行）のほか財界人および有力各社の発起により、資本金5000万円をもって設立登記されました。同年3月17日、火災、海上および運送保険の事業免許をうけ、営業を開始しました。以後当社は、積極的活動と経営の効率化により着実な発展を続け、資本金は25億235万円となり、現在に至っています。

当社の現状（平成18年3月末日現在）

本店の所在地	東京都千代田区 平成18年6月26日より 神田美土代町7番地
設立年月日	昭和26年2月28日
営業拠点数	営業部・支店 37 （営業課 41、企業課 7） 営業所 37、駐在事務所 2 法人部 4
代理店	6,297店
従業員	661名
資本金	25億235万円
総資産	4,170億円
発行済株式総数	869万株
株主数	278名



マークの由来

このマークは、朝日の「A」と火災の「火」とを合わせたもので、朝日火災のお客様と共に社員、代理店の全員の一致協力の言動を表わし、「つねに新しく、上昇する朝日の勢い」を象徴しています。

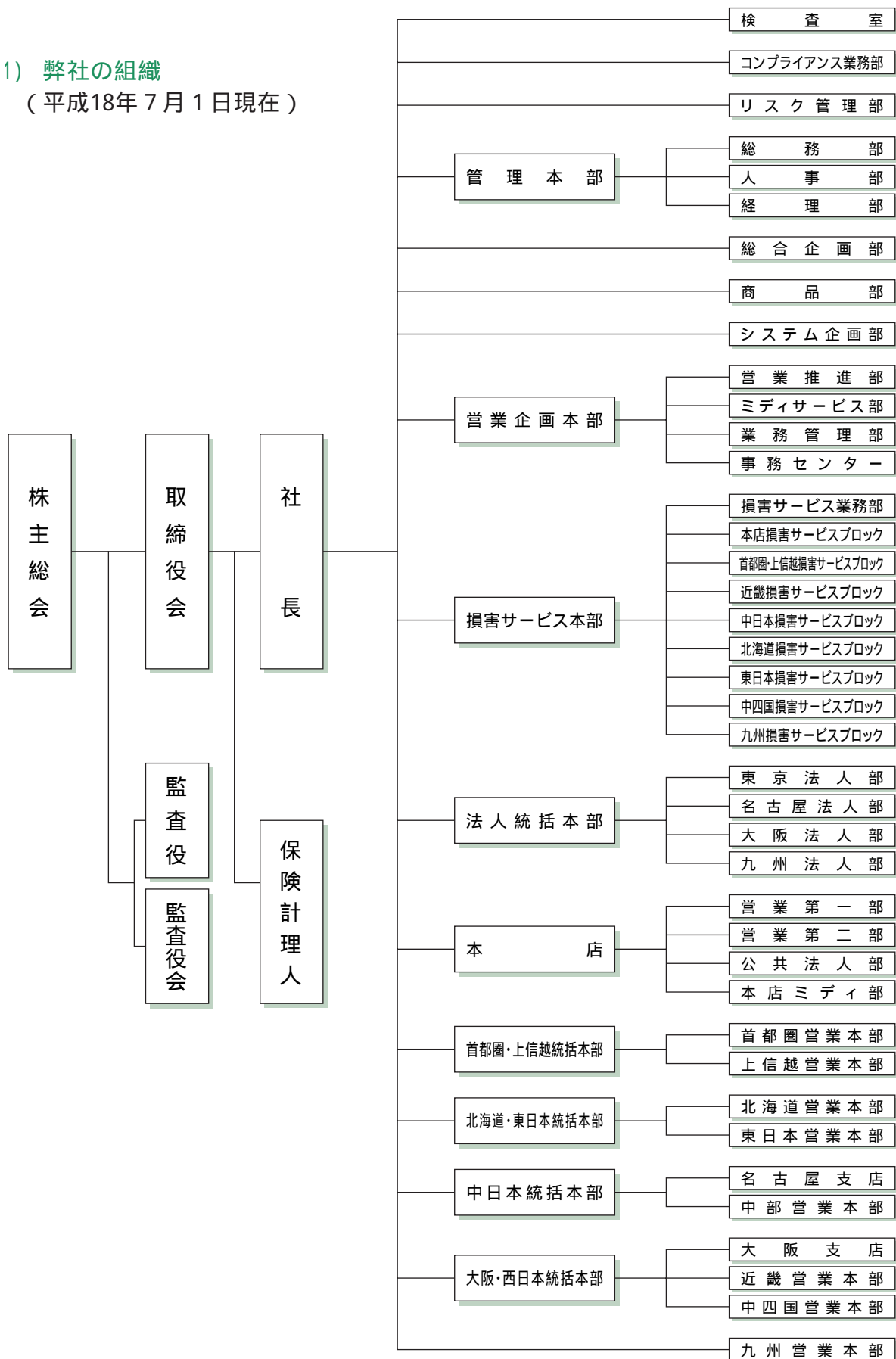
昭和26年2月	創立総会を日本工業倶楽部で開催 尾上登太郎氏、初代社長に就任。発行済株式総数100万株、資本金5,000万円。本社を東京都千代田区大手町2・2野村ビル6階に設置（2月28日登記）
3月	火災・海上・運送保険事業免許取得
3月	営業開始
昭和27年3月	本社を東京都千代田区神田鍛冶町2・10上野ビルへ移転
昭和28年12月	資本金1億円に（100万株を増資、発行済株式総数200万株）
昭和29年3月	自動車保険事業免許取得
3月	傷害保険・信用保険事業免許取得
昭和30年12月	自動車損害賠償責任保険事業免許取得
昭和36年3月	創立10周年記念日。『10年の歩み』発行
昭和37年5月	店舗総合保険認可
昭和40年1月	資本金2億5,000万円に（300万株を増資、発行済株式総数500万株）
2月	鉄道保険部と合体
5月	『朝日代理店ニュース』創刊
昭和41年6月	住宅総合保険および店舗総合保険に付帯する家計地震保険認可
昭和42年11月	交通事故傷害保険認可
昭和43年8月	飛騨川事故発生（観光バス2台飛騨川に転落、104名死亡。乗客1名につき傷害保険50万円当社に付保）。当社全額支払い
昭和44年11月	満期戻長期保険事業免許取得、ペットネーム「朝日の貯蓄保険」として発売
昭和46年7月	全日空機、自衛隊機と空中接触事故発生（旅客・乗員全員死亡。旅客155名中125名が当社契約者）。当社1億2,500万円支払い
昭和48年4月	新代理店制度発足にともない、代理店講習の自社教育体制を確立・実施
昭和48年11月	住宅火災保険認可
昭和50年12月	創立25周年を記念して朝日火災代理店企業共済組合設立

昭和50年12月	自家用自動車保険（PAP）認可	平成12年1月	損保全社「西暦2000年問題」に対し万全の体制
昭和52年5月	満期戻総合保険認可		
昭和57年9月	自家用自動車総合保険（SAP）認可	7月	ロードアシスタンスサービス開始
昭和61年3月	創立35周年記念日。『35周年のあゆみ』発行	9月	代理店専用ホームページ「AG・NET」開設
10月	傷害保険積立型基本特別約款認可	平成13年4月	「金融商品の販売等に関する法律」
昭和62年10月	新資本金13億3,000万円に（第三者割り当てにより100万株を増資、発行済株式総数600万株）	4月	「消費者契約法」施行
		4月	新代理店制度実施
昭和63年9月	関連子会社「朝日火災ビジネス・サービス(株)」設立	4月	申込書の代理店オンライン計上開始
10月	新資本金24億500万円に（第三者割り当てにより100万株を増資、発行済株式総数700万株）	平成14年7月	「コンプライアンス推進室」設置
			「スーパージャンプ」予定利率改定及び「W30型」新発売
平成元年4月	オンラインネットワーク完成	7月	「損害保険料率算出機構」発足
平成3年3月	創立40周年を迎える	平成15年1月	「本人確認法(金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律)」施行
9月	台風19号による保険金支払総額、損保全社で5,679億円に	1月	「医療総合保険」「がん保険」発売開始
11月	「満期戻総合保険」改定（担保範囲の拡大）	6月	「お客様相談センター」開設
12月	『朝日火災40年の歩み』発行	8月	「勧誘方針」改定
平成5年3月	朝日火災富士研修センター完成	平成16年1月	ホームサポートサービス開始
平成6年4月	「スーパージャンプ」新発売	7月	「行動規範」作成
10月	日米の保険分野に関する措置決定	9月	リスク細分型自動車総合保険
平成7年5月	保険業法、56年ぶりに改正成立	9月	「ASAP(アサップ)」発売開始
平成8年4月	保険業法施行「損害保険契約者保護基金」制度開始	10月	台風18号による保険金支払総額、損保全社で3,822億円に
7月	第1回損害保険仲立人試験実施	10月	ライフコンサルティングサービス開始
12月	日米保険協議が決着	10月	「e-JBAI」稼働開始
平成9年2月	代理店保険料請求書の直送を開始	平成17年4月	家庭総合保険「ホームアシスト」発売開始
11月	新資本金25億235万円に（第三者割り当てにより33万株を増資、発行済株式総数869万株）	4月	「プライバシーポリシー」作成
		4月	「個人情報保護法」全面施行
平成10年6月	保険業法、料率算出団体法の改正	4月	ペイオフ全面解禁
6月	「通達」「事務連絡」を廃止し、「事務ガイドライン」による行政へ	8月	「リスク管理部」発足
7月	算定会料率の遵守義務の廃止	11月	「業法第一条の誓い」制定
平成11年4月	自動車保険「人身傷害補償特約」認可	平成18年3月	「事務センター」発足
7月	自動車保険ノンフリート等級別料率制度の改定（上限20等級）	4月	「損害保険契約者保護制度」改正
10月	台風18号による保険金支払総額、損保全社で3,147億円に	5月	「会社法」施行
11月	朝日火災ホームページ開設	5月	「内部統制システムの基本方針」決定
		6月	本社を東京都千代田区神田美土代町7番地住友不動産神田ビルに移転

4. 会社の組織・店舗網一覽

(1) 弊社の組織

(平成18年7月1日現在)

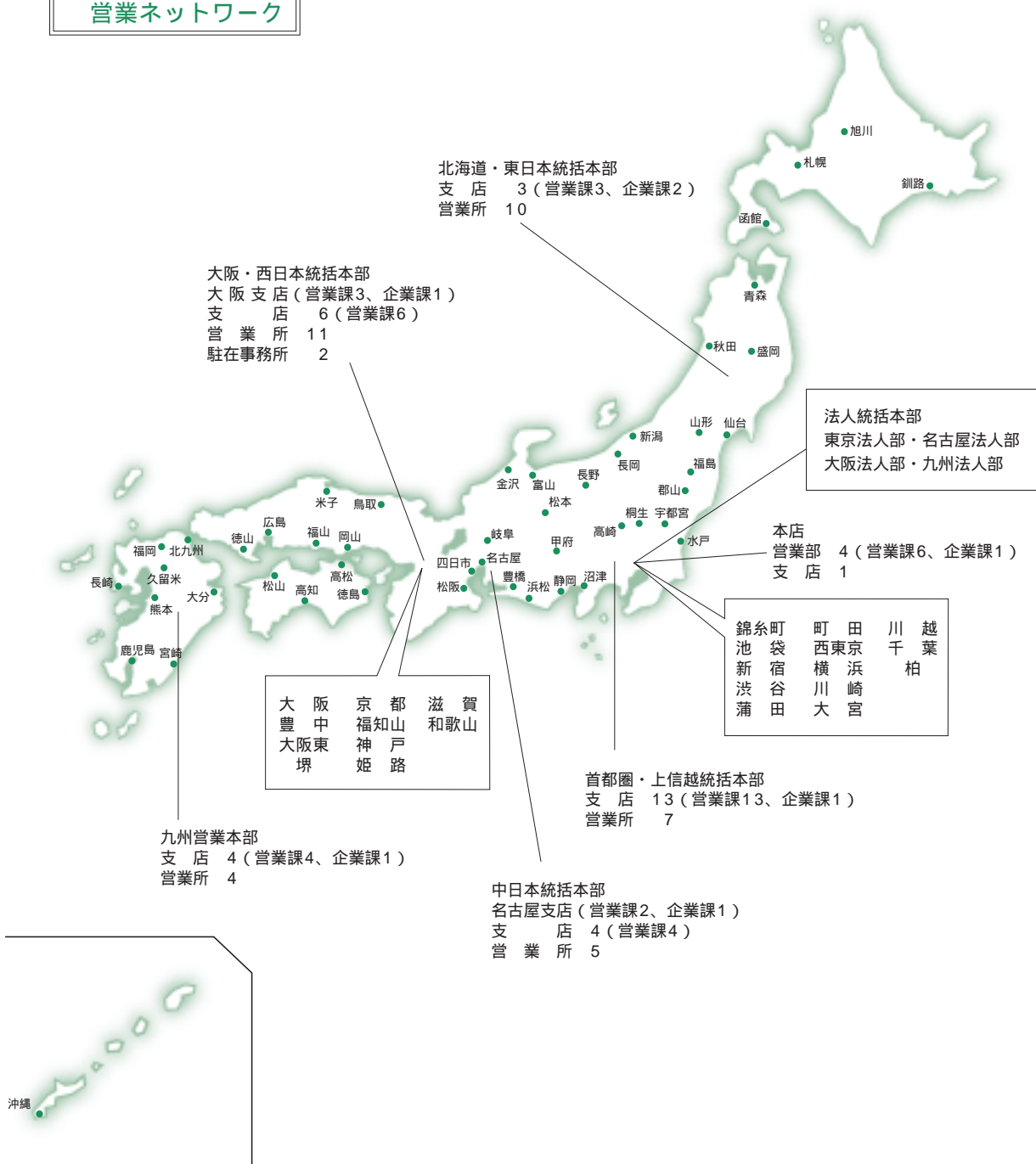


(2) 営業体制

弊社は全国に6統括本部、12営業本部を軸に、4営業部、33支店、37営業所の営業店舗を配置しております。

(営業課41 / 企業課 7 / 駐在事務所 2 / 法人部 4)

営業ネットワーク



(3) 店舗網一覽

北に南にはぐくみます、ふれあいネットワーク

サービスセンター併設店

国内営業店舗数 支店33営業所37(平成18年3月末日現在)

本店・東京法人部

〒101-8655 東京都千代田区神田美土代町7番地 03 3294 2111
平成18年6月26日より

本店営業第一部・本店営業第二部
公 共 法 人 部・本店メディア部

沖縄支店 〒900-0014

沖縄県那覇市松尾1-19-27 098 860 4016

首都圏営業本部

新宿支店 〒160-0023

東京都新宿区西新宿1-12-11 山銀ビル 03 3343 4576

渋谷支店 〒150-0002

東京都渋谷区渋谷1-24-15 ヒラゼン宮益ビル 03 3406 8222

池袋支店 〒171-0022

東京都豊島区南池袋2-26-4 南池袋平成ビル 03 3987 4301

蒲田支店 〒144-0052

東京都大田区蒲田4-21-14 明治安田生命蒲田ビル 03 3732 9811

錦糸町支店 〒130-0022

東京都墨田区江東橋3-7-8 日本生命錦糸町ビル 03 3632 0817

西東京支店 〒190-0022

東京都立川市錦町1-7-18 立川エフビル 042 524 8205

町田支店 〒194-0022 平成18年7月10日より

東京都町田市森野1-36-14 ビオレ町田ビル 042 722 1146

大宮支店 〒330-0802

埼玉県さいたま市大宮区宮町1-38-1 048 644 7744

野村不動産大宮共同ビル

川越支店 〒350-0043

埼玉県川越市新富町2-22 八十二銀行川越ビル 049 222 3248

横浜支店 〒231-0015

神奈川県横浜市中区尾上町4-52 横浜野村証券ビル 045 641 8612

川崎営業所 〒210-0006

神奈川県川崎市川崎区砂子1-8-1 さくら川崎駅前ビル 044 211 0231

千葉支店 〒260-0027

千葉県千葉市中央区新田町2-19 山口ビル 043 246 6236

柏営業所 〒277-0005

千葉県柏市柏4-2-1 三井生命柏ビル 04 7166 4161

甲府営業所 〒400-0024

山梨県甲府市北口1-1-8 甲府北口ビル 055 254 5435

北海道営業本部

札幌支店 〒060-0002

北海道札幌市中央区北2条西3-1 越山ビル 011(231)7321

函館営業所 〒040-0001

北海道函館市五稜郭町4-16 函館五稜郭M Fビル 0138(52)7790

旭川営業所 〒070-0032

北海道旭川市2条通9-228 道銀ビル 0166(24)5131

釧路営業所 〒085-0014

北海道釧路市末広町12-1-19 0154(23)7910

東日本営業本部

仙台支店 〒980-0811

宮城県仙台市青葉区一番町2-8-18 仙台中央ビル 022(221)7621

青森営業所 〒030-0861

青森県青森市長島2-1-5 みどりやビル 017(722)8513

盛岡営業所 〒020-0034

岩手県盛岡市盛岡駅前通り8-17 小岩井明生ビル 019(653)8051

秋田営業所 〒010-0001

秋田県秋田市中通2-2-32 住友生命ビル 018(832)8482

山形営業所 〒990-0039

山形県山形市香澄町2-2-39 須藤ビル 023(632)8628

郡山営業所 〒963-8002

福島県郡山市駅前2-5-12 郡山野村証券ビル 024(923)4065

福島営業所 〒960-8035

福島県福島市本町5-5 殖産銀行フコク生命ビル 024(522)6800

宇都宮支店 〒320-0811

栃木県宇都宮市大通1-4-22 住友生命宇都宮第二ビル 028(624)8581

水戸営業所 〒310-0021

茨城県水戸市南町2-6-18 日本生命水戸南町ビル 029(231)1991

上信越営業本部

新潟支店 〒951-8068

新潟県新潟市上大川前通六番町1215-7 025(225)1700

新潟野村証券ビル

長岡営業所 〒940-0066

新潟県長岡市東坂之上町1-2-6 カーニープレイス長岡 0258(36)9337

高崎支店 〒370-0052

群馬県高崎市旭町44-2 旭町ビル 027(322)8739

桐生営業所 〒376-0023

群馬県桐生市錦町3-1-25 桐生商工会議所会館 0277(43)6224

長野営業所 〒380-0936

長野県長野市岡田町215-1 日本生命長野ビル 026(227)1092

松本営業所 〒390-0815

長野県松本市深志2-5-2 県信松本深志ビル 0263(32)9374

名古屋支店・名古屋法人部

〒460-0003
愛知県名古屋市中区錦2-19-6 名古屋野村證券第二ビル 052(231)4461

中部営業本部

豊橋営業所 〒440-0888
愛知県豊橋市駅前大通1-27 三菱UFJ証券豊橋ビル 0532(53)2936
金沢営業所 〒920-0031
石川県金沢市広岡1-1-35 金沢第二ビル 076(233)2884
富山営業所 〒930-0029
富山県富山市本町9-10 大同生命富山ビル 076(444)2220
四日市支店 〒510-0067
三重県四日市市浜田町5-27 第三加藤ビル 0593(51)7215
松阪営業所 〒515-0019
三重県松阪市中央町515-3 一志屋中央ビル 0598(51)2283
岐阜支店 〒500-8813
岐阜県岐阜市明徳町10 杉山ビル 058(263)191
浜松支店 〒430-0927
静岡県浜松市旭町9-1 浜松センタービル 053(454)8396
静岡支店 〒420-0857
静岡県静岡市葵区御幸町4-1 アーバンネット静岡ビル 054(253)151
沼津営業所 〒410-0801
静岡県沼津市大手町3-6-18 住友生命沼津ビル 055(963)7173

大阪支店・大阪法人部

〒541-8508
大阪府大阪市中央区本町3-4-10 本町野村ビル 06(6265)2800

近畿営業本部

豊中営業所 〒560-0021
大阪府豊中市本町1-11-1 豊中本町ビル 06(6841)8138
大阪東営業所 〒577-0056
大阪府東大阪市長堂2-3-21 日本生命布施駅前ビル 06(6784)8001
堺営業所 〒590-0076
大阪府堺市堺区北瓦町2-4-18 リソな堺東ビル 072(222)3555
京都支店 〒600-8411
京都府京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町612 075(211)4221
四条烏丸ビル
福知山駐在事務所 〒620-0054
京都府福知山市末広町5-10-1 双和産業ビル 0773(22)3676
神戸支店 〒650-0034
兵庫県神戸市中央区京町71 山本ビル 078(321)0701
姫路支店 〒670-0911
兵庫県姫路市十二所前町45 朝日生命姫路ビル 079(281)3535
滋賀営業所 〒520-0047
滋賀県大津市浜大津2-1-36 大津フコク生命ビル 077(523)5561
和歌山営業所 〒640-8331
和歌山県和歌山市美園町5-2-5 アルテビル和歌山 073(402)1650

中四国営業本部

広島支店 〒730-0035
広島県広島市中区本通7-29 アイピービル 082(247)2431
福山営業所 〒720-0043
広島県福山市船町7-25 ケイエースビル 084(924)1751
徳山営業所 〒745-0034
山口県周南市御幸通り1-5 住友生命徳山ビル 0834(22)1341
岡山支店 〒700-0901
岡山県岡山市本町6-36 第一セントラルビル 086(225)0505
米子営業所 〒683-0041
鳥取県米子市茶町63 三愛ビル 0859(32)2201
鳥取駐在事務所 〒680-0845
鳥取県鳥取市富安2-159 久本ビル 0857(26)5535
高松支店 〒760-0023
香川県高松市寿町1-1-12 パシフィックシティ高松 087(821)5581
松山営業所 〒790-0878
愛媛県松山市勝山町1-19-3 青木第一ビル 089(943)7605
高知営業所 〒780-0053
高知県高知市駅前町1-8 第7駅前観光ビル 088(883)2840
徳島営業所 〒770-0905
徳島県徳島市東大工町1-9-1 アクサ徳島ビル 088(622)5724

九州営業本部

福岡支店・九州法人部 〒810-0001
福岡県福岡市中央区天神2-14-8 福岡天神センタービル 092(712)3311
北九州支店 〒802-0081
福岡県北九州市小倉北区紺屋町4-6 北九州ビル 093(551)5881
久留米営業所 〒830-0032
福岡県久留米市東町35-3 久留米昭光ビル 0942(31)2311
大分支店 〒870-0023
大分県大分市長浜町2-14-26 O.S.Hビル 097(534)6011
長崎営業所 〒850-0057
長崎県長崎市大黒町11-8 095(826)6348
熊本支店 〒860-0804
熊本県熊本市辛島町6-7 辛島町第一生命ビル 096(324)2332
宮崎営業所 〒880-0001
宮崎県宮崎市橘通西5-1-23 矢野興業ビル 0985(24)6859
鹿児島営業所 〒892-0844
鹿児島県鹿児島市山之口町1-7 南海貿易センタービル 099(222)8141

5. 株主・株式の状況

(1) 基本事項

定時株主総会開催時期	毎年6月中
決算期日	毎年3月31日
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
基準日	毎年3月31日
公告掲載新聞	日本経済新聞
上場取引所名	非上場

(2) 定時株主総会議案等

第56回定時株主総会が、平成18年6月29日に開催され、以下のとおり報告並びに決議されました。

報告事項

第56期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書について報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第56期利益処分案承認の件

本件は原案のとおり、承認可決されました。

第2号議案 自己株式取得の件

本件は原案のとおり、会社法第156条及び第160条の規定に基づき、本総会終結の時から、1年を超えない時まで、特定の者より普通株式5万株、取得価額の総額9千5百万円を限度として自己株式を取得することにつき、承認可決されました。

第3号議案 定款一部変更の件

本件は原案のとおり、承認可決されました。

第4号議案 取締役14名選任の件

本件は原案のとおり、14氏が選任され、就任いたしました。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

本件は原案のとおり、承認可決されました。

(3) 株式分布状況

所有者別状況

(平成18年3月31日現在)

所有者区分	株主数	株式数	発行済株式総数に対する割合
政府・地方公共団体	0 人	0 株	0.00 %
金融機関	6	855,140	9.84
証券会社	4	348,040	4.01
その他の法人	38	6,394,531	73.58
外国法人	0	0	0.00
個人その他	230	1,092,289	12.57
合計	278	8,690,000	100.00

所有数別状況

(平成18年3月31日現在)

所有数区分	株主数	株主総数に対する割合	株式数	発行済株式総数に対する割合
1 単元未満	100 人	35.97 %	33,411 株	0.38 %
1 単元以上 5 単元未満	131	47.12	261,414	3.01
5 単元以上 10 単元未満	12	4.32	83,960	0.97
10 単元以上 50 単元未満	15	5.40	296,940	3.42
50 単元以上 100 単元未満	3	1.08	184,740	2.13
100 単元以上 500 単元未満	14	5.04	3,176,035	36.55
500 単元以上 1000 単元未満	2	0.72	1,526,700	17.57
1000 単元以上	1	0.35	3,126,800	35.97
合計	278	100.00	8,690,000	100.00

地域別状況

(平成18年3月31日現在)

地域区分	株主数	株主総数に対する割合	株式数	発行済株式総数に対する割合
北海道	4 人	1.44 %	9,363 株	0.11 %
東北	9	3.24	6,356	0.07
関東	167	60.07	7,443,361	85.65
中部	40	14.39	87,171	1.00
近畿	44	15.83	1,133,007	13.04
中国	6	2.16	2,393	0.03
四国
九州	8	2.87	8,349	0.10
外国
合計	278	100.00	8,690,000	100.00

(4) 大株主（上位10位）

（平成18年3月31日現在）

氏名または名称	住 所	所 有 数 株 式 数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
野村土地建物株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目7番2号	3,126 千株	35.98 %
財団法人 鉄道弘済会	東京都千代田区麹町五丁目1番地	968	11.14
朝日火災従業員持株会	東京都千代田区鍛冶町二丁目6番2号	558	6.43
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	418	4.81
株式会社 りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	418	4.81
株式会社 みずほ銀行	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号	405	4.67
株式会社 ジャフコ	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	405	4.67
野村不動産株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号	286	3.29
野村殖産株式会社	大阪市中央区高麗橋二丁目1番2号	244	2.81
株式会社 杉村倉庫	大阪市南区福崎一丁目1番57号	168	1.93
計		6,998	80.54

(5) 配当政策

弊社は、利益処分には、長期安定的な経営基盤を確立するため、内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様に対して安定した配当を行うことを基本方針としています。

以上の方針に基づき、平成18年3月期の株主配当金については、前記と同じく1株につき6円としました。

内部留保金については、任意積立金として積み立てて、担保力の強化を図ることとしています。

(6) 資本金の推移

（単位：百万円）

年 月 日	増 資 額	増 資 後 資 本 金	摘 要
昭和26年 2月26日		50	設立
昭和28年12月16日	50	100	有償 第三者割当
昭和40年 1月 1日	150	250	有償 第三者割当
昭和62年10月 1日	1,080	1,330	有償 第三者割当
昭和63年10月 1日	1,075	2,405	有償 第三者割当
平成 9年11月 7日	97	2,502	有償 第三者割当

(7) 最近の新株発行状況

種 類	発行年月日	発行株式数	発行総額	摘 要
普通株式	昭和62年10月1日	1,000千株	2,160百万円	有償 第三者割当（14人）1,000,000株 発行価額2,160円 資本組入額1,080円
普通株式	昭和63年10月1日	1,000	2,150	有償 第三者割当（28人）1,000,000株 発行価額2,150円 資本組入額1,075円
普通株式	昭和63年11月1日	600	30	無償 株主割当（1：0.1）600,000株
普通株式	平成2年2月1日	760	38	無償 株主割当（1：0.1）760,000株
普通株式	平成9年11月7日	330	194	有償 第三者割当（1人）330,000株 発行価格590円 資本組入額295円

6. 役員状況

取締役及び監査役

(平成18年7月1日現在)

役名	氏名 (生年月日)	略	歴
取締役社長 (代表取締役)	おお や かず ほ 大家 一 穂 (昭和24年7月26日生)	平成6年6月 平成10年6月 平成12年12月 平成13年6月	野村証券株式会社取締役 野村ファイナンス株式会社 常務取締役 野村土地建物株式会社 顧問 当社取締役社長(現職)
専務取締役	よし がわ けい ぞう 吉 川 敬 三 (昭和18年7月22日生)	昭和41年4月 平成6年6月 平成9年6月 平成16年6月 平成18年3月	当社入社 取締役 常務取締役 専務取締役 専務取締役営業企画本部長兼北海道営業本部長(現職)
常務取締役	ど い たけ ひこ 土 居 武 彦 (昭和18年9月22日生)	平成8年1月 平成9年1月 平成9年6月 平成12年6月	株式会社大和銀行調査役 当社入社 大阪法人部長 取締役 常務取締役大阪・西日本統括本部長(現職)
常務取締役	すず き たけ と 鈴 木 健 人 (昭和22年2月5日生)	昭和44年4月 平成9年6月 平成14年6月 平成15年6月 平成18年3月	当社入社 本店長兼本店営業第一部長兼営業第二部長 取締役 常務取締役 常務取締役法人統括本部長兼東日本営業本部長(現職)
常務取締役	なか がわ のり お 中 川 典 雄 (昭和18年4月4日生)	昭和41年4月 平成3年6月 平成12年6月 平成16年6月 平成18年3月	当社入社 営業企画室長 取締役 常務取締役 常務取締役損害サービス本部長(現職)
常務取締役	とき た かず お 鴫 田 一 男 (昭和23年9月30日生)	昭和48年4月 平成9年6月 平成12年6月 平成16年6月	当社入社 北海道営業本部長兼札幌支店長 取締役 常務取締役首都圏・上信越統括本部長(現職)
常務取締役	みや もと まさ み 宮 本 正 美 (昭和22年2月17日生)	昭和45年4月 平成6年11月 平成14年6月 平成15年6月 平成18年6月	当社入社 名古屋支店長 取締役 取締役中日本統括本部長 常務取締役中日本統括本部長(現職)
常務取締役	うち お ひろし 内 尾 博 (昭和24年10月28日生)	昭和48年4月 平成13年2月 平成14年6月 平成16年6月 平成18年6月	当社入社 本店営業第二部長 取締役 取締役本店長 常務取締役本店長(現職)
取締役相談役	はら おか こう きち 原 岡 幸 吉 (大正8年7月17日生)	昭和45年3月 昭和49年5月 昭和53年7月 平成11年7月	日本国有鉄道常務理事 日本運輸倉庫株式会社取締役社長 当社取締役相談役(現職) 日本オイルターミナル株式会社顧問(現職)
取締役	ふく ま みね お 福 眞 峰 穂 (昭和20年11月12日生)	平成8年6月 平成13年6月 平成15年7月 平成16年6月	東日本旅客鉄道株式会社取締役新潟支社長 株式会社ジェイアール東日本企画代表取締役専務 財団法人鉄道弘済会専務理事(現職) 当社取締役(現職)

役名	氏名 (生年月日)	略歴
取締役	増田道憲 (昭和24年9月11日生)	昭和48年4月 当社入社 平成11年7月 経理部長 平成16年6月 取締役経理部長 平成17年6月 取締役管理本部長(現職)
取締役	大野繁彦 (昭和27年5月27日生)	昭和51年4月 当社入社 平成12年6月 札幌支店長 平成16年4月 北海道営業本部長兼東日本営業本部長 平成16年6月 取締役北海道・東日本統括本部長 平成18年3月 取締役業務管理部及び事務センター担当(現職)
取締役	新井昇 (昭和28年3月19日生)	昭和51年4月 当社入社 平成14年4月 大阪支店長 平成16年6月 取締役大阪支店長(現職)
取締役	浜田裕彦 (昭和29年12月4日生)	昭和52年4月 当社入社 平成10年6月 広島支店長 平成15年6月 名古屋支店長 平成17年6月 取締役総合企画本部長 平成18年3月 取締役総合企画部長兼コンプライアンス業務部及びリスク管理部担当(現職)
常勤監査役	中谷正春 (昭和16年2月6日生)	昭和38年4月 当社入社 平成9年6月 取締役 平成12年6月 常務取締役 平成17年6月 常勤監査役(現職)
監査役	高井靖治 (昭和4年4月26日生)	昭和59年12月 野村證券株式会社監査役 昭和62年12月 野村福祉共済会理事長 昭和63年6月 当社監査役(現職)
監査役	野村文英 (昭和9年4月13日生)	昭和57年12月 野村證券株式会社監査役(現職) 昭和58年6月 野村殖産株式会社代表取締役社長(現職) 平成6年6月 当社監査役(現職)

(注) 監査役高井靖治及び野村文英は、商法特例法第18条第1項に定める「社外監査役」です。

弊社は執行役員制度を導入しています。

執行役員は次のとおりです。

役名	氏名 (生年月日)	略歴
執行役員 (本店営業第一部長)	佐古隆 (昭和25年4月9日生)	昭和49年4月 当社入社 平成14年11月 本店営業第二部長 平成17年4月 本店営業第一部長 平成17年6月 執行役員就任(現職)
執行役員 (九州営業本部長)	八尋富士夫 (昭和27年1月18日生)	平成14年7月 当社入社 平成15年6月 九州営業本部長席部長 平成16年4月 九州営業本部長 平成17年6月 執行役員就任(現職)
執行役員 (商品部長)	柳澤紀久 (昭和25年6月7日生)	昭和50年4月 当社入社 平成14年7月 名古屋支店部長兼営業第二課長 平成16年4月 商品部部长 平成18年3月 執行役員就任(現職)
執行役員 (名古屋支店長)	後藤昌弘 (昭和28年7月29日生)	昭和53年4月 当社入社 平成13年7月 本店営業第一部長 平成17年4月 名古屋支店長 平成18年3月 執行役員就任(現職)

7. 従業員の状況

(1) 人員、平均年令、平均勤続年数、平均年間給与 (平成18年3月31日現在)

区 分	従 業 員
従 業 員 数	661名
平 均 年 令	42.7歳
平 均 勤 続 年 数	14.5年
平 均 年 間 給 与	7,046千円

- (注) 1. 従業員数は、就業人員(弊社から社外への出向者を除き、社外から弊社への出向者を含む。)であり、嘱託社員を含み、退職者及び臨時従業員は含まない。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいる。

(2) 採用方針

柔軟な発想を持ち、個性的で想像力を発揮する人材を求めています。

(3) 研修制度

ベンチャースピリッツ、フロンティアスピリッツを育成するため、入社後3ヶ月の本社集中研修、1年次及び3年次研修などの若手社員研修、リスクサーベイヤー研修、損害調査部門研修など、社員一人一人の専門性を向上させる研修など。

(4) 福利厚生

社員の福利厚生として、各種制度(持株会・財形貯蓄・慶弔および災害見舞など)、保養施設(御殿場・斑尾・その他多数法人会員)、クラブ活動(囲碁・華道・ゴルフ・野球・サッカー・テニス・ボーリング・駅伝・水泳など)の充実に努めています。

(5) 研修センター

創立40周年の記念事業として、平成5年に静岡県小山町に開設した「朝日火災富士研修セ



ンター」は、雄大な富士山を正面にとらえ、緑豊かな自然に恵まれた環境にあって、研修棟には大研修室1・中研修室2を備え、また宿泊棟には約70名を収容できる洋室（シングル・ツイン）・和洋室（ファミリータイプ）その規模の大きさ、充実した内容といい当社が誇り得るものとなっています。

この研修センターは、社員及び代理店の研修や会議の開催、また週末には保養にと多目的に利用されており、当社の発展にとって欠かせない人材育成に大きく貢献していく核的施設としての役割を担っています。

8. 関連会社

会社名	本店所在地	設立年月日	主な業務内容	資本金	当社出資比率
朝日火災ビジネス・サービス株式会社	東京都千代田区	昭和63年9月29日	事務代行、損害保険代理業務	10百万円	% 100

9. トピックス

(1) 自賠償共同システム「e・JIBAI」のワンストップサービスとの連携について

平成16年10月、損害保険会社11社にて開発した自動車損害賠償責任保険の共同システム「e・JIBAI(イー・ジバイ)」は、平成17年12月から、本格稼働を開始する政府の自動車保有関係手続きのワンストップサービスとの連携など外部システムとの接続が順次実現し、事務が効率化されております。

(2) 「クール・ビズ(Cool Biz)」運動の参加について

平成17年7月、政府・環境省が唱える、地球温暖化防止対策として夏の軽装運動「クール・ビズ(Cool Biz)」に参加し、ノーネクタイ、ノー上着など、軽装での執務を実施しました。

弊社は、行動規範において「良き企業市民として、積極的に社会貢献活動を推進します」として社会的責任を果たす企業となるよう努力しており、環境問題への取組みの一環として、事業所内の冷房設定温度を基本的に28度に近づけるようにいたしました。

(3) 社会貢献活動

社会貢献活動の一環として特定非営利活動法人 サパ=西アフリカの人達を支援する会に加入し、昨年度に引き続きカレンダーの購入などを通して支援活動を行いました。

弊社では今後も社会貢献活動を続けてまいります。

サパ=西アフリカの人達を支援する会とは、砂漠化の進む西アフリカの農村に住む人々が自立

し、平和で健康な暮らしが実現できるよう、相互協力することを目的として設立し、西アフリカの農村自立実現のための諸プロジェクトの企画、研究及び実施、 の実施に必要な資金の調達、 会員募集及び国内外での広報活動、 その他、会の目的達成に必要な活動を行っています。

(4) 付随的保険金に関するリーフレットの作成について

万が一の事故が発生した際に、各種保険商品は基本的補償に加えて、費用保険金や特約保険金（総称して付随的保険金と言います。）がお支払いの対象になる場合があります。

この付随的保険金に関しまして、平成18年3月、お客様によりわかりやすくご理解していただくためにリーフレットを作成いたしました。リーフレットを作成した保険商品は、自動車保険（ASAP）・自動車保険（PAP・BAP）・家庭総合保険・火災保険・満期戻総合保険・傷害保険・旅行傷害保険・新種保険・運送保険です。

(5) ありがとう55年キャンペーンについて

平成18年3月、創立55周年を記念し、ありがとう55年キャンペーンを実施しております。

平成17年12月には、これを記念し「暮らしのリスクマネジメント」小冊子と「朝日の情景オリジナルカレンダー」「サパカレンダー」を作成し、新聞紙上並びに弊社ホームページでプレゼントを実施しましたところ、約20,000件の応募をいただきました。

(6) 本社移転について

平成18年6月29日、本社を移転いたしました。

新住所は、東京都千代田区神田美土代町7番地住友不動産神田ビルです。神田駅前の旧社屋には、50年余りお世話になりましたが、この度の社屋は、近代的な設備を備えたビルであり、交通機関もJR神田、銀座線神田、都営新宿線小川町、丸ノ内線淡路町、千代田線新御茶ノ水駅から徒歩からいずれも数分の便利な立地にあります。



Ⅱ 弊社の運営

1. 内部統制システムの基本方針

平成18年5月1日、「内部統制システムの基本方針」について決定し、内部統制態勢を構築しております。本方針は10の項目から成り立っております。

1 業務運営の基本方針

- (1) 経営方針（理念）
（前掲P4）
- (2) 行動規範
（前掲P5）

2 内部統制のフレームワーク

経営方針（理念）、行動規範を踏まえ、平成17年11月1日、「業法第一条の誓い」を制定し、全役職員へ浸透を図っております。

「業法第一条の誓い」は、

「私たちは、業務の健全かつ適切な運営に努めます。」

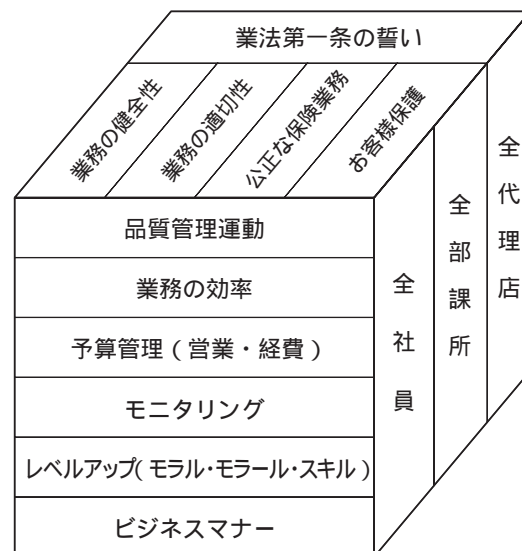
「私たちは、公正な保険募集に努めます。」

「私たちは、お客さまの保護に努めます。」

の3つの宣誓で構成されており、経営方針（理念）、行動規範の礎として位置づけております。

内部統制のフレームワークでは、目的である「業法第1条の誓い」を達成するために、全社員（全役職員）、全部課所（子会社を含む全組織）、全代理店が、「ビジネスマナー」、「レベルアップ（モラル・モラル・スキル）」、「モニタリング」、「予算管理（営業・経費）」、「業務の効率」、「品質管理運動」を手段・方策として実行しようというものです。

内部統制フレームワークの概念図



（注）本モデルは、COSOの内部統制フレームワークをモデルとしており、本モデルの「業務の健全性」にはCOSOモデルの「財務の信頼性」「資産の保全」が、同じく「業務の適切性」には「業務の有効性及び効率性」が、同じく「公正な保険募集」「お客様保護」には「コンプライアンス」が、それぞれ概念として含まれています。

3 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

弊社では、コンプライアンスについて、経営の最重要課題と位置づけ、「法令等遵守に係る基本方針」「朝日火災の勧誘方針」を定めております。

体制としましては、コンプライアンスの確立状況を把握し、強化するために、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を、その下部組織として「コンプライアンス業務部会」を、また、各統括本部等に「本部コンプライアンス委員会」を設置し、会社全体のコンプライアンス統括部署として「コンプライアンス業務部」を設けています。

コンプライアンス体制を具体的に推進するために、「コンプライアンスマニュアル」を策定するとともに、「コンプライアンスプログラム」を作成し、役職員に徹底しております。

また、社内通報制度（コンプライアンスホットライン）を設け、社内の自浄能力を促します。

特に、使用人（社員）の職務について、検査室は、営業活動をはじめとする業務全般が、法令等および社内の諸規定に従い適切に行われているかを基本に、各部門に対して、検査実施要領に基づき検査を実施しております。その結果については、取締役会、コンプライアンス委員会並びにリスク管理委員会に報告をしています。

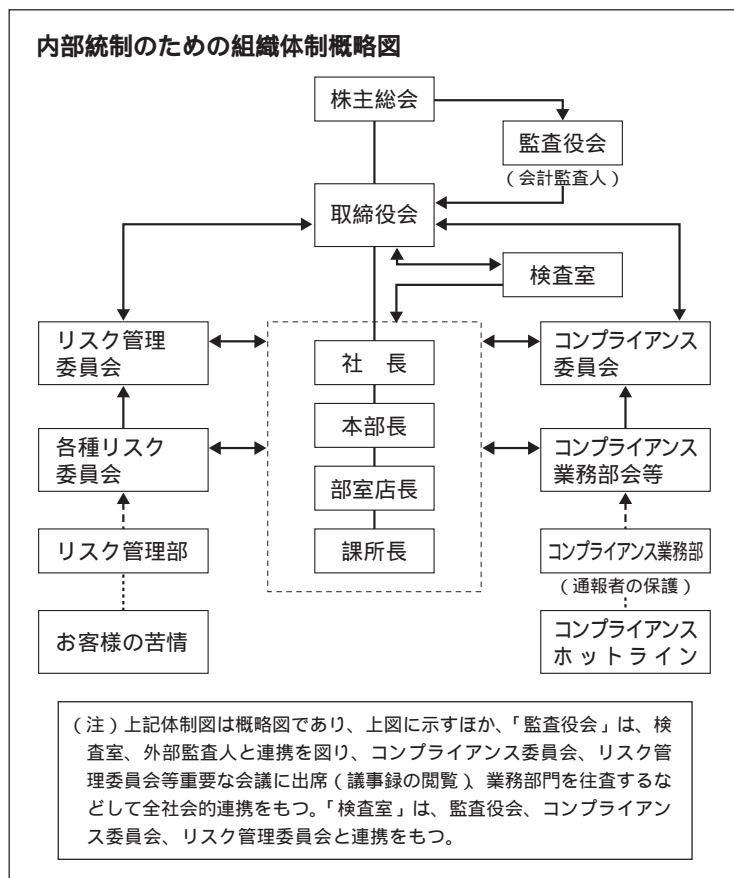
4 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書保存規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し保存します。取締役及び監査役は、文書保存規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

特に、財務報告については、「有価証券報告書等の適正性に関する規程」を制定して財務文書の適正性を確保しております。

5 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク全般の把握とその管理体制の強化のために、リスク全般を統括する組織として、「リスク管理委員会」を設置し、取締役会へ定期的に報告を行っております。取締役



会は、その報告に基づき、経営に影響を与えるリスク情報を確認し対応等を検討しております。

「リスク管理委員会」の下部組織として「保険引受リスク委員会」「資産運用リスク委員会」「事務リスク委員会」「システムリスク委員会」の4つの委員会を設置し、各種リスクの把握、分析、評価、管理を行っております。また、会社全体のリスク管理統括部署として「リスク管理部」を設けています。

リスク管理体制を具体的に推進するために、「リスク管理規程」を策定し実行しております。

また、お客様の苦情を宝物として受け止め、リスク管理に組み入れております。

6 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、「取締役会規程」に基づき、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行います。取締役会では、検査結果、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会の審議結果を参考に重要事項の意思決定が速やかに行われる体制を構築しております。

取締役の職務の執行にあたっては、毎年度初め、「業務計画」を定めるとともに、「適正な予算の編成と執行」を行い、全社的な業務の効率化を実施しております。

7 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

弊社及び子会社の内部統制に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、本社コンプライアンス業務部およびリスク管理部はこれらを横断的に推進し、管理することとしています。

8 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき専属の使用人は配置していませんが、総務部が監査役の業務補助をすることとし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行ったうえで決定します。

9 取締役及び使用人が監査役に報告する体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会のほか重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、コンプライアンス委員会やリスク管理委員会などの重要な会議に出席（または議事録の閲覧）するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧します。また、必要に応じて直接役職員より報告を受けます。

10 その他監査役の監査が実行的に行われていることを確保する体制

監査役は、代表取締役と随時、監査上の重要課題等について意見交換会を設定します。

監査役は、検査室、外部監査法人から監査内容等について報告を受けるとともに、緊密な連係を保ちます。

2. リスク管理の体制

保険事業をとり巻く経営環境の中で、様々なリスクを的確に把握、管理していくことが、経営の重要課題となっております。このため、リスク全般の把握とその管理体制を強化するために様々なリスクを統合して管理するリスク管理部を設置し、各種「リスク委員会」とそれらを横断的に統括した「リスク管理委員会」で実効性のあるリスク管理に向けた検討を行っております。

(1) リスクの種類とリスク管理の方法

弊社では、保険事業に係るリスクを以下のように分類し、各々のリスクにかかわる業務を所管する統括部門を事務局とする各リスク委員会で、リスクの把握、分析、評価、管理を行っています。

委員会	リスク分類	リスクの定義	リスク管理への取組み
資産運用 リスク	保険引受リスク	経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、会社が損失を被るリスク	<p>保険事故の発生状況、金利動向、経済情勢等をふまえて、保険商品の収支状況の分析、将来収支予測等を実施してリスクの把握に努めるとともに、リスクの特性・規模に応じた諸準備金の積立て、再保険手配を実施しています。</p> <p>併せて、保険引受にあたっては、リスクの特性に応じ設定された引受基準を厳正に運用しています。</p> <p>なお、再保険に関する方針等は次頁に記載の通りです。()</p>
	市場リスク	<p>金利の変動により収益が減少したり、キャッシュフローが不安定化するリスク</p> <p>価格の変動により資産価値が減価するリスク</p> <p>外国為替相場の変動により損失を被るリスク</p>	<p>運用資産の残高・含み損益状況の把握に努めるとともに、リスク限度額を具体的に定め、バリュート・アット・リスク法によるリスク量の計測等を行うことにより、リスクの適切な管理に努めています。</p> <p>また、今後通常の市場変化を超える動きを想定したストレス・テストを定期的を実施し、その結果のモニタリングを行うことにより、更なるリスク管理の強化を図ります。</p>
	信用リスク	与信先の財政状況悪化等により、資産の価値が減少ないし消滅し、損失を被るリスク	<p>個別取引に際しては、厳正に信用リスクを分析・審査を行ったうえ、投融資を実施しています。</p> <p>また、厳格な資産の自己査定により適切な償却、引当を行います。</p>
	流動性リスク	予期せぬ資金流失により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスク	<p>新契約、解約、満期等の資金移動に関する情報収集・分析に努め、適切な資金繰り管理に努めるとともに、大規模災害発生時の資金確保態勢に留意し、資金調達のための資産の流動化が円滑に行えるよう、常時、取引環境等を注視しています。</p>

委員会	リスク分類	リスクの定義	リスク管理への取組み
事務リスク	事務リスク	全ての役職員及び弊社と損害保険代理店委託契約を締結している代理店等が、正確かつ迅速な事務を怠ること、正当な理由なく事務処理を放置、長期遅延させること、あるいは事故・不正等を引き起こすことにより、会社または顧客・取引先が損失を被るリスク	各業務分野について、事務手順・ルール等に関するマニュアルの整備を行うとともに、所属部署における自主点検・検査室による内部検査等を参考に事務の改善、事務水準の向上に努めています。また、総合的に事務リスクの低減を促進する趣旨から、随時「事務リスクプロジェクトチーム」を設置し、検討を行っています。
システムリスク	システムリスク	コンピュータシステムのダウン、誤作動、不備、ならびに不正使用等に起因して会社が損失を被るリスク	内部管理およびリスク管理の状況を把握し、また経営方針の戦略目標に添ったシステムを稼働します。 またセキュリティポリシーを含んだシステム管理を行うと共に顧客情報に関しては、「情報管理規程」に基づき、厳正な取扱いを徹底しています。

() 再保険について

(1) 再保険を付す際及び再保険を引き受ける際の方針

再保険を手配する（これを「出再」といいます。）に当たっては、確実に回収出来ることを第一と考へ、出再先である保険会社は一定の基準を満たした信用力の高い保険会社を選定しており、再保険を引き受ける（これを「受再」といいます。）に当たっては、国内受再は慎重な判断のもとに引き受け、海外からの受再は引受リスクの精査が難しいことなどから原則として行っておりません。

(2) 再保険カバーの入手方法

再保険者から直接取得する方法と再保険ブローカー経由で取得する方法を併用しています。

(3) 主要な集積リスクである地震災害リスク及び台風災害リスクについて

地震や台風などの集積リスクを軽減する仕組みとして再保険カバーがあり、取引内容・条件等を定めた再保険契約を再保険者との間で締結しております。これはあらかじめ再保険者との間で一定期間の再保険が円滑に履行されるよう取り交わされるもので、これにより多数の契約が継続的・自動的に再保険処理されます。

地震災害リスクの再保険手当てとして、保険契約の一定割合を自動的に出再する形態や損害について一定の保有損害額に達するまでは当社が負担し、損害がこれを超過した場合にその超過損害を再保険者が負担する形態の再保険カバーを設定しています。出再上限額設定に当たって、個々のリスクの集積状況を地区別に把握・管理し、外部機関によるモデリングデータも勘案しつつ関東大震災クラスを想定した再保険カバーを設定しています。

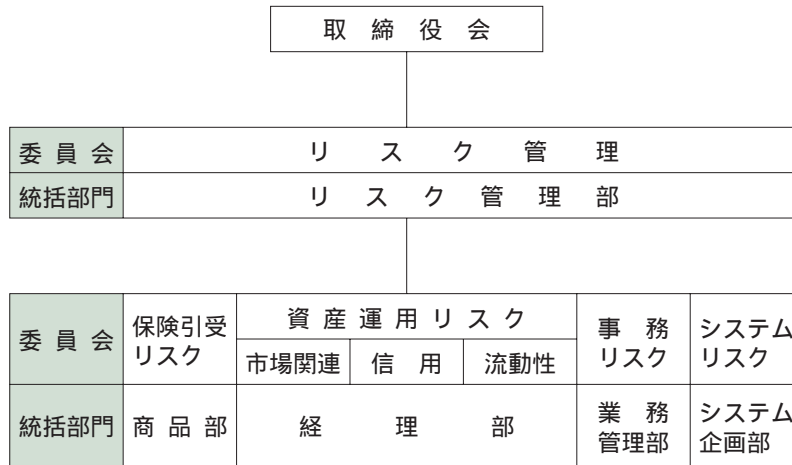
台風災害リスクの再保険形態や出再上限額設定についても地震災害リスクと同様に行っており、伊勢湾台風クラスを想定した再保険カバーを設定しています。

(2) リスク管理の体制

弊社では、上記のような各種リスクを統括部門で管理しております。そして、リスク全般を統括する組織として、リスク管理部を事務局とする「リスク管理委員会」を設置し、取締役会へ定期的に報告を行います。

取締役会は、その報告に基づき、経営に影響を与えるリスク情報を確認し、対応等を検討することにしています。

リスク管理に係る組織体系



3. 法令遵守の体制と勧誘方針

- (1) 弊社では、法令等遵守（コンプライアンス）について、経営の最重要課題と位置づけ、その課題を達成するために「法令等遵守に係る基本方針」として次のとおり定めています。

法令等遵守に係る基本方針

1. 法令等を遵守します。

法令や社内規定、社会規範を厳格に遵守し、企業倫理に基づいた公正で公平な事業活動を行ないます。

2. 公共的使命と社会的責任を認識し、信頼される企業となるよう努めます。

損害保険事業の公共性、社会性を十分認識し、健全かつお客様の立場に立った事業活動を展開し、社会からより信頼される企業となるよう努めます。

3. 反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で臨みます。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で臨みます。

また企業として自覚と責任ある行動を徹底するため、「行動規範」を定めています。（4頁参照）

- (2) 弊社では、勧誘方針を定めて、適正な金融商品の販売、勧誘に努めています。

【 朝 日 火 災 の 勧 誘 方 針 】

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、朝日火災海上保険の金融商品の勧誘方針をお知らせいたします。

1. 保険商品の販売に際しましては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令などを遵守し、適正な保険販売を心がけます。またお客様に重要な事項について正しくご理解していただけるように適切な説明を行うよう努めて参ります。
2. お客様の保険に関する知識、保険加入目的、財産状況等を総合的に勘案し、お客様のご意向と実情に沿った適切な保険商品のご案内に努めて参ります。
3. 保険商品のご説明やご契約の際には、お客様の立場に立って、時間、場所等について十分に配慮するよう心がけます。
4. お客様に関する情報は適正に管理し、お客様のプライバシーを守ります。
5. 万が一保険事故が発生した場合の、保険金のお支払いにつきましては、ご契約の内容に従い、迅速かつ的確に手続きが行われるよう努めて参ります。
6. お客様からのお問い合わせには、迅速、適切、丁寧に対応するとともに、ご意見・ご要望につきましては、商品の開発、販売方法等に活かして参ります。
7. お客様へ適正な勧誘・販売を行うため、社内体制の整備や販売にあたる者の研修・指導に取組みます。
8. 【お問い合わせ窓口】ご相談・お問い合わせにつきましては、下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

 **朝日火災海上保険株式会社**〔お客様相談センター〕

☎ 0120 - 11 - 5603

受付時間 平日 午前9：00～午後5：00

年末年始は除きます。

携帯電話・PHSからはご利用できません。

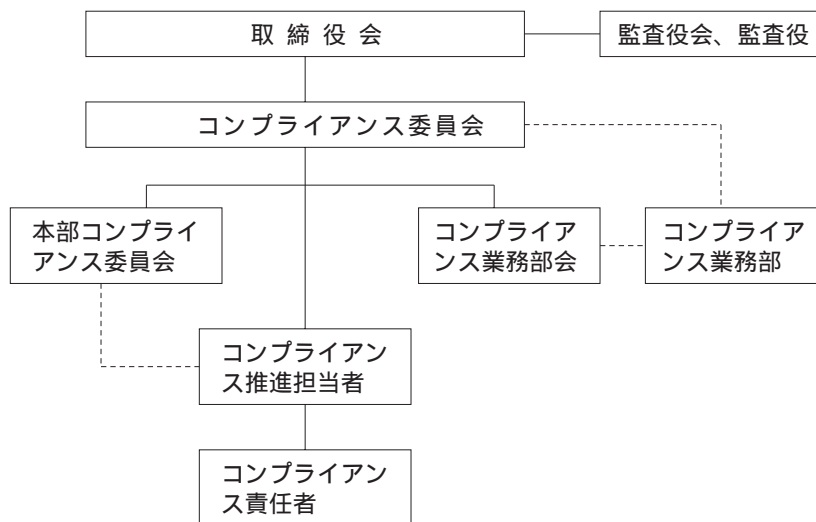
(平成15年8月20日改定)

- (3) 弊社では営業店所、サービスブロックおよび本社管理・業務部門に「コンプライアンス責任者」を配置し、コンプライアンスを徹底すると共に、社員のコンプライアンスマインドを向上することに努めています。

同時に、内務課長を「コンプライアンス推進担当者（オフィサー）」として、社員又は所属する代理店に対し、コンプライアンスの指導、教育及び管理を行うことにし、法令遵守体制を着実に確立するように努めています。

- (4) 弊社では、社内のコンプライアンスの確立状況を把握し、強化するために社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」とその下部組織として「コンプライアンス業務部会」を、また各本部に「本部コンプライアンス委員会」を設置し、会社全体のコンプライアンス統括部署として「コンプライアンス業務部」を設けています。

コンプライアンス推進体制



- (5) コンプライアンス体制を具体的に推進するために、「コンプライアンス・プログラム」を策定し、損害保険会社としての社会的責任と公共的使命を柱とした弊社の「行動規範」や遵守すべき法令、違法行為を発見した場合の対処を掲載した「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、役職員へ徹底しています。
- (6) 全社員対象の「コンプライアンス研修」や「コンプライアンス・プログラム自主研修」等の研修を実施しており、こうした研修を通して、コンプライアンスの実践の浸透に取り組んでいます。

4. 社外・社内の監査、検査体制

- (1) 弊社は、法令等に基づき業務全般に亘る監査体制を整えています。

社内の監査役監査、および社外監査として「新日本監査法人」による会計監査、システム監査等を定期的に行っています。

(2) 弊社は、社内検査を「検査室」が行っています。

検査は、営業活動をはじめとする業務全般が、法令等および当社の諸規定に従い適切に行われているかを基本に、各部門および代理店に対して、原則として年1回行っています。その結果については、「取締役会」並びに「コンプライアンス委員会」等に報告しています。

検査の目的は、過誤の是正および不正の防止をはかり、また、業務の正常な運営・改善を指導して、経営方針を確実に且つ効率的に実現させることにあります。

5. 個人情報保護

個人情報に対する取組方針を、あらかじめ分かりやすく説明することの重要性に鑑み、下記のとおり弊社の個人情報保護に関する考え方及び方針に関する宣言を策定しました。

弊社のホームページへ掲載するとともに、事務所の窓口で掲示・備付けることにより、公表しております。

また、「システムリスク管理規程及び情報管理規程、並びに危機管理計画（コンティンジェンシープラン）」を制定し、施行しています。

当社の個人情報に関する取扱いについて （当社のプライバシーポリシー） 当社の個人情報保護に関する基本方針

2005.4.1

◆ 朝日火災海上保険株式会社

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや（社）日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁及び（社）日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるよう従業員への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

(1) 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

(2) 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の目的および下記(4)、(5)に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。

また、利用目的は、ホームページで公表するほか、申込書等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

当社が取り扱う商品の販売・サービスの案内・提供（契約の引受審査、維持・管理、保険については損害査定業務を含みます。）を行うため。当社が取り扱う商品・サービスは次のとおりです。

・損害保険およびこれらに付帯・関連するサービス

当社の提携先企業の商品・サービスに関する情報の案内のため。

他の事業者から個人情報（データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため。

市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品・サービスの開発・研究のため。

その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため。

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

(3) 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ・法令に基づく場合
- ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- ・当社の提携先企業との間で共同利用を行う場合（下記(4)提携先企業との共同利用をご覧ください。）
- ・損害保険会社等との間で共同利用を行う場合（下記(5)情報交換制度等をご覧ください。）
- ・国土交通省との間で共同利用を行う場合（下記(6)国土交通省への個人データ提供をご覧ください。）

(4) 提携先企業との共同利用（当社の提携先企業については、現在ありません。）

当社および当社の提携先企業は、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用します。

個人データの項目：[例：住所、氏名、電話番号・電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容]

管理責任者：当社

(5) 情報交換制度等

損保業界の情報交換制度について

当社は、保険契約の締結又は保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するため

に、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払のために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、(社)日本損害保険協会のホームページまたは損害保険料率算出機構のホームページをご覧ください。下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

お問い合わせ先

(社)日本損害保険協会 そんがいほけん相談室

所在地：〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地

電話：03-3255-1467

受付時間：午前9時～午後5時、土日祝祭日を除く

ホームページアドレス：<http://www.sonpo.or.jp>

損害保険料率算出機構 総務企画部 個人情報相談窓口

所在地：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1丁目9番地

電話：03-3233-4141

受付時間：午前9時～午後5時、土日祝祭日を除く

ホームページアドレス：<http://www.nlir.or.jp>

代理店等情報の確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の社員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。また、損害保険代理店への委託等のために、(社)日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用しています。詳細につきましては、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(6) 原動機付自転車・軽二輪自動車に係る無保険車防止のための「国土交通省への自賠責保険のデータ提供」について

当社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間が満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人情報を国土交通省へ提供し、同省を管理者として同省との間で共同利用します。

共同利用する個人情報の項目は以下のとおりです。

- ・契約者の氏名、住所
- ・証明書番号、保険期間
- ・自動車の種別
- ・車台番号、標識番号または車両番号

詳細につきましては、国土交通省のホームページをご覧ください。下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

お問い合わせ先

国土交通省 自動車交通局 保障課 自動車事故対策係

所在地：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1番地3号

電話：03-5253-8111（内線：41417）

受付時間：午前9時30分～午後5時45分、土日祝祭日を除く

ホームページアドレス：<http://www.jibai.jp>

(7) 信用情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関（ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集及び当社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。）から提供を受けた情報であってご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

(8) センシティブ情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10に基づき、政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいう。）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活並びに犯罪歴に関する個人情報（以下、「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行いません。

- ・ 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・ 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・ 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ・ 法令等に基づく場合
- ・ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- ・ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(9) ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店、保険証券に記載または最寄りの営業店課所にお問い合わせください。また事故に関するご照会については保険証券に記載の事故相談窓口および取扱営業店課所にお問い合わせください。当社は、ご照会者がご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

(10) 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記(12)のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

当社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

(11) 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

また、当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

安全管理措置に関するご質問については、下記(12)のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

(12) お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

[当社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。]

当社の個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

朝日火災海上保険株式会社 お客様相談センター

所在地：〒101-8655 東京都千代田区神田美土代町7番地

電話：0120-115-476（フリーダイヤル）

受付時間：午前9時～午後5時、土日祝祭日を除く

ホームページアドレス：<http://www.asahikasai.co.jp>

当社は、認定個人情報保護団体である（社）日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

お問い合わせ先

（社）日本損害保険協会 そんがいほけん相談室

所在地：〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地

電話：03-3255-1470

受付時間：午前9時～午後5時、土日祝祭日を除く

ホームページアドレス：<http://www.sonpo.or.jp>

Ⅲ 弊社の主要な業務の内容

弊社は、損害保険業として、損害保険の引受、保険料の収納、保険金の支払、損害保険の再保険事業、保険料として収受した金銭その他の資産の運用を行っております。

1. 取扱い商品（主なもの）

(1) ワイドな補償と満期返れい金が楽しみな積立型火災保険

スーパージャンプ（満期戻総合保険）

充実の補償に加え、満期返れい金が楽しみな火災保険です。

1. 建物および家財などについて、火災、落雷、破裂、爆発、風災、水災、盗難などさまざまな災害・費用について保険金をお受け取りになれます。
2. 一回の災害でお受け取りになる保険金をご契約金額に満たない限り何回でも保険金をお受け取りになれます。
3. 保険料のお支払はお手軽なW7型から満期返れい金重視のW30型までタイプは5種類。お支払方法は、一時払・年払・半年払・月払からお選びいただけます。
* W7型、W11型、W15型、W20型、W30型とはそれぞれ保険金額の7%、11%、15%、20%、30%を満期返れい金とするタイプです。
* W30型は一時払専用タイプです。



(2) 建物や家財に対する損害を補償する火災保険

ホームアシスト（家庭総合保険）

リスク細分型の住宅専用火災保険です。住まいの補償から日常生活の補償まであなたの暮らしをお守りします。

1. 保険金お支払いは新価・実損払です。
2. 風災・ひょう災・雪災危険および水災危険（損害割合が30%以上または床上浸水もしくは地盤面より45cmをこえる浸水に限ります）も実損でお支払します。
3. 破損・汚損損害等もお支払します。
4. 3つのプランより補償内容をお選びいただけます。
5. ニーズにお応えできる充実したオプションをご用意しました。
6. マンション戸室専用料率およびオール電化割引等でより納得感の得られる保険料を実現しました。

住宅総合保険

住宅火災保険の上級商品です。火災や破裂・爆発をはじめ、盗難やこう水などの水災、持ち出し家財の損害に至るまで、多くの災害から大切なお住まいや家財をお守りします。



住宅火災保険

大切なお住まいや家財を火災、落雷、破裂・爆発、風災・ひょう災・雪災からお守りする
いざというときの安心の支えです。住居のみに使用されている建物とそこにある家財が対
象です。

マンション保険（団地保険）

マンション・団地などのコンクリート造の共同住宅建物内の動産ならびにこれらを収容す
る住宅について、住宅総合保険とほぼ同じ内容（ただし水災は除きます）の保険金の他、修
理費用、傷害事故、家主等に対する損害賠償に対しても保険金をお支払いします。

店舗総合保険

普通火災保険の上級商品です。火災や破裂・爆発をはじめ、こう
水などの水災や通貨、預貯金証書の屋内での盗難に至るまで、多く
の災害からお店や事務所などの建物とそこの中の動産をお守りします。

普通火災保険

お店や事務所などの建物や営業用什器・備品、商品などの動産
を、火災、落雷、破裂・爆発、風災・ひょう災・雪災からお守りす
る暮らしとご商売の身近なパートナーです。

地震保険

お住まい（併用住宅を含む）や収容の家財を対象に、前記の火災保険に付帯してご契約い
ただけます。



(3) これからの社会に対応する年金式の傷害保険

ねんりん（年金払積立傷害保険）

保険期間満了までの間、傷害による死亡・後遺障害に対して保
険金をお支払いするとともに保険期間の途中からは、保険金額の全
額をお支払いするような事故が生じない限り、お約束した給付金を
年金の形でお受取りになれる積立型の保険です。



(4) 安全なクルマ社会とドライバーのための自動車保険

（アサップ） ASAPリスク細分型自動車総合保険

運転免許証の色、運転者年令条件の細分化など新たなリスク区
分の設定により、お客様に最適な保険料をご提供することができる
リスク細分型自動車保険です。対人賠償・対物賠償・人身傷害・搭
乗者傷害・自損事故・無保険車傷害の6つの保険をワンセット（車
両は任意）。対人賠償・対物賠償事故が発生した場合には、示談交
渉サービスを行います。

自動車総合保険（PAP）

対人賠償・対物賠償・搭乗者傷害・自損事故・無保険車傷害の5
つの保険をワンセット（車両・人身傷害は任意）。対人賠償・対物
賠償事故が発生した場合には、示談交渉サービスを行います。



自動車保険（BAP）

車両・対人賠償・対物賠償・搭乗者傷害・自損事故の5つの保険を組み合わせることで補償します。
ドライバー保険

自動車を所有されない場合に、レンタカー等他人の車を運転することによる対人賠償事故・対物賠償事故・搭乗者傷害事故・自損事故を補償します。

自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）

自賠法により原則としてすべての自動車が加入する強制保険です。対人事故により他人を死傷させ法律上の賠償責任を負ったとき保険金をお支払いします。

(5) 暮らしに大きな安心とゆとりを補償する傷害保険と賠償責任保険

傷害総合保険

傷害事故により介護が必要になったときに介護保険金を、犯罪被害で死亡したとき等に被害事故補償保険金をお支払いするなど、従来の傷害保険にない幅広い補償を提供する傷害保険の上級商品です。

普通傷害保険

日本国内・国外を問わず、日常生活において、急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合に保険金をお支払いします。

家族傷害保険

普通傷害保険の「家族版」で、本人に加え、配偶者および親族の傷害についても保険金をお支払いします。

交通事故傷害保険

日本国内・国外を問わず、交通事故や建物火災によって傷害を被った場合に保険金をお支払いします。

ファミリー交通傷害保険

交通事故傷害保険の「家族版」で、本人に加え、配偶者および親族の交通傷害についても保険金をお支払いします。

国内旅行傷害保険

国内旅行中に被った傷害等に対して保険金をお支払いします。

海外旅行保険

海外旅行を目的として住居を出発してから帰宅するまでの間の傷害等に対して保険金をお支払いします。

こども総合保険

満23歳未満の者または学校教育法に定める学校の学生および生徒を対象とし、傷害のほか、扶養者が傷害により死亡した場合の学業費用等に対して保険金をお支払いします。

所得補償保険

病気やケガによって就業不能となった場合に失われる所得等の損失を補償する保険です。

ゴルファー保険

被保険者がゴルフの練習・競技・指導中に生じた偶然な事故により、他人にケガをさせた



り、他人のものを壊したことによって負担する賠償損害、ゴルフ場構内における被保険者本人の傷害やゴルフ用品の盗難もしくはゴルフクラブの破損、曲損およびホールインワンやアルバトロスを達成した場合に慣習として出費する費用に対しても保険金をお支払いします。

個人賠償責任保険

日本国内において、被保険者およびそのご家族が日常生活に起因する偶然な事故や、被保険者の居住住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人のものを壊して損害を与え、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

自治会活動保険

町内会や自治会などの活動中の賠償事故、傷害事故、費用損害（例：雨天中止時の仕出弁当キャンセル料や会場の使用料など）を補償する保険です。

(6) 医療費負担増に備える医療・がん保険

医療総合保険

身体障害（急激かつ偶然な外来の事故による身体の傷害または疾病）を被り、その直接の結果として入院を開始したときまたは病院等において手術を受けたときに、入院保険金または手術保険金をお支払いします。また、特約により入院時支度保険金、退院後療養保険金、長期入院一時金等で入院治療にかかる費用を幅広く補償することが可能です。（団体契約のみ）

がん保険

がんと診断確定され、その直接の結果として入院を開始したときまたは手術を受けたときに、入院保険金または手術保険金をお支払いします。

また、がん診断保険金やがん退院後療養保険金も特約で用意しています。（団体契約のみ）

(7) 満期返れい金と配当金が楽しみな積立型保険

積立家族傷害保険・積立普通傷害保険

積立型の家族傷害保険・普通傷害保険で、満期時には満期返れい金をお受取りになれます。運用が予定の利回りを超えたときには配当金がプラスされます。

ただし配当金はゼロの場合もあります。

積立ファミリー交通傷害保険

積立型のファミリー交通傷害保険で満期時には満期返れい金をお受取りになれます。運用が予定の利回りを超えたときには配当金がプラスされます。

ただし配当金はゼロの場合もあります。

積立女性保険

ホームヘルパー費用なども補償される、女性専用の傷害保険です。満期時には満期返れい金をお受取りになれます。運用が予定の利回りを超えたときには配当金がプラスされます。

ただし配当金はゼロの場合もあります。



積立夫婦ペア総合保険

死亡・後遺障害保険金額を夫婦で共有する、夫婦専用の傷害保険です。満期時には満期返れい金をお受取りになれます。運用が予定の利回りを超えたときには配当金がプラスされます。

ただし配当金はゼロの場合もあります。



(8) 貨物や船舶の安全な輸送をまもる運送保険・海上保険

運送保険

日本国内でトラック・鉄道など主として陸上輸送（河川湖沼を含みます。）、航空輸送またはフェリーボート輸送される貨物が、輸送中に偶然な事故によって生じる損害をカバーする保険です。

海上保険（貨物保険）

主として海上輸送（フェリーボートは除きます。）される貨物が偶然な事故によって生じる損害をカバーする保険で、国内輸送は内航貨物海上保険、国際輸送は外航貨物海上保険として取扱います。

(9) 商店・企業の発展を支える保険

店舗休業保険

中小規模の店舗・事務所などを対象として、火災などによって営業を休止した場合に、その休業損失を補償する保険です。

企業費用・利益総合保険

企業の施設・設備が偶然な事故により損害を受けた場合に被る休業損失などに対して保険金をお支払いします。

利益保険（特約）

事務所・工場・倉庫が火災などによって、営業を休止したために生じた損失に対して保険金をお支払いします。

通知保険（特約）

日々数量の変動が激しい商品、製品などの在庫品について定期的に在庫価額を通知する契約方式です。

テナント総合保険

ショッピングセンターや賃貸ビル等に入居して営業しているテナントの抱えるリスクを総合的に補償する保険で、商品・什器等の損害、火災等の事故による休業損失、販売商品による賠償損害、家主に対する賠償損害および店主・従業員の傷害に対して保険金をお支払いします。

労働災害総合保険

従業員が業務上または通勤途上において被った労働災害について、事業主が法定外の補償をする場合、あるいは法律上の損害賠償責任を負った場合に被った損害に対して保険金をお支払いする保険です。政府労災に対する上乗せ保険です。

施設所有管理者賠償責任保険

各種施設の所有、使用、管理またはその施設における仕事の遂行に伴い、法律上の損害賠

償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

請負業者賠償責任保険

建築工事などの請負業者が行う仕事の遂行中、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

生産物賠償責任保険

製造物が他人に引き渡された後、その製造物の欠陥により他人の身体や財物に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

中小企業向け生産物賠償責任保険（中小企業PL保険）

中小企業基本法に定められている一定の条件に該当する中小企業事業者を対象にした生産物賠償責任保険です。

店舗賠償責任保険

飲食店、小売店および卸売店が業務の遂行にあたり、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

受託者賠償責任保険

他人からの受託物を保管中に、預け主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

旅館賠償責任保険

ホテル・旅館の営業に関し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

団体長期障害所得補償保険（GLTD）

従業員がケガや病気で働けなくなった場合に、喪失する所得を補償する保険です。

(10) ニーズに的確に対応するその他の保険

マンション総合保険

マンションの共用部分について、住宅総合保険の補償内容に加えて（水災は特約で担保）、錠前交換費用、水濡れ原因調査費用などの保険金をお支払いします。

動産総合保険

動産を保険の対象としたオールリスクの保険であり、保険証券記載の地域内であれば、保管中、使用中、輸送中を問わず、どのような状態で事故が発生しても保険金をお支払いします。

建設工事保険

ビルなどの建設工事現場において、工事の目的物、工所用材料などについて生じた損害に対して保険金をお支払いします。

組立保険

機械設備・装置、橋梁、鉄塔、ダム等の鋼構造物の据付、組立工事から発電所、石油化学工場等のプラント工事現場において、工事の目的物や工所用材料などについて生じた損害に対して保険金を



お支払いします。

機械保険

工場や作業場で稼働している受配電機械、荷役機械、金属加工機械、化学機械等の各種機械を対象とした火災・盗難以外のオールリスクの保険であり、機械特有の運転・稼働中に生じる不測かつ突発的な事故によって被った損害に対して保険金をお支払いします。

2. 新商品の開発状況

(1) 平成17年4月以降

新商品の開発状況（平成17年4月～）

保 険 種 目	内 容	販 売 年 月
傷 害 保 険	団体傷害総合保険 特約商品の新設 1. 業務上疾病担保特約 被保険者が、就業中に身体に被った業務に起因して生じた症状（日射病、熱射病など）に対しても保険金を支払う特約を新設した。 2. 中度・重度後遺障害限定担保特約 建設業者団体傷害総合保険において「経営事項審査制度」への対応を主な目的として、後遺障害等級の第1級から第7級までの補償に限定する特約を新設した。（普通約款では第1級から第14級までの補償）	平成17年4月1日
	四類感染症危険担保特約（自衛隊の固有危険担保特約用）の新設 現行特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」担保特約で担保する一類感染症、二類感染症および三類感染症に加え、新たに四類感染症も担保する特約を新設した。	平成17年5月18日
約 定 履 行 費 用 保 険 賠 償 責 任 保 険	「こども110番の家」総合補償プランの新設 「こども110番の家」運動に従事する協力者が、協力活動中に傷害または財物損害を被った場合に、地方自治体等が災害補償規定等によって災害補償金を支払うことによる費用の損失、および協力者が協力活動に起因して第三者に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償するパッケージ商品を新設した。	平成17年4月1日
費 用 ・ 利 益 保 険	修学旅行変更費用保険（新幹線利用）の新設 修学旅行時の利用予定新幹線の運休や遅延などにより発生した各種費用の損失を補償する学校専用商品を新設した。	平成17年10月4日

保 険 種 目	内 容	販 売 年 月
賠償責任保険	個人情報漏えいシールド（個人情報漏えい賠償責任保険）の新設 記名被保険者（事業者）が所有、使用または管理する、もしくは被保険者以外の者（使用人等を除く。）に管理を委託した個人情報が漏えいし、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う商品を新設した。なお、特定の条件の下で、お詫び状作成費用、謝罪広告掲載費用、コンサルティング費用、法律相談費用、見舞金・見舞品購入費用等の被保険者が事故対応のために要した費用損害にも対応が可能である。	平成18年2月1日
	会社役員賠償責任保険（D&O）の新設 被保険者（企業のすべての役員および保険証券に記載された子会社の役員）が会社役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が被る損害を担保する会社役員賠償責任保険（D&O）を新設した。	平成18年4月1日

現行商品の改定状況

a 火災・傷害・新種保険の改定状況（平成17年4月～）

保 険 種 目	改 定 の 内 容	販 売 年 月
傷 害 保 険	旅行特別補償保険の改定 1. 約款の改定 旅行業約款の改定に伴う主催旅行契約と企画手配旅行の統合等に対応し、普通保険約款および特約条項を改定した。 2. 補償内容の改定 死亡・後遺障害保険金額（国内旅行・海外旅行とも）、入院見舞費用保険金額（海外旅行のみ）の引上げおよび通院見舞費用保険金の新設を行った。 3. 保険料率の改定 補償内容の改定および過去の保険成績により、死亡・後遺障害、入院見舞費用および携行品損害の保険料率（保険料）を改定した。	平成17年4月1日
賠償責任保険 費用・利益保険	市民活動総合補償制度（市民活動賠償責任保険および市民活動災害等補償保険）の改定 1. 特約条項の新設および改定 ・入院一時金支払特約条項等を新設した。 ・市民活動災害等補償保険特約条項、熱中症危険担保特約条項、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）危険担保特約条項および特定疾病担保特約条項等を改定した。 2. 保険料率の改定 保険成績による料率水準の見直しを図り、市民活動災害等補償保険の保険料率を改定した。	平成17年6月1日

保 険 種 目	改 定 の 内 容	販 売 年 月
動 産 総 合 保 険	<p>動産総合保険の全面改定</p> <p>現在の社会経済情勢や損害率の実績等を反映する形で、以下のとおり契約規定等を全面的に改定した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保険の目的区分の見直し 2. 損害率の実績等を踏まえた料率規定の見直し 3. 特約条項の付帯や免責金額の設定等引受け方法の見直し 4. 最低保険料の引上げ 	平成18年5月1日
傷 害 総 合 保 険	<p>後遺障害等級表の改定</p> <p>労働者災害補償保険法施行規則の後遺障害等級表の改正に準拠し、後遺障害等級表を以下のとおり改定した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 用語の見直し 2. 手指の亡失等に係る後遺障害等級の見直し 3. 「複視」に係る障害について後遺障害等級表に追加 	平成18年6月1日

b 自動車保険の改定状況（平成17年4月～）

改 定 商 品	内 容	販 売 年 月
新車割引の改定	長期契約における新車割引の適用基準を改定した。	平成17年4月26日
特約自由方式の改定	対象となるフリート契約の対象範囲を拡大した。	平成17年10月18日

(2) 平成15年4月～17年3月 新商品の開発状況、料率等の改定

平成15年(2003)	4月	傷害保険	海外旅行傷害保険および学校旅行総合保険において感染症追加担保特約の新設
		賠償責任保険	個人対象分野の長期保険特約付契約において長期係数の改定
			ゴルファー保険ホールインワン・アルバトロス費用担保特約の改定
		動産総合保険	長期保険特約付契約において長期係数の改定
		約定履行費用保険	顧客サービス費用保険の新設
7月	8月	新種保険	賠償責任保険、労働災害総合保険および建設工事保険において保険料確定精算省略特約条項の新設
		傷害保険	普通傷害保険、交通事故傷害保険および傷害総合保険等において、商品付帯契約に過去の損害率による割増引（メリ・デメ）制度の導入
		傷害保険	包括契約において、一定の条件の下に確定精算を不要とする「包括契約の精算に関する特約」の新設

平成15年(2003)	8月	傷害保険	行事参加者(レクリエーション)傷害保険において行事の順延に関する特約の新設
		費用・利益保険	市民活動災害等補償保険の改定
	9月	新種保険	機械保険および組立保険において保険料確定精算省略特約条項の新設
		傷害保険	長期所得補償保険において失業時支援特約の新設
12月	傷害保険	新「こども総合保険」の発売	
平成16年(2004)	2月	傷害保険	団体傷害総合保険において傷害医療費用保険金支払特約、入院一時金支払特約、部位・症状別傷害医療保険金支払特約等の新設
	4月	傷害保険	つり保険 販売中止
	5月	傷害保険	団体長期障害所得補償保険において業種級別および産業別割増率の改定
	7月	傷害保険	傷害総合保険において事業所団体傷害総合保険の新設
	10月	傷害保険	普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険およびファミリー交通傷害保険等において入院保険金および通院保険金の7日間(14日間)2倍支払特約割増の改定
			海外旅行保険において海外旅行保険特約の改定
11月	賠償責任保険	個人情報漏えい賠償責任保険(日本商工会議所)の新設	

3. 損害保険の仕組み一般

(1) 保険制度

私達の身の回りには、偶発的な事故や災害によって個人生活や企業活動が阻害され、安定した社会生活が脅されるという危険が常に潜んでいます。さらに、私達の経済社会が発展すればするほど、その環境変化に応じて新しい多種多様な危険が発生してまいります。

これらの危険や事故による損害から私達の生活を守るために考えられたのが損害保険制度です。すなわち、同じような危険を感じている人々が多数集まって、あらかじめ所定の金額(保険料)を拠出し、実際に事故が発生し被害を受けた人に対し一定の給付(保険金)を行うことを約束するもので、大数の法則に基づく統計的確立をもとにした経済的救済制度であります。

保険会社はこの制度の健全な運営と発展を業とすることによって、個人生活と企業経営の安定に寄与することを目的としております。

(2) 保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が偶然な一定の事故(保険事故)によって生ずる損害を補償することを約束し、保険契約者はその報酬として保険料を支払うことを約束する契約です。(商法629条)

したがって、損害保険契約は双務・有償契約であり、当事者の口頭の合意のみで有効に成立する不要式の諾成契約です。しかし、多数の契約を迅速・正確に引き受け、後日契約内容をきちんと確認できるようにするために、通常、保険契約の申込みには一定様式の保険契約申込書を使用し、保険会社は契約締結の証として、保険証券または保険引受証を作成交付します。これには保険の目的、担保危険、保険金額、保険期間などが記載されております。

なお、保険契約は、保険会社から権限を委託された損害保険代理店を通じて締結されるのが一般的です。

(3) 再保険

再保険の仕組みについて

再保険とは、「保険会社が引受けた危険の一部を他の保険会社に転嫁する」保険会社間の保険契約をいいます。

保険会社はご契約者のために常に安定的、合理的な経営を行い、保険金の支払いに十分に備える必要があります。しかし非常に多数の契約を引受けることにより、数多くの危険を抱えることになり、特に航空機・大型船舶・石油化学コンビナートなどの巨額な物件や台風・地震などの自然災害による大きな危険も予測しなければなりません。

このために、保険会社は引受けた保険契約に基づく保険責任の一部を他の保険会社に移転し、また相互に交換することにより危険の平均化、分散化をはかっています。この仕組みを再保険といいます。

再保険についての弊社の方針

- (イ) 再保険を手配する（これを「出再」といいます。）に当たっては、確実に回収出来ることを第一と考え、出再先である保険会社は一定の基準を満たした信用力の高い保険会社を選定しています。
- (ロ) 再保険を引受ける（これを「受再」といいます。）に当たっては、国内受再は慎重な判断のもとに引受け、海外からの受再は引受けリスクの精査が難しいことなどから原則として行っておりません。

4. 約 款

(1) 約款の位置づけ

保険契約の内容は、すべて約款および特約条項に基づいて契約され、さらに保険契約申込書に記載された内容は、個々の保険契約の具体的な内容として保険契約者および保険会社の双方を拘束するものです。

(2) 契約時の留意事項

保険のご契約に際しては、事前に約款および特約条項の内容について社員もしくは代理店から十分説明を受け、また、保険契約申込書の記載内容についても確認のうえご契約いただくことが大切です。

(3) 約款に関する情報提供方法（「ご契約のしおり」・「パンフレット」の役割）

保険契約の内容について事前にお客様が十分ご理解したうえでご契約できるように、主に一般消費者の方がご契約することが多い種目（満期戻総合、火災、自動車、傷害、医療費用、介護費用、地震、自賠責、年金払積立傷害などの各保険）について、「ご契約のしおり」を用意しております。

また、各保険種目についても、その保険の内容の主な部分について説明した「パンフレット」の他に、「重要事項説明書」を用意し、告知義務、通知義務、免責事項、保険金の支払い方、失効、解除、解約、比例てん補、積立型保険における価格変動リスク、損害保険契約者保護機構などのご契約の概要およびご注意いただきたい事項についてご理解いただけるよう努めています。

なお、これらの内容のうち主なものは次のとおりです。

告知義務（保険契約者または被保険者が契約時に保険会社に重要な事項を申し出る義務）

保険契約を結ぶ際、保険契約者は保険会社に対し重要な事実を告げなかったり、重要な事項について不実なことを告げてはならないという商法上の義務をいいます。各保険約款では、保険契約者または被保険者は保険契約申込書の記載事項について、知っている事実を告げなかったり、不実のことを告げてはならないという旨の規定をしております。

通知義務（保険契約者または被保険者が契約後に契約内容に変更が生じた場合に保険会社に連絡する義務）

保険契約の締結後、危険が著しく変更または増加したことを保険契約者または被保険者が知ったときは、保険会社に通知しなければならないという商法上の義務をいいます。例えば火災保険の約款では、建物の譲渡、建物の構造または用途の変更などの事実が発生した場合には通知が必要である旨定めております。

免責条項

保険金支払いの対象とならない危険や事由について定めた条項のことです。保険約款の条文に「保険金を支払わない場合」とか「てん補しない損害」などの見出しがつけられております。

積立型保険における価格変動リスク

積立型保険において満期返れい金の額が確定している場合には、契約者には価格変動リスクは生じませんが、契約者配当金については剰余が生じた場合に支払われるものであり、その金額も予め確定されているものではありません。

損害保険契約者保護機構

保険会社の経営が破たんした場合に、破たん保険会社の保険契約者を保護するために保険業法に基づいて設立された組織です。日本国内において損害保険業を営む免許を受けた全保険会社が加入しております。

補償（保険金・満期返れい金・解約返れい金）割合は保険種類によって異なり、自賠責保険及び家計地震保険が100%、自動車保険、火災保険（保険契約者が個人、中小企業基本法に定める小規模事業者またはマンション管理組合である場合に限る）

海外旅行傷害保険、傷害・疾病・介護に関する保険が80%（ただし、破たん後3ヶ月以内に発生した保険事故による保険金は100%）となっております（平成18年4月1日現在）。それ以外の保険種類については破たん保険会社の財産状態に応じての補償割合になります。ただし、積立型各種保険や介護費用保険などについて予定利率の変更が行われたときは、その保険金（介護費用保険の場合）、満期返れい金（積立型各種保険の場合）、解約返れい金（積立型各種保険及び介護費用保険）などは、それぞれの保険種類に応じた補償割合を下回ります。

5. 保 険 料

(1) 保険料の収受・返還

保険料は、保険始期日までに保険会社に払い込む必要があります。保険期間が始まって、保険料の払い込みがない場合は、事故が起きても保険金はお受取りになれません。

また、保険期間中途において、各保険約款で定められた通知義務に基づき保険会社に通知し、その内容が保険金額の増額や危険の増加などの場合は、保険料の追加請求が、また、保険金額の減額や危険の減少などの場合は保険料の返還となることがあります。

(2) 保険料率

保険料は通常、保険金額に保険料率を乗じて算出されます。その保険料率には次の3種類があります。

弊社独自で算出し、金融庁長官の認可等を受けて、使用する保険料率（賠償責任保険など）「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された「損害保険料率算出機構」が金融庁長官に届け出た純保険料率（将来の保険金支払に充てられる部分の保険料率）を基礎とし、弊社が算出した付加保険料率（保険事業の運営に必要な社費等に充てられる部分の保険料率）を合わせて、金融庁長官の認可等を受けて使用する保険料率（火災保険、自動車保険および傷害保険など）

「損害保険料率算出機構」が算出し、金融庁長官への届け出を経て使用する保険料率（地震保険、自動車損害賠償責任保険）

6. 保険金のお支払いと保険相談、各種サービス

迅速な対応による心強いサービスをご提供します

(1) 保険金のお支払いについて

万一事故が起きた場合に、的確な事故処理のアドバイスを行い、ご契約者に保険金をスピーディーにお支払いすることが弊社の使命であると考え、全国に38ヶ所のサービスセンターを設置し、きめ細かな事故処理サービスに努めております。

保険金のお支払いの仕組み

事故が発生してから保険金をお支払いするまでの流れは、おおむね次のようになっています。

ご契約内容の確認

ご契約者、代理店から事故のご連絡を受けますと、保険契約が保険金支払いの対象となる有効なものであるかどうかを確認します。

支払い責任の調査

サービスセンターは、必要に応じ事故現場や罹災現場、警察署などへ赴き、また、事故当事者から詳細な事故状況の聴取を行うなどして正確な事故原因の把握に努め、保険金支払いの対象となる事故かどうか、ご契約者側の賠償責任の有無や責任割合についての調査を行います。

損害額、保険金の算出

被害物件、事故車両の立会調査、修理見積書、診断書、診療報酬明細書などの書類により適正な損害額を算出し、関係当事者（ご契約者、被害者、修理業者、病院など）と打ち合わせを行い保険金の支払い額を決定します。

保険金のお支払い

あらかじめご提出いただいた保険金請求書類に不備がないかどうかを確認し、上記で決定した保険金をすみやかにお支払いいたします。原則的には安全で迅速な銀行口座振り込みにてお支払いしております。

事故発生から
お支払いまで

事故の
ご連絡

①ご契約内容
の確認

②支払い責任
の調査

③損害額、
保険金の算出

④保険金の
お支払い

(2) 事故相談のご案内

弊社では、本社及び6支店に「保険相談室」を設置し、お客様からの事故相談に応じています。（詳しくは本誌52ページをご参照下さい。）さらに、全国各地の支店・営業所でもお気軽にご相談いただけるよう努めております。

また、自動車事故につきましては「朝日火災事故受付ホットライン」(フリーダイヤル 0120-12-0555)にて、24時間・365日フリーダイヤルで事故受付、事故のご相談に応じています。

(3) サービスセンター一覧(平成18年7月1日現在)

朝日火災ならいつでも、どこでも安心。万全のサービスを提供します。

北海道地方

札幌サービスセンター	〒060-0002	
北海道札幌市中央区北2条西3-1 越山ビル		011(231)7321
旭川サービスセンター	〒070-0032	
北海道旭川市2条通9-228 道銀ビル		016(24)5131

東北地方

仙台サービスセンター	〒980-0811	
宮城県仙台市青葉区一番町2-8-18 仙台中央ビル		02(221)7621
盛岡サービスセンター	〒020-0034	
岩手県盛岡市盛岡駅前通8-17 小岩井明生ビル		019(653)3051
郡山サービスセンター	〒963-8002	
福島県郡山市駅前2-5-12 郡山野村證券ビル		024(923)4065

東京都

本店第一サービスセンター	〒101-8655	
東京都千代田区神田美土代町7番地		03(3294)2142
本店第二サービスセンター	〒101-8655	
東京都千代田区神田美土代町7番地		03(3294)2285
東京中央サービスセンター	〒160-0023	
東京都新宿区西新宿1-12-11 山銀ビル		03(3343)4586
西東京サービスセンター	〒190-0022	
東京都立川市錦町1-7-18 立川エフビル		04(525)3120

関東・信越地方

千葉サービスセンター	〒260-0027	
千葉県千葉市中央区新田町2-19 山口ビル		043(245)4660
大宮サービスセンター	〒330-0802	
埼玉県さいたま市大宮区宮町1-38-1 野村不動産大宮共同ビル		048(644)7746
宇都宮サービスセンター	〒320-0811	
栃木県宇都宮市大通1-4-22 住友生命宇都宮第二ビル		028(624)8581
横浜サービスセンター	〒231-0015	
神奈川県横浜市中区尾上町4-52 横浜野村證券ビル		045(641)8612
新潟サービスセンター	〒951-8068	
新潟県新潟市上大川前通六番町1215-7 新潟野村證券ビル		025(225)1700
高崎サービスセンター	〒370-0052	
群馬県高崎市旭町44-2 旭町ビル		027(322)3739
長野中央サービスセンター	〒390-0815	
長野県松本市深志2-5-2		026(32)9370

東海・北陸地方

名古屋サービスセンター	〒460-0003	
愛知県名古屋市中区錦2-19-6 名古屋野村證券第二ビル		05(231)4525

金沢サービスセンター	〒920-0031	
石川県金沢市広岡1-1-35 金沢第二ビル		07(233)2884
四日市サービスセンター	〒510-0067	
三重県四日市市浜田町5-27 第三加藤ビル		059(51)7215
岐阜サービスセンター	〒500-8813	
岐阜県岐阜市明徳町10 杉山ビル		058(263)3191
浜松サービスセンター	〒430-0927	
静岡県浜松市旭町9-1 浜松センタービル		053(454)8322
静岡サービスセンター	〒420-0857	
静岡県静岡市葵区御幸町4-1 アーバンネット静岡ビル		054(253)3151
沼津サービスセンター	〒410-0801	
静岡県沼津市大手町3-6-18 住友生命沼津ビル		055(963)7173

近畿地方

大阪サービスセンター	〒541-8508	
大阪府大阪市中央区本町3-4-10 本町野村ビル		06(6265)2805
京都サービスセンター	〒600-8411	
京都府京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町612 四条烏丸ビル		075(211)4277
神戸サービスセンター	〒650-0034	
兵庫県神戸市中央区京町71 山本ビル		078(321)0701
姫路サービスセンター	〒670-0911	
兵庫県姫路市十二所前町45 朝日生命姫路ビル		079(281)3535

中国・四国地方

広島サービスセンター	〒730-0035	
広島県広島市中区本通7-29 アイビービル		082(247)2451
福山サービスセンター	〒720-0043	
広島県福山市船町7-25 ケイエースビル		084(924)1751
岡山サービスセンター	〒700-0901	
岡山県岡山市本町6-36 第一セントラルビル		086(225)0505
高松サービスセンター	〒760-0023	
香川県高松市寿町1-1-12 パシフィックシティ高松		087(821)5581
徳島サービスセンター	〒770-0905	
徳島県徳島市東大工町1-9-1 アクサ徳島ビル		088(622)5712

九州地方

福岡サービスセンター	〒810-0001	
福岡県福岡市中央区天神2-14-8 福岡天神センタービル		092(712)3356
北九州サービスセンター	〒802-0081	
福岡県北九州市小倉北区紺屋町4-6 北九州ビル		093(551)5881
大分サービスセンター	〒870-0023	
大分県大分市長浜町2-14-26 O.S.Hビル		097(534)6011
長崎サービスセンター	〒850-0057	
長崎県長崎市大黒町11-8		095(826)6348
熊本サービスセンター	〒860-0804	
熊本県熊本市辛島町6-7 辛島町第一生命ビル		096(324)2338
鹿児島サービスセンター	〒892-0844	
鹿児島県鹿児島市山之口町1-7 南海貿易センタービル		099(222)8141

自動車事故のご連絡は
朝日火災の「事故受付ホットライン」へ

フリーダイヤル 0120-12-0555


(4) 各種サービス

“ すみやかに親身に ” をモットーに。

豊富なサービスで信頼のネットワークを広げます。

24時間・365日 自動車事故の受付と事故相談サービス

下記のフリーダイヤルで、自動車保険の事故受付とご相談をお受けしています。

お電話いただくフリーダイヤル	お電話をお受けする時間帯	お電話をお受けする場所
 0120 - 12 - 0555 (24時間・365日受付)	平日の午前9時から 午後5時まで	発信地の最寄りの営業店又はサービスセンターでお受けします。 「フリーダイヤルでおつなぎしています。そのままお待ちください。」と応答があり、その後自動的におつなぎいたします。 移動しながら2回目の発信をした場合に、お受けする営業店またはサービスセンターが異なることがありますのでご了承ください。
	平日の午後5時から 翌朝9時まで	朝日火災のコールセンターでお受けします。
	土曜、日曜、祭日の終日 (24時間)	朝日火災のコールセンターでお受けします。

お客様相談サービス

本社内に「お客様相談センター」を設置し、保険商品のご案内やご契約・事故の手続きなどお客様からのお問い合わせやご相談に弊社スタッフが直接お応えしています。

また、ご相談、苦情をいただいた際は、本支店の関連部門と連携を密にして、現地の弊社担当者に必要な指示をしたりして、お客様にお応えできる体制をとっています。

お客様相談センターへのご連絡先

フリーダイヤル 0120 - 11 - 5603

受付時間 平日(年末年始を除く)午前9時から午後5時まで

平成17年度 お客様相談センターの受付件数

自動車保険	火災保険	積立型保険	その他	合計
1,112件	1,312件	866件	643件	3,933件

「お客様特別相談コーナー」の開設

ご契約者の事故にかかわるご相談に万全にお応えするため「お客様特別相談コーナー」を下記サービスセンターに開設いたしております。お客様のおこされた加害事故はもちろんのこと、被害事故においても「お客様特別相談コーナー」にて弊社専門スタッフがみなさまの身になって誠意ある助言、アドバイスを行います。

また人身事故等で相手方との交渉が難航し法律上の専門知識が必要となった場合や、弁護士を介した解決をはかりたいなどお困りの時もおまかせください。経験豊富な弁護士に相談できる体制を整えております。

詳しくは最寄りの営業店・サービスセンターにお問い合わせください。(電話番号については本誌47ページをご参照下さい。)

特別相談コーナーを開設しているサービスセンター

本店、札幌、仙台、高崎、名古屋、大阪、広島、福岡

ご契約者付帯サービス

ご契約の種類によりお車に関する情報提供やロードアシスタンスサービス、生活トラブル緊急対応サービスなど、ご契約いただいているお客さまへ、親身なサービスをご紹介します。

ご契約後あるいはご契約の保険期間中であっても、弊社の都合により各種サービスの追加・変更・廃止させて頂く場合もございますので、予めご了承下さい。

ご契約いただいている保険によって以下のサービスをご用意しています。

各サービスの詳細については保険証券郵送時に同封いたしましたご案内をご覧ください。

各サービスは、弊社提携業者が実施しています。ご利用時には、お名前・証券番号をお知らせ下さい。取得した個人情報にはサービス提供のためだけに使用することといたします。

A . カーライフサービスすべての自動車保険契約(ドライバー保険を含みます)が対象です。

TEL : 0120 - 25 - 8991 (24時間・365日 携帯電話・PHSもご利用いただけます)

JAFロードサービスの取り次ぎ

緊急時の24時間ガソリンスタンド、宿泊設備のご案内及び取次ぎ

緊急時のタクシー、レンタカー、整備工場のご紹介

チャイルドシートレンタル業者のご紹介

代替交通手段のご案内

実費はお客様にご負担いただきます。

B . ロードアシスタンスサービス **ASAP** 契約・PAPで車両保険(一般または車対車+A)

と人身傷害補償特約を付帯されている自家用8車種のご契約・フリート契約・大口団体割引適用契約が対象です。

TEL : 0120 - 25 - 8991 (24時間・365日 携帯電話・PHSもご利用いただけます)

レッカー現場急行サービス

外出時に事故・故障で自力走行不能の場合、レッカー手配とけん引費用を契約内容に応じて一定距離を限度に無料でご提供いたします。

原則JAFを利用します。JAFの場合、現場で料金をお立て替え頂き、後日当社よりお支払いします。

(JAF会員は5kmまでは立替払はありません。)

車両保険が付保されていない**ASAP**とフリート契約についてはレッカー現場急行サービスのみサービスの対象となります。

故障時緊急修理サービス

高速道路上でのガス欠（高速道路上のみ10リットルまで無料、サービスエリア内は除く、1日1回のみ）、キー閉じ込み、バッテリー上がり、パンク時のスペアタイヤの交換（チェーンの脱着は対象外）、ロープ使用程度の落輪引上げ作業（1m以内）、管球・ヒューズの取替え、冷却水補充、ボルトの締め付け、サイドブレーキの固着。

燃料代（高速道路上のガス欠時を除く）、オイル代、セキュリティ装置つき車両の鍵開け、部品代はお客様のご負担となります。

自宅駐車場における応急修理も無料サービスの対象となります。

雪道、泥道、砂浜等で単にスリップする状態で走行できない場合は無料サービスの対象外となります。

ご注意： a 原因が次の事項に該当する場合はロードアシスタンスサービスの対象となりません

故意

無免許・無資格・酒酔い・酒気帯び・麻薬等道路交通法上禁止されている状態で運転していた場合

地震・噴火・津波等の天災事故

戦争・暴動・原子力・公権力行使等

その他無料サービスが適切でないと判断される場合

b 事前にご連絡がなく、お客様がレッカー車によるけん引や修理の手配をされた場合は無料サービスの対象となりません。

c 弊社が緊急性に欠けると判断した場合は無料サービスの対象となりません。

d 事故で車両保険金が支払われる場合に実施したサービスで、サービスにかかった費用の一部または全部が車両保険金、事故付随保険金の対象となる場合、保険金としての取扱になります。

e 対象はご契約車両ごととなります。

f ファミリーバイク特約における二輪自動車・原付自動車は対象外となります。

C . ホームサポートサービス「生活救急車」満期戻総合保険・家庭総合保険・住宅総合保険・住宅火災保険・団地保険・家財の味方のご契約が対象です。

TEL : 0120 - 456 - 356 (24時間・365日 携帯電話・PHSもご利用いただけます)

「水廻り」、「カギ」、「ガラス」の生活トラブルの緊急対応サービス

ご連絡いただければ早急にお客様のもとへおうかがいし、修理、部品交換、カギ開錠などに対応いたします。なお、作業代・部品代・ガラス代などはお客様のご負担となります。

例：蛇口水漏れ、トイレのタンク故障、排水・下水のつまり、ガラスの販売・取付、ドア・シャッター・倉庫・トイレ・ロッカー・物置などのカギ紛失時の開錠など

ご注意：対象となるのは保険期間内に保険の目的所在地で発生したトラブルです。

D . ライフコンサルタンツサービス介護費用保険・積立介護費用保険および団体傷害総合保険（任意加入型）のご契約が対象です。

TEL : 0120 - 929 - 220 (月～土曜日の午後6:00～午後10:00)

FAX : 0120 - 929 - 240 (24時間・365日受付)

E-mail : life@tlsl.net (24時間・365日受付)

日常生活に関わる様々な相談事に、各分野の専門相談スタッフが親身にお答えします。
対象となる相談は次の通りです。

パソコン基本操作サポート、家庭学習サポート、介護相談、くらしの年金・税金相談、食と健康生活相談、美容相談、ペット飼育相談、資格取得情報、育児・子育て相談、冠婚葬祭相談
冠婚葬祭の電話受付のみ祝日および年末年始を除く月～金曜日の午後1:00～午後5:00となります。

海外旅行保険アシスタンスサービス

世界160ヶ国に子会社・エージェントのネットワークをもつアシスタンスサービス専門会社アクサ・アシスタンス (AXA ASSISTANCE)、インターナショナルSOS社 (International SOS)、ジャパンアシストインターナショナル株式会社 (JAPAN ASSIST INTERNATIONAL)、プレステージインターナショナル社 (Prestige International)、ベリ・クレーム社 (Veri claim) と提携し、海外旅行保険のお客様に病気、ケガ等の緊急事態が発生した場合、日本語による年中無休24時間体制で各種サービスを提供しています。

サービスの内容

- a 救急病院の紹介・手配
- b 医師の派遣
- c 入院・転院の手配
- d 輸送機関の手配
- e キャッシュレス医療サービス (現金不要で治療を受けられるサービス)
- f 救援者費用特約関連の各種サービス

日本語アシスタンスサービス・連絡先		
発信地域	サービスセンター	電話番号
アメリカ・カナダ	シカゴセンター	1-800-541-1022 フリーダイヤル
北米・中南米		(1)-312-935-3772 コレクトコール
東南アジア オセアニア	東京センター (ISOS)	(81)-3-3263-3626 コレクトコール
パリ市内および フランス国内	パリセンター	01-5592-2200 コレクトコール
その他世界各地		(33)-1-5592-2200 コレクトコール
日本国外から	東京センター (JAIC)	(81)-3-3796-2698 コレクトコール
日本国内から		03-3796-2698

注1 ()内は国番号、 内は市外局番です。同国内及び同市内にいる場合はダイヤルの必要はありません。

注2 *フリーダイヤル以外はその国の電話局の交換手 (Operator) を呼びだしコレクトコールの旨伝えてください。

適性診断サービス

運転適性検査機器やペーパーテストにより、お客様の自動車運転適性を診断し、「運転適性診断書」を作成するなど安全運転のための具体的アドバイスをします。

運転適性検査機器等のご提供

交通事故の多発に伴い個々人の運転適性を調べ、事故の減少を図るために運転適性検査機器と危険予知能力診断テストシステムを導入し、ご提供しています。

契約者に付保内容一覧の配布

弊社に複数件数の保険契約または保険期間2年以上の長期契約 (ともに自賠責を除く) にご

加入いただいているご契約者（法人を除く）に、損害保険料控除証明書と併せ、「ご契約のお知らせ」を毎年10月下旬頃に送付します。ご契約者への情報提供サービスとして、契約状況をご確認していただくためにご提供しています。

保険相談室のご案内

保険の内容や事故のときの手続きなど、損害保険にかかわる事項についてご質問、ご相談をお受けしています。

経験を積んだスタッフが応えるだけでなく、現地の弊社担当者に必要な指示をしたり、関係機関をご紹介しますなど、お客様のご要望にお応えしています。

- ・ 保険相談の責任窓口店は以下のとおりです

窓 口 店	担 当 課 所	連 絡 先	
本 店	お客様相談センター	0120 - 11 - 5603	保険事故以外の内容
	損害サービス業務部	03(3294)2141	保険事故に関する内容
札幌支店	内 務 課	011(231)7321	
仙台支店	内 務 課	022(221)7621	
名古屋支店	内 務 課	052(231)4461	
大阪支店	内 務 課	06(6201)2201	
広島支店	内 務 課	082(247)2431	
福岡支店	内 務 課	092(712)3311	

損害保険に関する以下の相談機関が設置されていますのでご紹介します。

(社)日本損害保険協会の損害保険調停委員会

日本損害保険協会では、「そんがいほけん相談室」において、損害保険全般に関する相談や苦情を受け付けています。「そんがいほけん相談室」が、損害保険会社への解決の依頼やあっせんなど、適正な解決に努めたにもかかわらず、当事者間で問題の解決が見つからない場合、公平な立場から調停を行う損害保険調停委員会が設けられています。個人の方から苦情の申立を受け、原則として3か月を経過しても問題が解決しない場合、苦情申立人の希望により損害保険調停委員会がご利用になれます。

詳しくは、日本損害保険協会のホームページ (<http://www.sonpo.or.jp>) をご参照ください。

(財)自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払をめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、(財)自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機関では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険（自賠責共済）の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払をめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ（<http://www.jibai-adr.or.jp>）をご参照ください。

7. 保険募集について

(1) 契約締結のしくみ

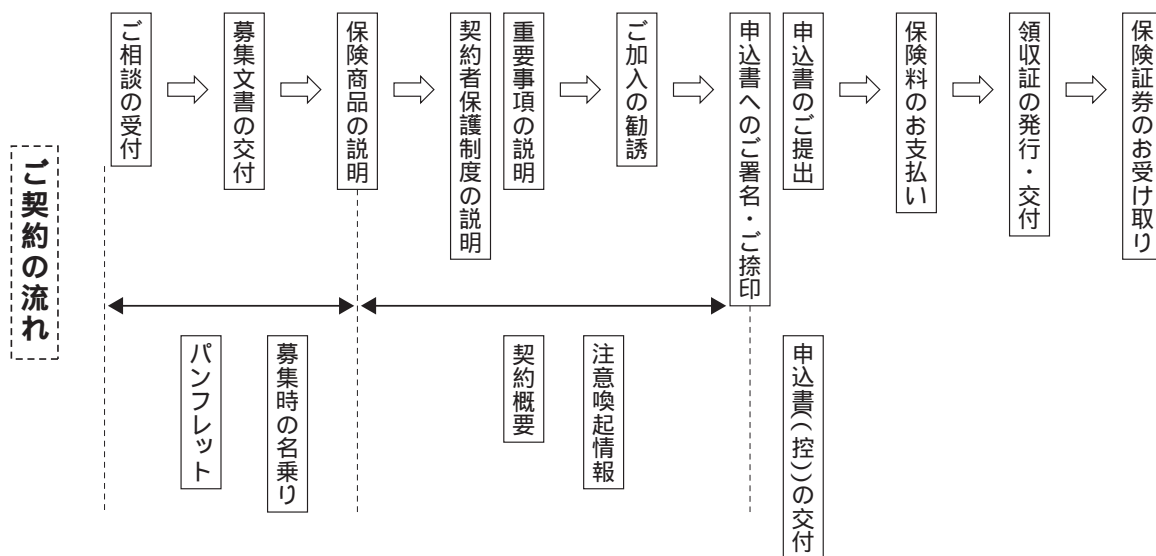
加入の申込み

損害保険契約の募集を行うことができるのは、保険会社の社員または保険業法による登録を受けた代理店等に限定されています。弊社の損害保険契約の大部分は弊社と代理店委託契約を結んだ代理店によって取扱われています。

代理店は契約募集に当たってはあらかじめ「代理店の商号、名称又は氏名」を名乗り、朝日火災の代理店であることを明らかにした上で保険会社を代理してお客様との間で保険契約の加入申込みを受け契約を締結します。したがって、弊社代理店にご締結いただいで有効に成立した契約につきましては、弊社と直接ご契約されたものとなります。

ご契約手続きについて

弊社社員、代理店は、お客様への保険商品の勧誘にあたりまして、金融商品販売法に基く「勧誘方針」により、各種法令等を遵守し適正な保険販売を心がけるとともに、お客様にご理解いただけるような説明を行うよう常に努力してまいります。また、ご加入はお客様の判断でお決めいただき、その際に申込書に記載の重要事項および個人のお客様には、個人情報のお取り扱いをご確認をしていただきます。お客様の保険料のお支払いと引換えに、弊社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。後日保険証券が届きましたら、ご契約内容をお確かめください。万一記載内容が事実と違っている場合は弊社の代理店または社員にご連絡願います。また、一ヶ月経過しても保険証券が届かない場合は最寄りの朝日火災窓口へご連絡ください。



クーリングオフ制度

「クーリングオフ制度」とは、契約者保護の観点から保険契約を締結した後であっても、一定の期間内であれば、契約者より当社宛に書面で通知することにより、契約申込み撤回または解除を行うことができる制度です。

保険の場合、「クーリングオフ制度」が適用されるのは、保険の申し込み日から8日以内で、保険期間が1年を超える個人の長期など一定の条件を備えた保険契約が対象となります。（法人を対象とした契約、自賠責保険などにはこの制度は適用されません。）

(2) 代理店の役割と業務内容

代理店は損害保険会社との間で締結した「代理店委託契約書」にもとづき、保険会社に代わって、契約者と保険契約を締結し、保険料を領収することを基本的業務としています。

最も重要な仕事は、多様化するご契約者のニーズに的確に対応して充実した保険サービスを提供し、あらゆる危険からご契約者を守ることにあります。

弊社では的確なお客様対応ができる代理店づくり、育成に力を入れており、代理店の質の向上、代理店網の拡充を積極的に推進しています。代理店の主な業務は次のとおりです。

保険相談（コンサルタントの役割）

保険契約の勧誘（商品設計）、締結

保険料の算出、申込書の受付、保険会社への契約報告

保険料の領収、領収証の発行・交付

保険料の保管、保険会社への精算

保険証券の交付

保険契約の維持、管理（保険契約内容の異動および解約の手続きを含む）

契約者からの事故通知の受付、保険会社への報告（保険金請求のための書類の取付）

その他の保険募集に必要な事項で会社が特に指示した業務



(3) 代理店登録と代理店制度（区分、資格）

代理店の登録

代理店を始めるには「保険業法」第276条の規定にもとづいて代理店登録することが義務づけられています。加えて、損害保険募集人資格を有していることが必要です。

代理店の区分

登録を受けた代理店は、損害保険のうち、火災・自動車・傷害の各保険を取扱う一般代理店および一般代理店以外の準一般代理店、特別代理店とに区分されます。

個人資格

個人資格は次のように分かれています。資格を取得するには所定の講習を受け、かつ試験に合格することが必要です。

- a 損害保険募集人資格
- b 商品2級資格
- c コンプライアンス資格
- d 商品1級資格
- e 法律資格
- f 税務資格

代理店の基準要件

保険業法、関係法令による保険会社の代理店に対する教育義務に基づき、代理店の質の向上を図り、多様化するお客様のニーズに沿うため、代理店に次の基準要件を設けています。

a 代理店基準要件

	資格者状況 (店主又は保険責任者)	挙積状況 (除自賠償・海上運送・原 子力並びに自己・特定)	自己又は 特定契約 比率状況	内務事務 監査状況	法令等 遵守状況
一般代理店 (火災・自動車・傷害・新種 の各保険を取扱う代理店)	商品2級資格以上の 資格者（コンプライ アンス資格取得者） を1名以上要す ※	100万円以上	30%以下	監査の状況が 良好であるこ と	法令等を遵守 し、公正かつ 適正であるこ と
準一般代理店 ①満期戻総合保険を取扱う代 理店 ②①に自賠償保険・海上運送 保険を取扱う代理店	募集従事者は損害保 険募集人資格を要す	—	同上	同上	同上
特別代理店 ①自賠償保険のみ取扱う代理店 ②海上運送保険のみ取扱う代理店 ③①②をあわせて取扱う代理店	募集従事者は所定の 講習の終了を要す	—	同上	同上	同上

契約出先については、損害保険募集人資格者（コンプライアンス資格取得者）を1名以上要す。

b 一般代理店の育成基準

一般代理店は、代理店新設から1年経過後の直後に到来する6月末日もしくは12月末日をもって存続要件の審査日とし、前記の基準要件を充足する必要があります。(ただし、業績状況が50万円以上でその他の要件を充足している場合は、6ヶ月間延長をすることができます)

要件を充足できない場合は、代理店を解約するか、取扱いの保険を限定し、準一般代理店、特別代理店になることができます。

(4) 代理店教育

弊社は、的確なお客様対応ができる代理店育成のため、さまざまな教育を実施しています。

資格取得のための講習

代理店の集合研修

営業部支店において業務能力、商品知識の向上を目的とした研修会

代理店会開催により各種勉強会

通信講座（FPコース、コンプライアンス）

(5) 代理店数

平成18年3月末現在の弊社代理店数は専属代理店4,095店、自社申請代理店735店、他社申請代理店1,467店、合計6,297店で、今後も新設、育成を促進していきながら、代理店の統合をすすめてまいります。

代理店数の推移

年度	年度末代理店数	専属代理店	自社申請代理店	他社申請代理店
平成17年度	6,297	4,095	735	1,467
平成16年度	6,943	4,589	774	1,580
平成15年度	7,695	5,167	830	1,698
平成14年度	8,320	5,495	905	1,920
平成13年度	8,735	5,621	1,012	2,102

(注) 専属代理店：弊社が代理店登録申請手続きを行い、弊社1社と代理店委託契約を締結している代理店。

自社申請代理店：弊社が代理店登録申請手続きを行い、弊社以外の他社とも代理店委託契約を締結している代理店。

他社申請代理店：他社が代理店登録申請手続きを行い、弊社とも代理店委託契約を締結している代理店。

(6) 代理店研修生制度

将来の弊社専属プロ代理店を養成するため、一定期間（最長36カ月）研修社員として採用し、代理店を運営するために必要な商品知識、販売技術、経営管理手法などを習得する制度です。

制度のコース 特別 一般 NANAレディ



(7) 代理店共済制度

代理店の皆様に日々安定して仕事に専念していただけるように、代理店企業共済組合をつくっています。これは月々わずかの掛金で退職金や慶弔金の支給を受けられる任意加入の制度です。

Ⅳ 損害保険用語の解説(50音順)

カ行

価格変動準備金

保険業法第115条で規定されている準備金で、株式等の資産の価格変動による損失に備えるため、その残高の一定割合を決算期末に積み立てます。

過失相殺

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額を減額することをいいます。

急激かつ偶然な外来の事故

突発的に発生する予知されない出来事であり、傷害の原因が身体の外部からの作用によるものをいいます。これらの条件を満たす事故としては、交通事故、運動中の打撲、骨折、転倒、火災、爆発事故、作業中の事故等があげられます。

契約者配当金

積立保険（貯蓄型保険）の、積立保険料を満期時まで運用し、その成果が予定利率を上回った場合に、満期返れい金と合わせて保険契約者に支払われる配当金をいいます。従って、その金額は予め確定されているものではありません。

契約の解除

法律上、保険契約者または保険会社の意志表示によって、契約が初めからなかったと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、多くの保険約款では、告知義務違反等の場合の解除は、契約の当初まで遡らず、解除時点から将来に向かってのみ効力を生ずるように規定しています。

契約のしおり

保険契約に際して、契約者が保険商品の基礎的な事項について事前に十分理解した上で契約手続を行えるよう、契約時に配布するために作成された小冊子のことです。契約のしおりには、契約に際しての注意事項、契約後の注意事項、保険金支払いに関する事項、事故が起こった場合の手続き等が記載されています。

契約の失効

すでに有効に成立している契約が将来に向かって効力を失うことをいいます。例えば保険で支払われない事故（戦中とか暴動等）によって保険を付けていたものが滅失した場合は契約は失効となります。

告知義務

保険を契約する際に、保険契約者は保険会社に対し重要な事実を申し出る義務、あるいは重要な事項について不実のことを申し出てはならないという義務のことをいいます。

サ行

再調達価額

時価に対する言葉で、保険契約の対象である物（保険をつけた物）と同等の物を新たに建築または購入するために必要な金額をいいます。火災保険の新価保険や当社の満期戻総合保険（スーパージャンプ）においては、再調達価額を基準にして保険金を算出します。

再保険

保険会社が、その引き受けた保険契約上の責任の全部または一

部を危険分散などのために他の保険会社に転嫁することをいいます。

時価（額）

同様の物を新たに建築または購入するのに必要な金額（再調達価額）から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。

事業費

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では、損害調査費、一般管理費および営業費、諸手数料および集金費を総称しています。

質権設定

保険金請求権の質入れのことを略して「質権設定」といいます。火災保険において多く行われており、保険の目的（例えば、火災保険における建物）の上に担保物件をもつ者（例えば、抵当権者）の債権保全の手段の一つです。

支払備金

決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金のことをいいます。

正味収入保険料

一般の会社の売上げ金額に相当するもので、お客様からいただいた保険料に、再保険に要した保険料を加減し、積立保険の積立部分の保険料を控除したものです。

責任準備金

将来生じうる保険金支払いなどの保険契約上の債務に対して、法律に基づき保険会社が積み立てる準備金をいいます。これには、決算期後に残された保険契約期間に備えて積み立てる「普通責任準備金」と、大火や航空機の墜落など異常な大災害に備えて積み立てる「異常危険準備金」のほか、積立保険（貯蓄型保険）の満期返れい金、契約者配当金の支払いに備える「払戻積立金」「契約者配当準備金」があります。

全損

保険の対象が完全に滅失した場合（火災保険であれば全焼、全壊）や、修理、回収に要する費用が再調達価額または時価額を超えるような場合をいいます。

ソルベンシー・マージン比率

巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落等の「通常の予測を超える危険」に対する「資本金、準備金等保険会社が保有する支払余力」の割合をいい、経営の健全性を測る指標の一つです。

損害保険契約者保護機構

損害保険会社の経営が破綻した場合、保険契約者の保護を破綻保険会社に代わって引受ける制度。1996年に創設された「保険契約者保護基金制度」をさらに一歩進めたもので、1998年12月1日に発足。保険契約者保護機構は、保険業法に基づく認可法人として、生保・損保別に設立され、すべての保険会社に加入が義務づけられています。

損害保険料控除制度

住宅や家財の火災保険、傷害保険、医療費用保険等を契約して

保険料を支払うと、所得税および地方税法上、その支払い保険料に応じて、一定の額がその年の契約者の所得から差し引かれる制度をいいます。

損害率

損害保険会社が受けとった保険料に対し、支払った保険金と損害調査に要した費用の合計額の割合を示したもので保険会社の収益性がわかります。

夕行

大数の法則

サイコロを振って1の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど、6分の1に近づいていきます。このように、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されれば、ある事象の発生する確率が一定値に近づくことを大数の法則といいます。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に基づいた統計的確立といえます。

超過保険・一部保険

保険金額（契約金額）が、保険の対象である物の実際の価値（保険価額）を超過する保険のことを超過保険といいます。また、保険金額が保険価額を下回る保険のことを一部保険といいます。この場合には、保険金額の保険価額に対する割合で保険金が支払われます。（後段部分については「比例てん補」の項をご参照ください。）

重複保険

一つの保険の対象物（同一の被保険利益に限る）について、保険期間の全部または一部を共通とする複数の保険契約が存在する場合を広義の重複保険といい、また、複数の保険契約の保険金額の合計額が再調達価額または時価額を超過する場合を狭義の重複保険といいます。

通知義務

保険契約後に契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者が保険会社に通知しなければならない義務のことをいいます。例えば、火災保険約款では建物の譲渡、建物の構造または用途の変更などの事実が発生した場合には、通知するように定めています。

積立勘定

積立保険（貯蓄型保険）および財形傷害保険において、その積立資産を他の資産と区分して運用する仕組みのことです。

積立保険（貯蓄型保険）

火災保険や傷害保険などの補償機能に加え、満期時には満期返れい金を支払うという貯蓄機能もあわせ持った長期の保険で、補償内容や貯蓄機能の多様化により、各種の商品があります。

八行

被保険者

保険の補償を受けられる方、または保険の対象となる方をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。後者の場合の保険契約を「他人のためにする保険契約」といいます。

被保険利益

ある物（例えば建物）に偶然な事故が発生することにより、ある人（例えば建物の所有者）が損害を被る恐れがある場合に、

そのある人とある物との間にある利害関係（この例では所有者利益）を被保険利益といいます。損害保険契約が有効に成立するためには被保険利益の存在が前提となります。

比例てん補

損害が発生したとき、保険金額（保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う金額の最高限度額）が保険価額（保険の対象としたものの評価額）を下回っている場合には、その不足している割合に応じて保険金を削減して支払うことをいいます。例えば、5,000万円をかけて新築した建物に4,000万円の保険をかけましたが、火災が起こり、1,000万円の損害を受けました。この場合に支払われる保険金は

$$1,000万円 \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} \text{ (注)}$$
$$= 1,000万円 \times \frac{4,000万円}{5,000万円} = 800万円 \text{ になります。}$$

(注) 住宅火災、住宅総合、店舗総合保険の場合は、保険価額 × 80% で計算します。

従って、支払われる保険金は

$$1,000万円 \times \frac{4,000万円}{5,000万円 \times 0.8} = 1,000万円 \text{ となります。}$$

分損

保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害をいいます。

法律によって加入が義務付けられている保険

「自動車損害賠償保障法」に基づく自動車損害賠償責任保険（いわゆる自賠責保険、強制保険）があります。

保険価額

保険の対象である物の実際の価値で、通常は時価額（同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額）をいいますが、保険種目によっては、再調達価額（同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額）を基準として保険価額を評価することもあります。

保険期間

保険の契約期間で、保険会社が責任を負う期間のことです。その期間中に保険事故が発生した場合に保険会社は保険金を支払います。ただし、一般的には、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険金は支払われません。

保険金

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が支払う金銭をいい、原則として被保険者に支払われます。

保険金額

保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額で、保険契約に際して保険会社と保険契約者との間で定めた金額をいいます。

保険金をお支払いできない場合

保険会社は保険事故が発生した場合には、保険契約に基づいて保険金支払いの義務を負いますが、特定の事がらが生じた時は例外としてその義務を免れることになっています。例えば、戦争その他の変乱によって生じた事故、保険契約者等が自ら招い

た事故、地震、噴火、津波等による事故等です。

保険契約者

保険会社に保険の申し込みをする人のことです。ほとんどの場合、保険契約者が同時に被保険者となりますが、他人を被保険者とする契約もあります。

保険契約準備金

保険契約に基づき保険金支払などの責任を果たすため、保険業法および同施行規則によって決算期末に積み立てる準備金で、責任準備金および支払準備金があります。

保険事故

保険契約により、保険会社は偶然な一定の事故によって生じた損害に対して保険金を支払うことを保険契約者に約束しますが、この保険金支払いを約定している事故を保険事故とといいます。具体的には火災、交通事故、人の死傷などがその例です。

保険の目的（保険の対象）

保険をつける対象のことをいいます。例えば、火災保険の場合の建物や家財、自動車保険の場合の自動車がこれにあたります。

保険引受利益

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金や損害調査費、満期返戻金等の保険引受費用と、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものをいいます。

保険約款

保険契約者が保険会社と結ぶ保険契約の内容を定めたもので、同一種類の保険契約に共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約においてそれを変更、補充するための特別約款、特約条項があります。

保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」にもとづき、設立された「自動車保険料率算定会」と「損害料率算定会」が、契約者及び会員等に対して、より質の高いサービスをより低コストで提供できる体制を実施するために、平成14年7月1日に組織統合し、「損害保険料率算出機構」として発足いたしました。業務としては(1)火災、傷害、自動車、介護費用の各保険の参考率の算出と提供、(2)自賠責保険と地震保険の基準料率の算出と公告、(3)自賠責保険（共済も含む）に係る損害調査、(4)政府保障事業請求事案に関する損害調査の再委託の受託、などがあげられます。

保険料即収の原則

保険契約時に保険料の全額を保険会社が領収しなければならな

いという原則をいいます。なお、保険料分割払特約など特に約定がある場合には、この原則は適用されません。

マ行

マリン・ノンマリン

マリンは「マリン・インシュアランス」の略で海上保険（船舶保険と貨物海上保険）をいいますが、通常、運送保険も含まれています。

ノンマリンは「ノンマリン・インシュアランス」の略で、マリン以外の保険、すなわち火災保険・自動車保険・傷害保険などをいいます。

満期返れい金

満期戻総合保険（スーパージャンプ）などの積立保険（貯蓄型保険）において、保険期間が終了し、保険料全額の払い込みが完了している場合に、保険会社が保険契約者に支払う金銭をいい、その金額は契約時に定められています。

免責金額

保険契約者の自己負担額のことをいいます。保険会社は一定金額以下の小損害については保険金を支払わないと定めることがあります。一定の金額に達した損害については、免責金額を控除した金額をお支払いする方式と損害額の全額をお支払いする方式とがあります。

免責条項

保険金をお支払いできない場合について定めた条項のことをいいます。保険約款の条文中に「保険金を支払わない場合」とか「てん補しない損害」などの見出しがつけられています。

元受保険

再保険に対する用語で、ある保険契約について再保険がなされているとき、再保険契約に対してそのある保険契約を元受保険とといいます。また、保険会社が個々の契約者と契約する保険のすべてをさす場合があります。

元受保険料

元受保険契約により、保険会社が領収する保険料をいいます。

ヤ行

予定利率

積立保険では、積立保険料部分については、満期返れい金を一定の率で割り引いて保険料を算出しています。この割引に用いられる計算利率を予定利率とといいます。なお、実際の運用利回りが予定利率を上回った場合には契約者配当金として満期返れい金に上乗せして支払われることがあります。

業 績 デ ー タ

<p>1．弊社の主要な業務に関する事項</p> <p>(1) 当期の業績概況 62</p> <p>(2) 直近5事業年度に係る主要な 経営指標等の推移 63</p> <p>(3) 業務の状況を示す指標 64</p> <p style="padding-left: 20px;">保険料・1人当たり保険料 64</p> <p style="padding-left: 20px;">解約返戻金 64</p> <p style="padding-left: 20px;">保険引受利益 65</p> <p style="padding-left: 20px;">保険金・損害率 65</p> <p style="padding-left: 20px;">再保険 66</p> <p style="padding-left: 20px;">未収再保険金 67</p> <p style="padding-left: 20px;">事業費率 67</p> <p style="padding-left: 20px;">公共債の窓販実績 67</p> <p style="padding-left: 20px;">保険契約に関する指標等 - 契約者配当金 67</p> <p style="padding-left: 20px;">国内契約・海外契約別の 収入保険料の割合 68</p> <p>(4) 経理に関する指標 68</p> <p style="padding-left: 20px;">支払備金の額及び 責任準備金の額 68</p> <p style="padding-left: 20px;">責任準備金積立水準 69</p> <p style="padding-left: 20px;">損害率の上昇に対する経常利益 又は経常損失の変動 69</p> <p style="padding-left: 20px;">貸倒引当金及びその他の引当金の 期末残高及び期中の増減額 70</p> <p style="padding-left: 20px;">貸付金償却の額 70</p> <p style="padding-left: 20px;">資本金等明細表(含む利益準備金 及び任意積立金) 71</p> <p style="padding-left: 20px;">事業費(含む損害調査費) 72</p> <p style="padding-left: 20px;">有価証券売却損益及び評価損 ... 72</p> <p style="padding-left: 20px;">減価償却費明細表 73</p> <p style="padding-left: 20px;">不動産動産等処分損益明細表 ... 73</p> <p style="padding-left: 20px;">リース取引 74</p> <p>(5) 資産運用に関する方針と指標等 ... 74</p> <p style="padding-left: 20px;">資産運用方針 74</p> <p style="padding-left: 20px;">預貯金 74</p> <p style="padding-left: 20px;">資産運用の概況 74</p> <p style="padding-left: 20px;">利息配当収入の額及び運用利回り (インカム利回り) 75</p> <p style="padding-left: 20px;">資産運用利回り(実現利回り) 75</p> <p style="padding-left: 20px;">(参考)時価総合利回り 76</p> <p style="padding-left: 20px;">海外投融資残高・構成比及び 利回り 76</p> <p style="padding-left: 20px;">商品有価証券 76</p> <p style="padding-left: 20px;">保有有価証券の種類別の残高 及び合計に対する構成比 77</p> <p style="padding-left: 20px;">有価証券の種類別残存期間別 残高 77</p>	<p>業種別保有株式の額 78</p> <p>貸付金の残存期間別の残高 78</p> <p>担保別貸付金残高 78</p> <p>用途別の貸付金残高及び構成比 79</p> <p>業種別の貸付金残高及び貸付金 残高の合計に対する割合 79</p> <p>規模別の貸付金残高及び貸付金 残高の合計に対する割合 79</p> <p>貸付金地域別内訳 80</p> <p>国内企業向け貸付金残存期間別 残高 80</p> <p>不動産及び動産明細表 80</p> <p>⑳ 支払承諾の残高内訳 81</p> <p>㉑ 支払承諾見返の担保別内訳 81</p> <p>㉒ 長期性資産 81</p> <p>㉓ 公共関係投融資(新規引受ベース) 81</p> <p>㉔ 住宅関連融資 82</p> <p>㉕ その他資産 82</p> <p>㉖ 各種ローン金利(一般貸付標準金利 ...長期プライムレート) 83</p> <p>(6) 責任準備金の残高の内訳 84</p>
	<p>2．財産の状況</p> <p>(1) 計算書類 85</p> <p style="padding-left: 20px;">貸借対照表 85</p> <p style="padding-left: 20px;">損益計算書 90</p> <p style="padding-left: 20px;">キャッシュ・フロー計算書 93</p> <p style="padding-left: 20px;">1人当たり総資産 94</p> <p style="padding-left: 20px;">利益処分・1株当たり配当等 ... 94</p> <p>(2) リスク管理債権 95</p> <p>(3) 元本補てん契約のある信託に係る 貸出金の状況 95</p> <p>(4) 債務者区分に基づいて区分された 債権 95</p> <p>(5) 保険金等の支払い能力の充実の状況 (ソルベンシー・マージン比率)..... 96</p> <p>(6) 時価情報等 97</p> <p style="padding-left: 20px;">有価証券 97</p> <p style="padding-left: 20px;">金銭の信託 98</p> <p style="padding-left: 20px;">デリバティブ取引等 99</p> <p>(7) その他 99</p>
	<p>3．弊社及び子会社等の概況</p> <p>(1) 弊社及び子会社等の主要な事業の 内容及び組織の構成 99</p> <p>(2) 子会社に関する事項 100</p>

V 業績データ

1. 当社の主要な業務に関する事項

(1) 当期の業績概況

当期におけるわが国経済は、公共投資は減少傾向にあり、また、住宅投資は横ばい圏内から強含みの動きとなり、一方、個人消費は底堅く推移し、設備投資は引き続き増加を続けており、総じて景気は、回復を続けている状況で推移しました。

損害保険業界におきましては全体として、元受保険料の伸びは低調であり、資産運用環境も引き続き厳しい状況が続きました。

弊社は、このような状況の中で、火災、傷害、自動車、自賠責ならびに満期戻長期保険等の総合販売に会社をあげて努力いたしました。この結果、正味収入保険料は40,405百万円となり、前年度に比べ0.4%の減収となりました。

経常収益は、保険引受収益が90,711百万円、資産運用収益が3,748百万円、その他経常収益が59百万円となった結果、前期に比べて1,816百万円減少し、94,519百万円となりました。

一方、正味支払保険金は19,820百万円となり、正味損害率は52.8%と前期に比べて3.4ポイント改善いたしました。経常費用は、保険引受費用が81,423百万円、資産運用費用が1,246百万円、営業費及び一般管理費が10,677百万円、その他経常費用が80百万円となった結果、93,427百万円となりました。

なお、保険引受に係る営業費及び一般管理費は10,610百万円となり、正味事業費率は44.7%と、前期に比べ1.4ポイントの増加となりました。保険引受収益から保険引受費用、保険引受に係る営業費及び一般管理費等を減じた保険引受損益は1,303百万円の保険引受損失となりました。

以上の結果、経常収益から経常費用を減じた経常利益は、1,091百万円となりました。

これに、特別損失及び法人税及び住民税並びに法人税等調整額を減じた当期純利益は264百万円となりました。

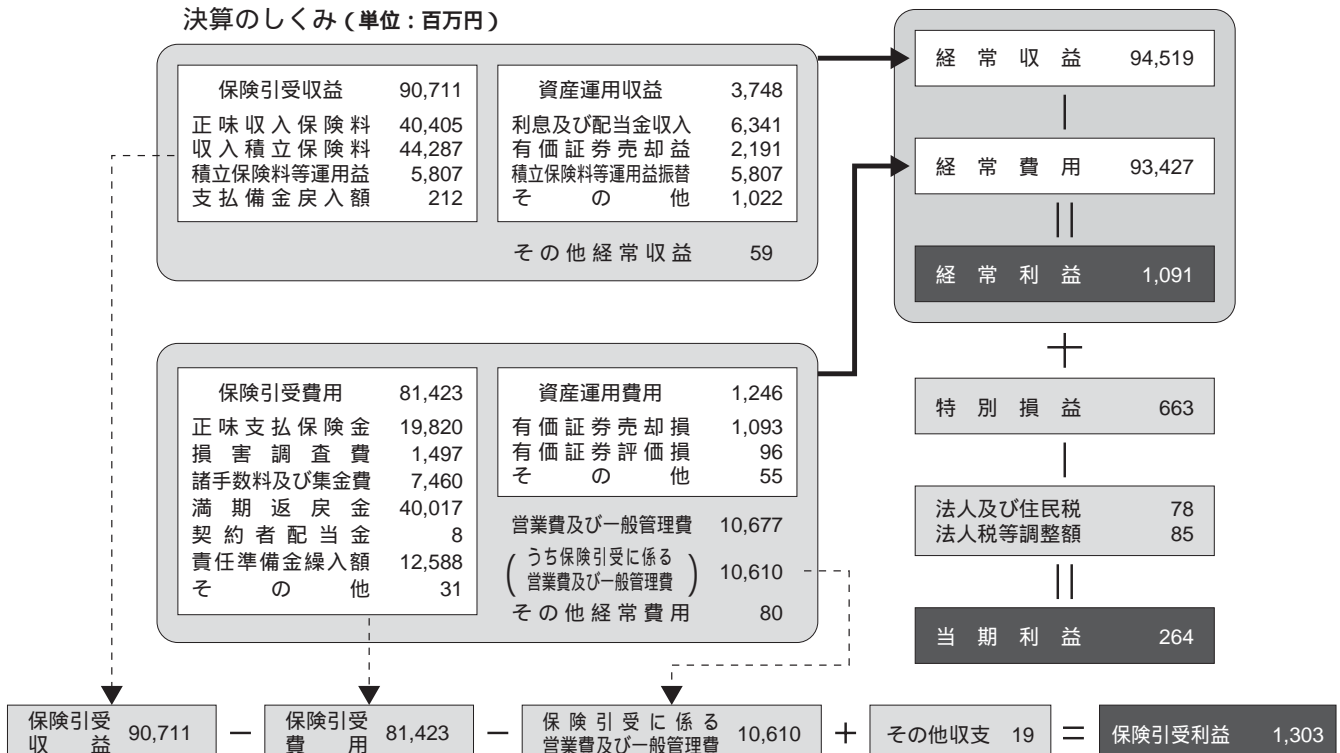
資産運用の面におきましては、安全性、流動性を重視しつつ効果的な運用に努めました結果、利息及び配当金収入は6,341百万円となりました。

今後の経済情勢につきましては、内外ともに先行き予断を許さず、厳しい状況が続くものと予想されますが、弊社はますます営業を強化し、顧客数の増加ならびに主要保険種類の総合販売の拡大をはかることにより、企業体質の一層の強化に全力を尽くし、経営基盤の安定確立を図る所存でございます。

(注) 本報告書(以下の諸表を含む)における各計数の表示及び計算は、次のとおりであります。

- (1) 保険料等の金額及び株数は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しております。
- (2) 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
- (3) 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料

決算のしくみ(単位:百万円)



(2) 直近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

年度 項目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
正味収入保険料 (対前期増減率)	36,761 (1.54%)	39,623 (7.79%)	40,088 (1.17%)	40,556 (1.17%)	40,405 (0.37%)
経常収益	82,218	87,902	90,499	96,336	94,519
経常利益 (対前期増減率)	1,240 (9.00%)	388 (68.65%)	1,293 (232.63%)	1,176 (9.03%)	1,091 (7.26%)
当期純利益 (対前期増減率)	337 (18.24%)	186 (44.74%)	248 (33.35%)	192 (22.70%)	264 (37.43%)
正味損害率	52.00%	47.53%	48.04%	56.19%	52.76%
正味事業費率	47.03%	43.99%	43.62%	43.28%	44.72%
利息及び配当金収入 (対前期増減率)	6,044 (5.32%)	5,781 (4.36%)	5,613 (2.90%)	5,977 (6.48%)	6,341 (6.09%)
運用資産利回り (インカム利回り)	2.08%	1.94%	1.84%	1.87%	1.90%
資産運用利回り (実現利回り)	2.37%	1.91%	2.36%	2.59%	2.47%
信託報酬	-	-	-	-	-
信託勘定貸出金残高	-	-	-	-	-
信託勘定有価証券残高	-	-	-	-	-
信託財産額	-	-	-	-	-
資本金 (発行済株式総数)	2,502 (8,690千株)	2,502 (8,690千株)	2,502 (8,690千株)	2,502 (8,690千株)	2,502 (8,690千株)
純資産額	37,129	29,295	39,568	37,829	55,368
総資産額	339,208	339,001	365,361	377,156	417,065
積立勘定資産額	50,193	51,420	49,743	47,495	44,368
責任準備金残高	279,717	291,981	301,717	314,954	327,542
貸付金残高	6,835	4,685	4,555	3,892	2,216
有価証券残高	254,655	263,522	290,157	292,557	334,740
ソルベンシーマージン比率	972.6%	786.4%	888.7%	868.8%	982.2%
自己資本比率	10.95%	8.64%	10.83%	10.03%	13.28%
1株当り純資産額	4,274.46円	3,411.05円	4,550.61円	4,354.81円	6,456.33円
1株当り配当額 (内1株当り中間配当額)	6.00円 (-)	6.00円 (-)	6.00円 (-)	6.00円 (-)	6.00円 (-)
1株当り当期純利益	38.84円	16.27円	24.52円	17.12円	26.09円
潜在株式調整後 1株当り当期純利益	-円	-円	-円	-円	-円
配当性向	15.44%	36.88%	24.47%	35.05%	23.00%
従業員数	638名	632名	634名	644名	661名

(3) 業務の状況を示す指標

保険料・1人当たり保険料

a 正味収入保険料

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成15年度		平成16年度		平成17年度				
		構成比	増収率	構成比	増収率	構成比	増収率			
		%	%	%	%	%	%			
火 災		6,729	16.8	3.4	7,074	17.4	5.1	7,367	18.2	4.1
傷 害		3,426	8.5	4.9	3,344	8.2	2.4	3,454	8.5	3.3
自 動 車		14,838	37.0	3.7	14,471	35.7	2.5	14,126	35.0	2.4
自動車損害賠償責任		6,316	15.8	17.9	6,263	15.4	0.8	5,965	14.8	4.8
満 期 戻 長 期		2,979	7.4	11.5	3,226	8.0	8.3	3,104	7.7	3.8
そ の 他		5,798	14.5	7.9	6,176	15.3	6.5	6,386	15.8	3.4
合 計		40,088	100.0	1.2	40,556	100.0	1.2	40,405	100.0	0.4

b 元受正味保険料(含む積立保険料)

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成15年度		平成16年度		平成17年度				
		構成比	増収率	構成比	増収率	構成比	増収率			
		%	%	%	%	%	%			
火 災		8,734	10.2	5.8	9,283	10.3	6.3	9,896	11.2	6.6
傷 害		6,347	7.4	33.7	5,981	6.6	5.8	5,829	6.6	2.5
自 動 車		15,101	17.7	3.7	14,728	16.3	2.5	14,370	16.2	2.4
自動車損害賠償責任		6,006	7.1	0.2	5,816	6.4	3.2	5,579	6.3	4.1
満 期 戻 長 期		42,680	50.0	13.3	47,735	52.8	11.8	45,635	51.6	4.4
そ の 他		6,505	7.6	8.2	6,932	7.7	6.6	7,148	8.1	3.1
合 計		85,375	100.0	2.7	90,477	100.0	6.0	88,460	100.0	2.2
従業員1人当たり元受正味 保険料(含む積立保険料)		134		2.3	140		4.3	133		4.7

(注) 1. 正味収入保険料 - 元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

2. 元受正味保険料 - 元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。(積立型保険の積立(含む積立保険料) 保険料部分を含みます。)

3. 従業員1人当たり元受正味保険料 - 元受正味保険料(含む積立保険料) ÷ 従業員数(含む積立保険料)

解約返戻金

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
火 災		358	363	365
傷 害		1,161	955	901
自 動 車		258	229	259
自動車損害賠償責任		180	200	203
満 期 戻 長 期		2,002	1,795	2,191
そ の 他		268	245	213
合 計		4,230	3,789	4,135

(注) 解約返戻金とは、元受解約返戻金、受再解約返戻金及び積立解約返戻金の合計額をいいます。

保険引受利益

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
保 險 引 受 収 益		88,306	93,148	90,711
保 險 引 受 費 用		77,958	84,184	81,423
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費		10,260	10,186	10,610
そ の 他 収 支		42	55	19
保 險 引 受 利 益		130	1,167	1,303

- (注) 1. 上記営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。
2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険損益計算等における法人税相当額などです。

保険金・損害率

a. 正味支払保険金

(単位：百万円)

種 目	年 度	平成15年度			平成16年度			平成17年度		
		構成比	正味損害率		構成比	正味損害率		構成比	正味損害率	
			%	%		%	%		%	%
火 災		1,761	9.9	27.2	3,676	17.3	53.1	2,328	11.7	32.7
傷 害		875	4.9	28.5	904	4.3	30.3	871	4.4	28.1
自 動 車		9,291	52.2	68.8	9,047	42.5	69.1	8,915	45.0	69.6
自動車損害賠償責任		2,591	14.6	44.1	3,620	17.0	60.6	4,197	21.2	73.2
満 期 戻 長 期		336	1.9	12.4	750	3.5	24.4	435	2.2	15.3
そ の 他		2,942	16.5	53.4	3,271	15.4	55.6	3,071	15.5	51.1
合 計		17,799	100.0	48.0	21,270	100.0	56.2	19,820	100.0	52.8

- (注) 1. 正味支払保険金 - 元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。
2. 正 味 損 害 率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

b. 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位：%)

種 目	年 度	平成15年度			平成16年度			平成17年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火 災		27.2	48.6	75.8	53.1	48.8	101.8	32.7	48.1	80.8
傷 害		28.5	64.7	93.2	30.3	60.8	91.1	28.1	61.4	89.5
自 動 車		68.8	33.3	102.1	69.1	33.7	102.8	69.6	34.7	104.3
自動車損害賠償責任		44.1	19.6	63.6	60.6	19.0	79.6	73.2	19.5	92.7
満 期 戻 長 期		12.4	86.0	98.3	24.4	83.5	107.9	15.3	85.5	100.8
そ の 他		53.4	56.2	109.6	55.6	53.5	109.1	51.1	57.6	108.8
合 計		48.0	43.6	91.7	56.2	43.3	99.5	52.8	44.7	97.5

- (注) 1. 正 味 損 害 率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ (正味収入保険料)
2. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ (正味収入保険料)
3. 合 算 率 = 正味損害率 + 正味事業費率

c. 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位：%)

保険種目	年 度	平成17年度		
		発生損害率	事業費率	合算率
火 災		34.4	59.4	93.8
傷 害		28.2	56.4	84.6
自 動 車		68.2	34.4	102.5
そ の 他		33.6	62.0	95.5
(うち賠償責任)		50.1	56.7	106.8
(うち信用・保証)		205.4	17.2	222.6
合 計		49.1	48.7	97.8

- (注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
2. 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
3. 事業費率 = (支払諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
4. 合 算 率 = 発生損害率 + 事業費率
5. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額
6. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額

再保険

a. 受再正味保険料・受再正味保険金

(単位：百万円)

年度		平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度	
		前年比		前年比		前年比	
保険種目		%		%		%	
受再正味 保険料	火災	135	11.8	105	21.6	93	11.3
	傷害	0	101.0	0	-	0	-
	自動車	14	8.4	12	12.2	11	9.2
	自動車損害賠償責任	4,966	23.5	4,952	0.3	4,686	5.4
	満期戻長期	-	-	-	-	-	-
	その他の	269	6.0	176	34.4	171	3.1
合計		5,385	20.6	5,247	2.6	4,963	5.4
受再正味 保険金	火災	85	22.5	51	39.5	63	22.8
	傷害	13	5.0	2	78.1	3	5.1
	自動車	16	45.1	9	43.2	10	9.2
	自動車損害賠償責任	2,591	36.8	3,620	39.7	4,197	16.0
	満期戻長期	-	-	-	-	-	-
	その他の	161	6.9	85	47.0	192	124.4
合計		2,869	30.2	3,770	31.4	4,466	18.5

b. 支払再保険料・回収再保険金

(単位：百万円)

年度		平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度	
		前年比		前年比		前年比	
保険種目		%		%		%	
支払再 保険料	火災	1,940	32.0	2,278	17.5	2,601	14.2
	傷害	262	26.8	203	22.5	198	2.3
	自動車	277	2.0	270	2.7	256	5.2
	自動車損害賠償責任	4,656	0.0	4,504	3.3	4,300	4.5
	満期戻長期	351	7.8	448	27.6	483	7.9
	その他の	941	0.6	909	3.5	891	2.0
合計		8,429	5.0	8,614	2.2	8,731	1.4
回収再 保険金	火災	166	34.3	1,428	758.0	510	64.3
	傷害	19	30.1	2	88.3	56	2,404.0
	自動車	137	20.7	201	47.2	260	29.1
	自動車損害賠償責任	4,938	15.3	4,691	5.0	5,069	8.1
	満期戻長期	-	-	751	-	33	95.5
	その他の	235	17.2	278	18.2	299	7.4
合計		5,496	9.5	7,354	33.8	6,230	15.3

c. 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位 5 社の割合

出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位 5 社の出再先に集中している割合 (%)
21社	89.71

(注) 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象としています。

d. 出再保険料の格付ごとの割合

格付け区分	A 以上
出再保険料における、格付毎の割合	100.00%

(注) 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。

格付区分は、以下の方法により区分しています。

格付区分の方法

S & P社、又はA M Best社の格付を使用しています。この場合、A - 以上を「A 以上」に区分しています。

これら 2 社の格付がない場合は、日本格付研究所の格付を使用しています。この場合、A - 以上を「A 以上」に区分しています。

未収再保険金

(単位：百万円)

種目計	前年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
1	年度開始時の未収再保険金	99	32	495
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	469	2,381	948
3	当該年度回収等	536	1,918	1,156
4	1 + 2 - 3 = 年度末の未収再保険金	32	495	287

(注) 地震・自賠責保険に係る金額を除いております。

事業費率

(単位：百万円)

区 分	年 度		
	平成15年度	平成16年度	平成17年度
保険引受に係る事業費	17,484	17,553	18,070
(保険引受に係る営業費 及び一般管理費)	10,260	10,186	10,610
(諸手数料及び集金費)	7,224	7,366	7,460
正味事業費率	43.6%	43.3%	44.72%

公共債の窓販実績

(単位：百万円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
販 売 実 績	-	-	-

保険契約に関する指標等 - 契約者配当金

満期戻総合保険では、保険期間が終了し、満期を迎えられたご契約者に対して満期返戻金をお支払いするとともに、所定の計算により剰余が生じた場合には、契約者配当金をお支払いいたしております。

満期を迎えられるご契約者にお支払いする契約者配当金は以下のとおりであります。

(平成18年度契約者配当金の例)

(満期戻総合保険・満期返戻金100万円の場合)

保険期間	満期日	払込方法				
		一時払契約	年払契約	半年払契約	月払契約	団体払契約
5年	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	0円	0円	0円	0円	0円
10年	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	1,970円	630円	570円	530円	530円

(注) 契約者配当金の算出方法は契約内容・満期月ごとに契約者配当金の運用益を算出していくため、満期月ごとに契約者配当金が多少異なることがあります。

上表では、同一保険期間・同一予定利率の保険ごとに当年度において初めて満期を迎える月の払込方法別の契約者配当金実額を平成18年4月満期分を例として表示しています。

(平成17年度契約者配当金の例)

(満期戻総合保険・満期返戻金100万円の場合)

保険期間	満期日	払込方法				
		一時払契約	年払契約	半年払契約	月払契約	団体払契約
5年	平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	0円	0円	0円	0円	0円
10年	平成17年4月1日から平成17年9月30日まで	910円	80円	60円	40円	40円
10年	平成17年10月1日から平成18年3月31日まで	12,150円	1,700円	1,400円	1,170円	1,170円

(平成16年度契約者配当金の例)

(満期戻総合保険・満期返戻金100万円の場合)

保険期間	満期日	払込方法				
		一時払契約	年払契約	半年払契約	月払契約	団体払契約
5年	平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	1,430円	270円	200円	140円	140円
10年	平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	10,310円	970円	740円	530円	530円

国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
国 内 契 約	99.90%	99.97%	100%
海 外 契 約	0.10%	0.03%	0.01%

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しております。

(4) 経理に関する指標

支払備金の額及び責任準備金の額

a 支払備金

(単位:百万円)

種 目	年 度	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
		火 災	514	858
傷 害	581	574	609	
自 動 車	4,695	4,846	4,792	
自動車損害賠償責任	1,270	1,570	1,577	
満 期 戻 長 期	14	103	91	
そ の 他	1,298	1,605	1,716	
合 計		8,374	9,557	9,345

b 責任準備金

(単位:百万円)

種 目	年 度	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
		火 災	23,769	24,488
傷 害	47,809	46,875	45,660	
自 動 車	8,335	7,362	6,616	
自動車損害賠償責任	11,422	12,670	13,383	
満 期 戻 長 期	193,108	207,287	219,519	
そ の 他	17,270	16,270	16,472	
合 計		301,717	314,954	327,542

責任準備金積立水準

区 分		平成16年度末	平成17年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式又は全期チルメル式	平準純保険料式又は全期チルメル式
積 立 率		100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立法式及び積立率は、保険業法第3条第5条第1号に掲げる保険に係る保険契約及び保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。
2. 保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立法式は保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金について記載しております。
3. 積立率 = (実際に積立している普通責任準備金 + 払戻積立金) ÷ (下記(1)~(3)の合計額)
- (1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金及び払戻積立金 (保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
- (2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金並びに平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金及び払戻積立金
- (3) 平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

損害率上昇のシナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計 算 方 法	<p>増加する発生損害額 = 既経過保険料 × 1%</p> <p>増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。</p> <p>増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額 - 決算時取崩額</p>
経常利益の減少額	205百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額118百万円

- (注) 地震保険、自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しております。

貸倒引当金及びその他の引当金の期末残高及び期中の増減額
(平成17年度)

(単位：百万円)

区 分	前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減 少 額		当期末 残 高	摘 要	
			目的使用	その他			
貸倒引当金	一般貸倒引当金	55	52	-	55	52	洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	332	327	-	332	327	"
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-	
退職給付引当金	4,330	346	480	-	4,196		
役員退職慰労引当金	385	94	51	-	428		
賞与引当金	319	317	319	-	317		
価格変動準備金	2,496	175	-	-	2,672		
計	7,920	1,313	851	388	7,994		

(平成16年度)

(単位：百万円)

区 分	前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減 少 額		当期末 残 高	摘 要	
			目的使用	その他			
貸倒引当金	一般貸倒引当金	57	55	-	57	55	洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	380	332	-	380	332	"
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	-	-	
退職給付引当金	4,520	311	501	-	4,330		
役員退職慰労引当金	-	385	-	-	385		
賞与引当金	345	319	345	-	319		
価格変動準備金	2,341	155	-	-	2,496		
計	7,645	1,559	847	438	7,920		

貸付金償却の額

平成17年度、平成16年度及び平成15年度は貸付金の償却を行っておりません。

資本金等明細表（含む利益準備金及び任意積立金）
（平成17年度）

（単位：百万円）

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘 要
資 本 金		2,502	-	-	2,502	-
うち既発行 株 式	普 通 株 式	(8,690,000株) 2,502	(-) (-)	(-) (-)	(8,690,000株) 2,502	注1
	計	(8,690,000株) 2,502	(-) (-)	(-) (-)	(8,690,000株) 2,502	-
	資本準備金及 びその他 資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金 (その他資本剰余金) 自己株式処分差益 計	2,252 0 2,252	- - -	- 0 -	2,252 - 2,252
利益準備金及 び任意積立金	(利益準備金)	290	-	-	290	-
	(任意積立金) 特別準備金	7,600	650	-	8,250	注2
	退職慰労積立金	566	-	566	-	注3
	計	8,456	650	-	8,540	-

- (注) 1. 当期末における自己株式数は、120,355株です。
2. 当期減少額は、自己株式の処分によるものです。
3. 当期増加額は、前期決算の利益処分によるものです。

（平成16年度）

（単位：百万円）

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘 要
資 本 金		2,502	-	-	2,502	-
うち既発行 株 式	普 通 株 式	(8,690,000株) 2,502	(-) (-)	(-) (-)	(8,690,000株) 2,502	注1
	計	(8,690,000株) 2,502	(-) (-)	(-) (-)	(8,690,000株) 2,502	-
	資本準備金及 びその他 資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金 (その他資本剰余金) 自己株式処分差益 計	2,252 - 2,252	- - -	- - -	2,252 - 2,252
利益準備金及 び任意積立金	(利益準備金)	290	-	-	290	-
	(任意積立金) 特別準備金	7,500	100	-	7,600	注2
	退職慰労積立金	566	-	-	566	-
	計	8,356	100	-	8,456	-

- (注) 1. 当期末における自己株式数は、13,183株です。
2. 当期増加額は、前期決算の利益処分によるものです。

事業費（含む損害調査費）

（単位：百万円）

区 分	年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
人 件 費		6,351	6,060	6,116
物 件 費		4,996	5,271	5,619
税金・拋出金等		439	439	438
諸手数料及び集金費		7,224	7,366	7,460
合 計		19,011	19,137	19,635

（注）金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計額です。

有価証券売却損益及び評価損

売却益

（単位：百万円）

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
国 債 等	-	-	-
株 式	1,862	2,932	2,191
外 国 証 券	1	5	-
そ の 他	-	0	-
合 計	1,863	2,937	2,191

売却損

（単位：百万円）

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
国 債 等	-	-	-
株 式	12	0	14
外 国 証 券	14	2	1,079
そ の 他	-	-	-
合 計	27	2	1,093

評価損

（単位：百万円）

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
国 債 等	-	-	-
株 式	256	547	96
外 国 証 券	19	9	-
そ の 他	0	0	0
合 計	276	556	96

減価償却費明細表
(平成17年度)

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期償却額	償却累計額	当期末高	償却累計率
建物	1,436	48	670	765	46.7%
動産	505	38	342	162	67.8%
ソフトウェア	3,638	426	1,600	2,038	44.0%
その他	10	0	9	1	84.5%
計	5,592	514	2,623	2,968	

(平成16年度)

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期償却額	償却累計額	当期末高	償却累計率
建物	1,526	44	704	821	46.2%
動産	541	31	378	162	70.0%
ソフトウェア	3,555	478	1,463	1,892	43.6%
その他	10	0	8	2	79.2%
計	5,434	554	2,556	2,878	

(平成15年度)

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期償却額	償却累計額	当期末高	償却累計率
建物	1,515	45	670	844	44.3%
動産	537	35	389	147	72.6%
ソフトウェア	2,909	501	1,205	1,704	41.4%
その他	10	0	8	2	73.9%
計	4,973	582	2,274	2,699	

不動産動産等処分損益明細表
不動産動産処分益

(単位：百万円)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度
不動産	-	-	-
動産	-	-	-
合計	-	-	-

不動産動産処分損

(単位：百万円)

区分	平成15年度			平成16年度			平成17年度		
	売却	その他	合計	売却	その他	合計	売却	その他	合計
不動産	-	-	-	-	4	4	-	2	2
動産	-	3	3	-	7	7	-	5	5
合計	-	3	3	-	11	11	-	7	7

リース取引

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は以下の通りです。

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	未経過リース料期末残高相当額	1年内	44	55
1年超		97	136	128
合 計		141	191	190
支 払 リ ー ス 料		54	52	59

(5) 資産運用に関する方針と指標等

資産運用方針

資産の運用にあたっては、損害保険会社という公共性の強い性質にかんがみ、安全性、流動性を重視しつつ有利な運用に努めています。

預貯金

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
郵便振替・郵便貯金		25	34	39
当座預金		54	28	18
普通預金		2,800	2,601	10,077
通知預金		-	-	-
定期預金		151	109	44
外貨預金		-	-	-
計		3,031	2,774	10,179

資産運用の概況

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末	
			構成比		構成比		構成比
預 貯 金		3,031	0.8	2,774	0.7	10,179	2.4
コ ー ル 口 ン		51,000	14.0	61,000	16.2	53,000	12.7
商 品 有 価 証 券		-	-	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権		0	0.0	500	0.1	500	0.1
買 現 先 勘 定		-	-	-	-	-	-
金 銭 の 信 託		3,801	1.0	3,299	0.9	4,010	1.0
有 価 証 券		290,157	79.4	292,557	77.6	334,740	80.3
貸 付 金		4,555	1.2	3,892	1.0	2,216	0.5
土 地 ・ 建 物		1,445	0.4	1,421	0.4	1,366	0.3
運 用 資 産 計		353,991	96.9	365,446	96.9	406,013	97.4
総 資 産		365,361	100.0	377,156	100.0	417,065	100.0

利息配当収入の額及び運用利回り（インカム利回り）

（単位：百万円）

区 分	年 度	平成15年度末			平成16年度末			平成17年度末		
		収入金額	平均運用額	利回り	収入金額	平均運用額	利回り	収入金額	平均運用額	利回り
預 貯 金		7	14,809	0.05	0	14,307	0.00	0	11,142	0.00
コ ー ル ロ ー ン		10	45,043	0.02	8	50,352	0.02	11	53,000	0.02
買 現 先 勘 定		-	-	-	-	-	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権		6	3	163.48	4	58	7.97	14	500	2.88
商 品 有 価 証 券		-	-	-	-	-	-	-	-	-
金 銭 の 信 託		41	3,220	1.28	37	3,066	1.24	55	3,062	1.82
有 価 証 券		5,514	238,078	2.32	5,886	247,990	2.37	6,257	264,070	2.37
公 社 債		2,971	117,560	2.53	3,027	138,707	2.18	2,920	155,567	1.88
株 式		858	40,872	2.10	969	44,430	2.18	1,198	52,966	2.26
外 国 証 券		1,466	43,976	3.33	1,522	45,620	3.34	1,697	44,430	3.82
そ の 他 の 証 券		217	35,669	0.61	366	19,232	1.91	440	11,105	3.97
貸 付 金		58	4,619	1.27	60	4,410	1.37	43	2,921	1.49
土 地 ・ 建 物		0	1,485	0.05	0	1,449	0.05	0	1,428	0.05
小 計		5,638	307,259	1.84	5,999	321,634	1.87	6,383	336,126	1.90
そ の 他		16	-	-	16	-	-	13	-	-
合 計		5,654	-	-	6,015	-	-	6,397	-	-

（注）利回りは $\frac{\text{利息及び配当金収入}}{\text{取得原価又は償却原価による平均残高}}$ で算出しています。

尚、時価会計導入を機に、開示利回りのあり方を見直した結果、従来のインカムベースの利回りのみでは運用の実態を必ずしも適切に反映できないと考え、新たに、当期の資産運用にかかる成果を期間損益への寄与の観点から示す指標として、従来の簿価を分母とする 資産運用利回り（実現利回り）を開示するとともに、時価ベースでの運用効率開示のニーズに応えるため、時価総合利回りを併せて参考開示しております。

資産運用利回り（実現利回り）

（単位：百万円）

区 分	年 度	平成 15 年 度			平成 16 年 度			平成 17 年 度		
		資産運用損益等 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益等 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益等 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り
預 貯 金		12	14,809	0.09	0	14,307	0.00	0	11,142	0.00
コ ー ル ロ ー ン		10	45,043	0.02	8	50,352	0.02	11	53,000	0.02
買 現 先 勘 定		-	-	-	-	-	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権		2	3	60.43	4	58	7.97	14	500	2.88
商 品 有 価 証 券		-	-	-	-	-	-	-	-	-
金 銭 の 信 託		570	3,220	17.72	14	3,066	0.47	983	3,062	32.11
有 価 証 券		6,614	238,078	2.78	8,254	247,990	3.33	7,241	264,070	2.74
公 社 債		2,972	117,560	2.53	3,028	138,707	2.18	2,922	155,567	1.88
株 式		2,452	40,872	6.00	3,354	44,430	7.55	3,278	52,966	6.19
外 国 証 券		1,015	43,976	2.31	1,514	45,620	3.32	623	44,430	1.40
そ の 他 の 証 券		173	35,669	0.49	356	19,232	1.85	417	11,105	3.76
貸 付 金		58	4,619	1.27	60	4,410	1.37	43	2,921	1.49
土 地 ・ 建 物		0	1,485	0.05	0	1,449	0.05	0	1,428	0.05
そ の 他		16	-	-	16	-	-	13	-	-
合 計		7,260	307,259	2.36	8,330	321,634	2.59	8,309	336,126	2.47

（注）利回りは $\frac{\text{資産運用収益} + \text{積立保険料等運用益} - \text{資産運用費用}}{\text{取得原価又は償却原価による平均残高}}$ で算出しています。

(参考) 時価総合利回り

(単位: 百万円)

区 分	平成 15 年 度			平成 16 年 度			平成 17 年 度		
	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り
			%			%			%
預 貯 金	12	14,809	0.09	0	14,307	0.00	0	11,142	0.00
コ ー ル ロ ー ン	10	45,043	0.02	8	50,352	0.02	11	53,000	0.02
買 現 先 勘 定	-	-	-	-	-	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権	2	3	60.43	4	58	7.97	14	500	2.88
商 品 有 価 証 券	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金 銭 の 信 託	570	3,220	17.72	14	3,066	0.47	983	3,062	32.11
有 価 証 券	22,334	263,348	8.48	5,391	288,980	1.87	34,600	302,197	11.45
公 社 債	1,483	126,765	1.17	3,807	143,455	2.65	2,927	161,095	1.82
株 式	24,951	55,760	44.75	467	81,817	0.57	32,873	86,350	37.99
外 国 証 券	2,156	45,080	4.78	1,407	43,552	3.23	3,306	42,255	7.82
そ の 他 の 証 券	1,023	35,741	2.86	644	20,153	3.20	1,348	12,316	10.95
貸 付 金	58	4,619	1.27	60	4,410	1.37	43	2,921	1.49
土 地 ・ 建 物	0	1,485	0.05	0	1,449	0.05	0	1,428	0.05
そ の 他	16	-	-	16	-	-	13	-	-
合 計	22,981	332,529	6.91	5,467	362,624	1.51	35,668	374,253	9.53

(注) 利回りは $\frac{(\text{資産運用収益} + \text{積立保険料等運用益} - \text{資産運用費用}) + (\text{当期末評価差額}^* - \text{前期末評価差額}^*)}{\text{取得原価又は償却原価による平均残高} + \text{その他有価証券に係る前期末評価差額}^* + \text{売買目的有価証券に係る前期末評価損益}}$ で算出しています。

* 税効果控除前の金額による。

海外投融資残高・構成比及び利回り

(単位: 百万円)

区 分	年 度	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末	
			構成比		構成比		構成比
			%		%		%
外 貨 建	公 社 債	33,493	72.7	33,483	79.8	35,068	79.6
	株 式	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	3,561	7.7	2,376	5.7	2,612	5.9
	外 貨 建 資 産 計	37,054	80.4	35,859	85.5	37,680	85.5
円 貨 建	非 居 住 者 貸 付	-	-	-	-	-	-
	公 社 債(円建外債)	7,029	15.3	4,098	9.8	2,078	4.7
	そ の 他	2,007	4.4	2,008	4.8	4,311	9.8
	円 貨 建 資 産 計	9,036	19.6	6,107	14.6	6,389	14.5
	合 計	46,091	100.0	41,967	100.0	44,070	100.0
海外投融資利回り							
	運用資産利回り(インカム利回り)		3.30%		3.34%		3.82%
	資産運用利回り(実現利回り)		2.35%		3.43%		1.40%
	(参考) 時価総合利回り		4.57%		3.35%		7.82%

商品有価証券

当年度・前年度とも該当ありません。

保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末	
			構成比		構成比		構成比
			%		%		%
国	債	8,400	2.9	7,015	2.4	5,550	1.7
地 方	債	45,607	15.7	61,717	21.1	68,000	20.3
社	債	72,739	25.1	83,254	28.5	86,215	25.8
株	式	81,593	28.1	80,201	27.4	119,186	35.6
外 国	証 券	44,890	15.5	41,967	14.3	44,070	13.2
そ の 他	の 証 券	36,925	12.7	18,400	6.3	11,716	3.5
貸 付 有 価 証 券		-	-	-	-	-	-
合 計		290,157	100.0	292,557	100.0	334,740	100.0

有価証券の種類別残存期間別残高

(平成17年度末)

(単位：百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
		平成18/3	国 債	2,556	540	823	713	916	0
	地 方 債	5,243	7,063	7,297	8,122	40,274	-	-	68,000
	社 債	6,531	7,506	15,953	12,019	43,379	824	-	86,215
	株 式							119,186	119,186
	外 国 証 券	1,881	11,128	15,277	1,185	9,062	-	5,535	44,070
	その他の証券	560	131	2,561	341	1,942	-	6,179	11,716
	貸付有価証券	-	-	-	-	-	-	-	-
	合 計	16,773	26,370	41,913	22,381	95,574	824	130,901	334,740

(平成16年度末)

(単位：百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
		平成17/3	国 債	1,416	2,880	712	891	1,113	-
	地 方 債	4,864	9,758	6,183	8,438	32,471	-	-	61,717
	社 債	6,855	10,079	13,570	11,468	40,574	706	-	83,254
	株 式							80,201	80,201
	外 国 証 券	1,449	16,918	15,085	2,357	3,053	-	3,101	41,967
	その他の証券	56	697	1,317	577	1,582	-	14,169	18,400
	貸付有価証券	-	-	-	-	-	-	-	-
	合 計	14,642	40,335	36,869	23,734	78,796	706	97,472	292,557

(平成15年度末)

(単位：百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
		平成16/3	国 債	1,520	4,160	558	845	1,185	129
	地 方 債	3,875	10,733	7,311	7,500	16,187	-	-	45,607
	社 債	12,227	13,962	7,796	14,893	20,972	2,887	-	72,739
	株 式							81,593	81,593
	外 国 証 券	2,907	3,827	25,043	5,938	4,098	-	3,074	44,890
	その他の証券	70	721	171	1,557	335	275	33,794	36,925
	貸付有価証券	-	-	-	-	-	-	-	-
	合 計	20,602	33,404	40,880	30,735	42,778	3,292	118,463	290,157

業種別保有株式の額

(単位：百万株、百万円)

区 分	年 度	平成15年度末			平成16年度末			平成17年度末		
		株 数	金 額	構成比	株 数	金 額	構成比	株 数	金 額	構成比
				%			%			%
電 気 ・ ガ ス 業 業		8	11,308	13.9	10	15,738	19.6	10	26,322	22.1
商 業		7	16,119	19.8	8	13,336	16.6	9	20,277	17.0
電 気 機 器		5	12,750	15.6	5	11,255	14.0	5	15,195	12.7
陸 運 業		10	10,626	13.0	10	10,377	12.9	9	13,485	11.3
不 動 産 業		1	4,140	5.1	1	5,190	6.5	1	8,501	7.1
証 券 業		4	5,178	6.3	4	4,090	5.1	4	6,703	5.6
金 融 保 険 業		6	5,348	6.6	5	3,860	4.8	1	6,021	5.1
機 械		3	2,228	2.7	3	3,061	3.8	3	4,878	4.1
そ の 他 製 品		3	2,295	2.8	5	3,167	3.9	5	3,545	3.0
輸 送 用 機 器		0	1,603	2.0	2	2,144	2.7	2	3,386	2.8
そ の 他		17	9,993	12.2	13	7,973	9.9	14	10,868	9.1
合 計		69	81,593	100.0	71	80,201	100.0	67	119,186	100.0

(注) 1. 業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じています。

2. 空輸業は陸運業に含めています。

貸付金の残存期間別の残高

(単位：百万円)

		平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
固 定 金 利	1 年 以 下	-	0	-
	1 年 超 3 年 以 下	0	-	-
	3 年 超 5 年 以 下	-	-	-
	5 年 超 7 年 以 下	-	-	-
	7 年 超	14	13	12
	合 計	14	13	12
変 動 金 利	1 年 以 下	18	4	0
	1 年 超 3 年 以 下	20	52	36
	3 年 超 5 年 以 下	1,174	1,159	1,137
	5 年 超 7 年 以 下	1,000	2,397	774
	7 年 超	2,050	-	-
	合 計	4,263	3,613	1,947

(注) 約款貸付は含みません。

担保別貸付金残高

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
			%		%		%
担 保 貸 付		14	0.3	13	0.3	12	0.5
有 価 証 券 担 保		-	-	-	-	-	-
不 動 産 ・ 動 産 ・ 財 団		14	0.3	13	0.3	12	0.5
指 名 債 権 担 保		-	-	-	-	-	-
保 証 貸 付		2,151	47.2	1,476	37.9	831	37.5
信 用 貸 付		2,000	43.9	2,000	51.4	1,000	45.1
そ の 他		112	2.5	137	3.5	116	5.3
一 般 貸 付 計		4,277	93.9	3,626	93.2	1,959	88.4
約 款 貸 付		277	6.1	266	6.8	257	11.6
合 計		4,555	100.0	3,892	100.0	2,216	100.0
(うち劣後特約付き貸付)		(2,000)	(43.9)	(2,000)	(51.4)	(1,000)	(45.1)

使途別の貸付金残高及び構成比

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末	
			構成比		構成比		構成比
			%		%		%
設 備 資 金		207	4.6	227	6.3	185	9.4
運 転 資 金		4,347	95.4	3,665	93.7	2,031	90.6
合 計		4,555	100.0	3,892	100.0	2,216	100.0

業種別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末	
			構成比		構成比		構成比
			%		%		%
農 林 ・ 水 産 業		-	-	-	-	-	-
鉱 業		-	-	-	-	-	-
建 設 業		-	-	-	-	-	-
製 造 業		-	-	-	-	-	-
卸 ・ 小 売 業		101	2.2	79	2.0	57	2.6
金 融 ・ 保 険 業		4,050	88.9	3,397	87.3	1,774	80.0
不 動 産 業		0	0.0	0	0.0	-	-
運 輸 ・ 通 信 業		-	-	-	-	-	-
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 等		-	-	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業		-	-	-	-	-	-
そ の 他		14	0.3	13	0.3	12	0.5
(うち個人住宅等)		(14)	(0.3)	(13)	(0.3)	(12)	(0.5)
小 計		4,165	91.4	3,489	89.6	1,843	83.1
公 共 団 体		-	-	-	-	-	-
公 社 ・ 公 団		112	2.5	137	3.5	116	5.2
約 款 貸 付		277	6.1	266	6.8	257	11.6
合 計		4,555	100.0	3,892	100.0	2,216	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じています。

規模別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末	
			構成比		構成比		構成比
			%		%		%
大 企 業		4,263	99.7	3,613	99.6	1,947	99.4
中 堅 企 業		0	0.0	0	0.0	-	-
中 小 企 業		-	-	-	-	-	-
そ の 他		14	0.3	13	0.4	12	-
一 般 貸 付 計		4,277	100.0	3,626	100.0	1,959	100.0

(注) 1. 大企業とは資本金10億円以上の企業をいいます。

2. 中堅企業とは1の「大企業」及び3の「中小企業」以外の企業をいいます。

3. 中小企業とは資本金3億円以下の企業をいいます。(ただし卸売業は資本金1億円以下、小売業・飲食業・サービス業は資本金5千万円以下の企業をいいます。)

4. その他とは、非居住者貸付、公共団体、個人ローン等です。

5. 約款貸付は含みません。

貸付金地域別内訳

a. 国内

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末	
			構成比		構成比		構成比
			%		%		%
首 都 圏		2,162	50.6	1,534	42.3	890	45.4
近 畿 圏		1,000	23.4	1,000	27.6	-	-
上 記 以 外 の 地 域		1,115	26.1	1,092	30.1	1,069	55.6
合 計		4,277	100.0	3,626	100.0	1,959	100.0

(注) 約款貸付は含みません。

b. 海外

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末	
			構成比		構成比		構成比
			%		%		%
国 際 機 関		-	-	-	-	-	-

国内企業向け貸付金残存期間別残高

(単位：百万円)

貸 付 金	年 度	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
		1 年 以 下	18	5
1 年 超 3 年 以 下	21	52	36	
3 年 超 5 年 以 下	1,174	1,159	1,137	
5 年 超 7 年 以 下	1,000	2,397	774	
7 年 超	2,050	-	-	
合 計	4,263	3,613	1,947	

不動産及び動産明細表

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
		土 地	600	600
営 業 用 賃 貸 用	600	600	600	
建 物	844	821	765	
営 業 用 賃 貸 用	844	821	765	
土 地・建 物 合 計	1,445	1,421	1,366	
営 業 用 賃 貸 用	1,445	1,421	1,366	
建 設 仮 勘 定	-	-	-	
営 業 用 賃 貸 用	-	-	-	
不 動 産 計	1,445	1,421	1,366	
営 業 用 賃 貸 用	1,445	1,421	1,366	
動 産	147	162	162	
合 計	1,592	1,584	1,529	

⑳ 支払承諾の残高内訳

(単位：百万円)

区 分	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末	
	口 数	金 額	口 数	金 額	口 数	金 額
融 資 に 係 る 保 証	-	-	-	-	-	-
社 債 等 に 係 る 保 証	-	-	-	-	-	-
資 産 の 流 動 化 に 係 る 保 証	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-

㉑ 支払承諾見返の担保別内訳

(単位：百万円)

区 分	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
有 価 証 券	-	-	-
不 動 産 ・ 動 産 ・ 財 団	-	-	-
指 名 債 権	-	-	-
保 証	-	-	-
信 用	-	-	-
そ の 他	-	-	-
計	-	-	-

㉒ 長期性資産

(単位：百万円)

区 分	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
長 期 性 資 産	236,882	249,577	259,338

(注) 長期性資産とは責任準備金の内訳である払戻積立金と契約者配当準備金に含まれる、積立型保険の収入積立保険料等とその運用益の累計残高をいいます。

㉓ 公共関係投融资(新規引受ベース)

(単位：百万円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	
公 社 債	国 債	250	216	140
	地 方 債	8,139	19,589	13,455
	政 府 保 証 債	8,193	21,428	10,863
	小 計	16,583	41,234	24,459
貸 付	公 社 ・ 公 団	43	52	-
	地 方 住 宅 供 給 公 社	-	-	-
	小 計	43	52	-
合 計	16,626	41,286	24,459	

②④ 住宅関連融資

(単位：百万円)

区 分	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末	
		構成比		構成比		構成比
		%		%		%
個人向けローン	14	100.0	13	100.0	12	100.0
住宅金融会社貸付	-	-	-	-	-	-
地方住宅供給会社	-	-	-	-	-	-
合 計	14	100.0 (0.3)	13	100.0 (0.3)	12	100.0 (0.5)
総貸付残高	4,555		3,892		2,216	

(注)「合計」欄の()内は総貸付残高に対する比率です。

②⑤ その他資産

a 未収保険料・代理店貸

未収保険料は、元受保険契約の保険料の未収入金で弊社直扱のものを示し、代理店貸は、元受保険契約の保険料の未収入金で代理店扱のもの(ただし、代理店手数料を差引いた正味)を示します。

(平成17年度末)

(単位：百万円)

区 分	火 災	傷 害	自動車	自動車損害賠償責任	満期戻長期	その他	計	停滞期間
未 収 保 険 料	1	17	1	-	70	4	90	
代 理 店 貸	519	150	814	-	-	278	1,762	
計	518	168	812	-	70	282	1,852	0.71か月

(平成16年度末)

(単位：百万円)

区 分	火 災	傷 害	自動車	自動車損害賠償責任	満期戻長期	その他	計	停滞期間
未 収 保 険 料	7	26	5	-	91	14	145	
代 理 店 貸	522	181	873	-	-	290	1,867	
計	530	207	878	-	91	304	2,012	0.77か月

(平成15年度末)

(単位：百万円)

区 分	火 災	傷 害	自動車	自動車損害賠償責任	満期戻長期	その他	計	停滞期間
未 収 保 険 料	8	20	8	-	360	14	413	
代 理 店 貸	516	206	936	-	-	305	1,965	
計	525	227	945	-	360	319	2,378	0.83か月

(注) 停滞期間 = $\frac{\text{未収保険料(計)} + \text{代理店貸(計)}}{\text{月平均保険料(元受保険料 - 諸戻戻金 - 代理店手数料)}}$

b 共同保険貸

弊社が共同保険の幹事会社として立替払いした同業他社分の保険金のうち未回収額を示す勘定です。

c 再 保 険 貸

弊社と同業他社との間の再保険授受によって生ずる勘定のうち、国内の同業他社に対する未回収額を示す勘定です。

d 外国再保険貸

弊社と同業他社との間の再保険授受によって生ずる勘定のうち、外国所在の同業他社に対する未回収額を示す勘定です。

e 地震保険預託金

地震保険の受再保険料及び運用益を日本地震再保険株式会社に預託しているものです。

f 仮 払 金

勘定科目未定の支払金及び内払的性質の支払金を示す勘定です。その主なものは、自動車及び自動車損害賠償責任保険の保険金一括払に係る支払分です。

(単位：百万円)

	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
b 共同保険貸	110	97	111
c 再 保 険 貸	1,822	1,795	1,873
d 外国再保険貸	131	399	75
e 地震保険預託金	1,360	1,444	1,541
f 仮 払 金	915	1,119	977
(f のうち一括払分)	(740)	(870)	(721)

㊸ 各種ローン金利（一般貸付標準金利...長期プライムレート）

(平成17年度)

(単位：%)

変更時点	平成17.4.1	平成17.4.8	平成17.5.10	平成17.6.10	平成17.8.10	平成17.9.9	平成17.10.12	平成17.11.10	平成17.12.9
利 率	1.65	1.55	1.5	1.45	1.6	1.55	1.8	1.9	1.85
変更時点	平成18.1.11	平成18.2.10	平成18.3.10						
利 率	1.8	2.0	2.1						

(平成16年度)

(単位：%)

変更時点	平成16.4.1	平成16.4.9	平成16.6.10	平成16.7.9	平成16.8.10	平成16.9.10	平成16.12.10	平成17.3.10
利 率	1.65	1.7	1.9	1.8	1.75	1.7	1.55	1.65

(平成15年度)

(単位：%)

変更時点	平成15.4.1	平成15.4.10	平成15.5.9	平成15.6.10	平成15.7.10	平成15.8.8	平成15.9.10	平成15.10.10	平成15.11.11
利 率	1.5	1.4	1.35	1.25	1.6	1.5	1.85	1.65	1.8
変更時点	平成15.12.10	平成16.2.10	平成16.3.10						
利 率	1.7	1.6	1.65						

(6) 責任準備金の残高の内訳

(平成17年度末)

(単位：百万円)

	普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金等	責任準備金合計
火災保険	20,646	4,187	1,047	8	25,889
傷害保険	1,755	2,893	40,875	135	45,660
自動車保険	5,041	1,574	-	-	6,616
自動車損害賠償責任保険	13,383	-	-	-	13,383
満期戻長期保険	5,248	819	213,117	334	219,519
その他	8,113	4,462	3,889	7	16,472
合計	54,188	13,938	258,929	485	327,542

(平成16年度末)

(単位：百万円)

	普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金等	責任準備金合計
火災保険	18,718	3,892	1,870	7	24,488
傷害保険	1,865	2,789	42,098	121	46,875
自動車保険	5,161	2,201	-	-	7,362
自動車損害賠償責任保険	12,670	-	-	-	12,670
満期戻長期保険	5,175	763	201,076	272	207,287
その他	7,837	4,220	4,205	6	16,270
合計	51,428	13,867	249,250	407	314,954

(平成15年度末)

(単位：百万円)

	普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金等	責任準備金合計
火災保険	17,140	4,108	2,513	6	23,769
傷害保険	1,922	2,686	43,092	108	47,809
自動車保険	5,395	2,939	-	-	8,335
自動車損害賠償責任保険	11,422	-	-	-	11,422
満期戻長期保険	4,896	1,328	186,617	266	193,108
その他	7,575	5,407	4,283	4	17,270
合計	48,353	16,470	236,505	387	301,717

2. 財産の状況

(1) 計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	年度		平成15年度(平成16年3月31日現在)		平成16年度(平成17年3月31日現在)		平成17年度(平成18年3月31日現在)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
(資産の部)		%		%		%		%
現金及び預貯金	3,033	0.83	2,776	0.74	10,184	2.44		
現金	(2)		(2)		(4)			
預貯金	(3,031)		(2,774)		(10,179)			
コールローン	51,000	13.96	61,000	16.17	53,000	12.71		
買入金銭債権	0	0.00	500	0.13	500	0.12		
金銭の信託	3,801	1.04	3,299	0.87	4,010	0.96		
有価証券	290,157	79.42	292,557	77.57	334,740	80.26		
国債	(8,400)		(7,015)		(5,550)			
地方債	(45,607)		(61,717)		(68,000)			
社債	(72,739)		(83,254)		(86,215)			
株式	(81,593)		(80,201)		(119,186)			
外国証券	(44,890)		(41,967)		(44,070)			
その他の証券	(36,925)		(18,400)		(11,716)			
貸付金	4,555	1.25	3,892	1.03	2,216	0.53		
保険約款貸付	(277)		(266)		(257)			
一般貸付	(4,277)		(3,626)		(1,959)			
不動産及び動産	1,592	0.43	1,584	0.42	1,529	0.37		
土地	(600)		(600)		(600)			
建物	(844)		(821)		(765)			
動産	(147)		(162)		(162)			
その他資産	11,658	3.19	11,934	3.17	11,263	2.70		
未収保険料	(413)		(145)		(90)			
代理店貸	(1,965)		(1,867)		(1,762)			
共同保険貸	(110)		(97)		(111)			
再保険貸	(1,822)		(1,795)		(1,873)			
外国再保険貸	(131)		(399)		(75)			
未収金	(597)		(692)		(423)			
未収収益	(1,013)		(904)		(775)			
預託金	(1,528)		(1,477)		(1,494)			
地震保険預託金	(1,360)		(1,444)		(1,541)			
仮払金	(915)		(1,119)		(977)			
その他の資産	(1,799)		(1,991)		(2,138)			
貸倒引当金	438	0.12	388	0.10	379	0.09		
資産の部合計	365,361	100.00	377,156	100.00	417,065	100.00		

(単位：百万円)

科目	年度		平成15年度(平成16年3月31日現在)		平成16年度(平成17年3月31日現在)		平成17年度(平成18年3月31日現在)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
(負債の部)		%		%		%		%
保険契約準備金	310,091	84.87	324,511	86.04	336,888	80.78		
支払備金	(8,374)		(9,557)		(9,345)			
責任準備金	(301,717)		(314,954)		(327,542)			
その他負債	3,954	1.08	3,724	0.99	3,673	0.88		
共同保険借	(138)		(165)		(156)			
再保険借	(1,360)		(1,559)		(1,501)			
外国再保険借	(161)		(32)		(14)			
借入金	(13)		(12)		(11)			
未払法人税等	(260)		(120)		(122)			
前受収益	(9)		(9)		(6)			
未払金	(857)		(893)		(857)			
仮受金	(1,151)		(931)		(1,003)			
退職給付引当金	4,520	1.24	4,330	1.15	4,196	1.01		
役員退職慰労引当金	-	-	385	0.10	428	0.10		
賞与引当金	345	0.09	319	0.09	317	0.08		
特別法上の準備金	2,341	0.64	2,496	0.66	2,672	0.64		
価格変動準備金	(2,341)		(2,496)		(2,672)			
繰延税金負債	4,539	1.24	3,559	0.94	13,521	3.24		
負債の部合計	325,793	89.17	339,327	89.97	361,697	86.72		
(資本の部)								
資本金	2,502	0.68	2,502	0.66	2,502	0.60		
資本剰余金	2,252	0.62	2,252	0.60	2,252	0.54		
(資本準備金)	(2,252)		(2,252)		(2,252)			
利益剰余金	8,624	2.36	8,724	2.31	8,892	2.13		
(利益準備金)	(290)		(290)		(290)			
(任意積立金)	(8,066)		(8,166)		(8,250)			
((特別準備金))	((7,500))		((7,600))		((8,250))			
((退職慰労積立金))	((566))		((566))		((-))			
(当期未処分利益)	(267)		(267)		(352)			
その他有価証券評価差額金	26,192	7.17	24,363	6.46	41,845	10.03		
自己株式	3	0.00	12	0.00	124	0.03		
資本の部合計	39,568	10.83	37,829	10.03	55,368	13.28		
負債及び資本の部合計	365,361	100.00	377,156	100.00	417,065	100.00		

平成17年度貸借対照表の注記

(注) (1) 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。

子法人等株式及び関連法人等株式の評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。

その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。

その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法により行っております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) 不動産及び動産の減価償却は定率法により行っております。

(4) 自社利用のソフトウェアの減価償却は、社内における利用可能期間に基づく定額法により行っております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、原則として外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。

(6) 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産所管部門が資産査定を実施し、当該部署から独立した検査部門が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当てを行っております。

(7) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込み額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異は、適用初年度において一括費用処理しております。

数理計算上の差異は、翌期に一括費用処理することとしております。

(追加情報)

従来、アジャスターに係る功労金は、支出時に費用計上してはりましたが、当期からアジャスターに係る功労金は、支出時に費用計上してはりましたが、当期からアジャスターに係る退職給付に備えるためアジャスター退職功労金規定(平成17年10月1日実施)を制定いたしました。これにより、当期発生額を一般管理費に計上するとともに、過年度対応額60百万円をその他特別損失に計上しております。この結果、経

常利益は2百万円減少し、税引前当期純利益は、63百万円減少しております。

- (8) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (9) 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。
- (10) 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
- (11) 貸付金のうち、破綻先債権額、延滞債権額はありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権額はありません。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (12) 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- (13) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (14) 不動産及び動産の減価償却累計額は1,013百万円、圧縮記帳額は1,320百万円であります。
- (15) 保険業法施行規則第17条の3第1項第3号に規定する純資産の額は42,450百万円であります。
- (16) 子会社に対する金銭債務総額は3百万円であります。
- (17) 貸借対照表に計上した動産のほか、電子計算機、乗用車等についてはリース契約により使用しております。
- (18) 子会社株式の額は4百万円であります。

(19) 担保に供している資産は有価証券50百万円であります。

(20) 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	8,798百万円
同上にかかる出再支払備金	1,030百万円
差引(イ)	7,768百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(口)	1,577百万円
計(イ+口)	9,345百万円

(21) 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	298,722百万円
同上にかかる出再責任準備金	697百万円
差引(イ)	298,025百万円
その他の責任準備金(口)	29,516百万円
計(イ+口)	327,542百万円

(22) 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	4,124百万円
年金資産	-百万円
未積立退職給付債務	4,124百万円
未認識数理計算上の差異	72百万円
退職給付引当金	4,196百万円
退職給付債務等の計算基礎	
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	2.0%
期待運用収益率	-%
数理計算上の差異の処理年数	翌期1年
会計基準変更時差異の処理年数	1年

(23) 繰延税金資産の総額は10,119百万円、繰延税金負債の総額は23,640百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金6,433百万円、退職給付引当金1,514百万円及び価格変動準備金964百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、その他有価証券に係る評価差額金23,640百万円であります。

(24) 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	年度		平成15年度(自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)		平成16年度(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)		平成17年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比		
経 常 部 の 損 益	経 常 収 益	90,499	100.00	96,336	100.00	94,519	100.00	
	保 険 引 受 収 益	88,306	97.58	93,148	96.69	90,711	95.97	
	正 味 収 入 保 険 料	(40,088)		(40,556)		(40,405)		
	収 入 積 立 保 険 料	(42,243)		(46,554)		(44,287)		
	積立保険料等運用益	(5,974)		(6,038)		(5,807)		
	支 払 備 金 戻 入 額	(-)		(-)		(212)		
	為 替 差 益	(0)		(0)		(-)		
	資 産 運 用 収 益	2,089	2.31	2,980	3.09	3,748	3.97	
	利息及び配当金収入	(5,613)		(5,977)		(6,341)		
	金 銭 の 信 託 運 用 益	(570)		(68)		(983)		
	有 価 証 券 売 却 益	(1,863)		(2,937)		(2,191)		
	有 価 証 券 償 還 益	(1)		(3)		(6)		
	そ の 他 運 用 収 益	(14)		(31)		(33)		
	積立保険料等運用益振替	(5,974)		(6,038)		(5,807)		
	そ の 他 経 常 収 益	103	0.11	207	0.22	59	0.06	
	経 常 費 用	89,206	98.57	95,159	98.78	93,427	98.85	
	保 険 引 受 費 用	77,958	86.14	84,184	87.39	81,423	86.14	
正 味 支 払 保 険 金	(17,799)		(21,270)		(19,820)			
損 害 調 査 費	(1,459)		(1,517)		(1,497)			
諸手数料及び集金費	(7,224)		(7,366)		(7,460)			
満 期 返 戻 金	(41,227)		(39,523)		(40,017)			
契 約 者 配 当 金	(80)		(61)		(8)			
支 払 備 金 繰 入 額	(408)		(1,183)		(-)			
責 任 準 備 金 繰 入 額	(9,735)		(13,236)		(12,588)			
為 替 差 損	(-)		(-)		(3)			
そ の 他 保 険 引 受 費 用	(23)		(25)		(28)			
資 産 運 用 費 用	804	0.89	687	0.71	1,246	1.32		
金 銭 の 信 託 運 用 損	(-)		(83)		(-)			
有 価 証 券 売 却 損	(27)		(2)		(1,093)			
有 価 証 券 評 価 損	(276)		(556)		(96)			
有 価 証 券 償 還 損	(7)		(0)		(-)			
為 替 差 損	(419)		(-)		(0)			
そ の 他 運 用 費 用	(73)		(44)		(55)			
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	10,327	11.41	10,253	10.64	10,677	11.30		
そ の 他 経 常 費 用	116	0.13	33	0.03	80	0.09		
支 払 利 息	(0)		(0)		(0)			
そ の 他 の 経 常 費 用	(115)		(32)		(80)			
経 常 利 益	1,293	1.43	1,176	1.22	1,091	1.15		
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益	-	-	-	-	-	-	
	特 別 損 失	854	0.94	815	0.85	663	0.70	
	不 動 産 動 産 処 分 損	(3)		(11)		(7)		
	減 損 損 失	(-)		(-)		(30)		
	特 別 法 上 の 準 備 金 繰 入 額	(851)		(155)		(175)		
	価 格 変 動 準 備 金	((851))		((155))		((175))		
そ の 他 特 別 損 失	(-)		(647)		(449)			
税 引 前 当 期 純 利 益	439	0.49	361	0.37	428	0.45		
法 人 税 及 び 住 民 税	480	0.53	116	0.12	78	0.08		
法 人 税 等 調 整 額	290	0.32	53	0.06	85	0.09		
当 期 純 利 益	248	0.28	192	0.20	264	0.28		
前 期 繰 越 利 益	65		75		88			
自 己 株 式 処 分 差 損	46		-		-			
当 期 未 処 分 利 益	267		267		352			

平成17年度損益計算書の注記

(注) (1) 子会社との取引による費用総額は81百万円であります。

(2) (i) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	49,136百万円
支払再保険料	8,731百万円
差引	40,405百万円

(ii) 正味支払保険料の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	26,050百万円
回収再保険金	6,230百万円
差引	19,820百万円

(iii) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	8,108百万円
出再保険手数料	648百万円
差引	7,460百万円

(iv) 支払備金繰入額(は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	632百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	413百万円
差引(イ)	219百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険に支払備金繰入額(口)	7百万円
計(イ+口)	212百万円

(v) 責任準備金繰入額(は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	11,555百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	76百万円
差引(イ)	11,631百万円
その他の責任準備金繰入額(口)	956百万円
計(イ+口)	12,588百万円

(vi) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	0百万円
コールローン利息	11百万円
買入金銭債権利息	14百万円
有価証券利息・配当金	6,257百万円
貸付金利息	43百万円
その他利息・配当金	14百万円
計	6,341百万円

(3) 金銭の信託運用益中の評価損益の合計額は947百万円の益であります。

- (4) 損害調査費並びに営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は285百万円であり、その内訳は次のとおりであります。

勤務費用	216百万円
利息費用	87百万円
期待運用収益	- 百万円
会計基準変更時差異の費用処理額	- 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	18百万円
計	285百万円

- (5) 当期における法定実効税率は36.10%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は38.27%であり、この差異の主要な内訳は住民税均等割等13.62%、交際費の損金不算入額9.36%、受取配当等の益金不算入額 21.70%であります。

- (6) 1株当たりの当期純利益は26円09銭であります。

算定上の基礎である当期純利益は264百万円、普通株主に帰属しないものは役員賞与金39百万円、普通株式に係る当期純利益は224百万円、普通株式の期中平均株式数は8,608千株であります。

- (7) その他特別損失は、労使紛争に関する和解金支払損失320百万円、平成18年6月本社移転に伴う損失見込引当額68百万円、アジャスター退職功労金規定の制定に伴う退職給付引当金繰入額のうち過年度対応額60百万円であります。

- (8) 当期より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、税引前当期純利益は28百万円減少しております。

なお、当期における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	種類	資産	減損損失
遊休資産	建物	大阪府内に保有する旧社員寮1物件	30百万円

保険事業用資産は、全体で1つの資産グループとし、遊休資産等については個別の物件ごとにグルーピングしております。

上記不動産において、資産の時価の著しい下落等が生じたため、減損損失を認識しました。

当該資産の回収可能価額の算定にあたっては、正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については不動産鑑定士による鑑定評価額を使用しております。

- (9) 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	連結会計年度	平成15年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		金 額	金 額	金 額
I . 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益		439	361	428
減価償却費		582	697	782
減損損失		-	-	30
支払備金の増加額		408	1,183	212
責任準備金等の増加額		9,735	13,236	12,588
貸倒引当金の増加額		50	49	8
退職給付引当金の増加額		30	190	134
役員退職慰労引当金の増加額		-	385	43
賞与引当金の増加額		39	26	2
価格変動準備金の増加額		851	155	175
利息及び配当金収入		5,613	5,977	6,341
有価証券関係損益()		1,554	2,381	1,007
支払利息		0	0	0
為替差損益()		419	-	-
不動産動産関係損益()		3	11	7
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増加額		333	243	694
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増加額		322	82	51
その他の		565	82	965
小計		5,381	6,999	6,028
利息及び配当金の受取額		5,823	5,947	6,246
利息の支払額		0	0	0
法人税等の支払額		320	262	74
営業活動によるキャッシュ・フロー		10,884	12,683	12,200
II . 投資活動によるキャッシュ・フロー				
預貯金の純増加額		7	42	65
買入金銭債権の取得による支出		0	500	-
金銭の信託の増加による支出		-	802	80
金銭の信託の減少による収入		-	1,282	338
有価証券の取得による支出		38,208	48,892	59,474
有価証券の売却・償還による収入		28,357	26,139	36,590
貸付による支出		1,192	187	97
貸付金の回収による収入		1,327	874	1,807
II 小計		9,709	22,042	20,851
(I + II)		(1,174)	(9,358)	(8,650)
不動産及び動産の取得による支出		28	80	70
不動産及び動産の売却による収入		3	-	0
その他の		497	764	892
投資活動によるキャッシュ・フロー		10,231	22,886	21,814
III . 財務活動によるキャッシュ・フロー				
自己株式の取得による支出		78	9	112
自己株式の売却による収入		154	-	-
配当金の支払額		51	52	52
その他の		1	1	1
財務活動によるキャッシュ・フロー		23	62	165
IV . 現金及び現金同等物に係る換算差額		19	-	-
V . 現金及び現金同等物の増加額		656	10,264	9,779
VI . 現金及び現金同等物期首残高		82,629	83,285	73,020
VII . 現金及び現金同等物期末残高		83,285	73,020	63,241

平成17年度キャッシュ・フロー計算書の注記

(1) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(平成18年3月31日現在)

現金及び預貯金	10,184百万円
コールローン	53,000百万円
有価証券	334,740百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	44百万円
現金同等物以外の有価証券	334,639百万円
現金及び現金同等物	<u>63,241百万円</u>

(2) 重要な非資金取引の内容

該当事項ありません。

(3) 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

1人当たり総資産

(単位：百万円)

区 分	年 度		
	平成15年度	平成16年度	平成17年度
従 業 員 1 人 当 た り 総 資 産	576	585	630

利益処分・1株当たり配当等

(単位：百万円)

科 目	年 度			
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	
当 期 未 処 分 利 益	267	267	352	
計	267	267	352	
利 益 処 分 額	192	745	271	
株 主 配 当 金	52	52	51	
役 員 賞 与 金	40	43	39	
任 意 積 立 金	100	650	180	
次 期 繰 越 利 益	75	88	81	
利益金に関する諸指標	1株当たり配当額	6円00銭	6円00銭	6円00銭
	1株当たり当期利益	24円52銭	17円12銭	26円09銭
	配 当 性 向	24.5%	35.0%	22.9%

(注) 1株当たり当期利益は $\frac{\text{普通株式に係る当期利益}}{\text{期中平均株式数(加重平均)}}$ により算出しています。

(2) リスク管理債権

(単位：百万円)

	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
破綻先債権額	-	-	-
延滞債権額	-	-	-
3カ月以上延滞債権額	-	-	-
貸付条件緩和債権額	-	-	-
計	-	-	-
貸付金残高に対する比率	-	-	-
(参考)貸付金残高	4,555	3,892	2,216

(注) 1. 各債権の意義は次の通りであります。

破綻先債権

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令に定める一定の事由が生じているものであります。

延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものであります。

3ヶ月以上延滞債権

3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

(3) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

(単位：百万円)

	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
元本補てん契約のある信託に係る貸出金	0	0	0
破綻先債権額	-	-	-
延滞債権額	-	-	-
3カ月以上延滞債権額	-	-	-
貸付条件緩和債権額	-	-	-
計	0	0	0

(4) 債務者区分に基づいて区分された債権

(単位：百万円)

	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
危険債権	-	-	-
要管理債権	-	-	-
正常債権	4,555	3,892	2,216
計	4,555	3,892	2,216

(注) 各債権の意義は次の通りであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権の額

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権の額

要管理債権

3ヶ月以上延滞貸付金（元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸付金（上記及びに掲

ける債権を除く。)以下同じ。)及び条件緩和貸付金(債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(上記及びに掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く。)の額

正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、 から までに掲げる債権以外のものに区分される債権の額

(5) 保険金等の支払い能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円)

	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
(A)ソルベンシー・マージン総額	74,846	70,019	95,106
資本の部合計(社外流出予定額、繰延資産及びその他有価証券評価差額金を除く)	13,283	13,370	13,431
価格変動準備金	2,341	2,496	2,672
異常危険準備金	18,002	15,482	15,647
一般貸倒引当金	57	55	52
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	36,891	34,314	58,937
土地の含み損益	385	410	443
負債性資本調達手段等	-	-	-
控除項目	-	-	-
その他	4,656	4,710	4,808
(B)リスクの合計額 $\{R_1^2 + (R_2 + R_3)^2\} + R_4 + R_5$	16,844	16,119	19,365
一般保険リスク(R_1)	2,057	2,084	2,106
予定利率リスク(R_2)	415	393	368
資産運用リスク(R_3)	10,981	10,696	14,319
経営管理リスク(R_4)	367	353	418
巨大災害リスク(R_5)	4,895	4,481	4,109
(C)ソルベンシー・マージン比率 $[(A) / \{(B) \times 1/2\}] \times 100$	888.7%	868.8%	982.2%

(注)上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。
なお、当期から保険業法施行規則等の改正により、ソルベンシー・マージン比率の算出方法が変更されております。このため、前期と当期の数値は、それぞれ異なる基準によって算出されております。

ソルベンシー・マージン比率

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額:上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - 保険引受上の危険(一般保険リスク) : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く。)
 - 予定利率上の危険(予定利率リスク) : 積立保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - 資産運用上の危険(資産運用リスク) : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - 経営管理上の危険(経営管理リスク) : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記 ~ 及び 以外のもの
- ・「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の資本、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、有価証券・土地の含み益の一部等の総額であります。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払い能力の充実の状況が適当である」とされています。

(6) 時価情報等

有価証券

a 売買目的有価証券

当年度・前年度・前々年度とも該当ありません。

b 満期保有目的の債券で時価のあるもの

当年度・前年度・前々年度とも該当ありません。

c 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

当年度・前年度・前々年度とも該当ありません。

d その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類	平成15年度(平成16年3月31日現在)			平成16年度(平成17年3月31日現在)			平成17年度(平成18年3月31日現在)			
	取得原価	貸借対照表計上額	差 額	取得原価	貸借対照表計上額	差 額	取得原価	貸借対照表計上額	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	102,882	108,251	5,369	135,839	141,615	5,776	68,399	70,325	1,925
	株 式	38,305	76,003	37,698	40,790	74,460	33,670	52,242	115,432	63,190
	外国証券	10,341	11,239	897	13,831	15,227	1,396	12,444	13,816	1,371
	その他	3,455	4,402	946	2,497	3,827	1,330	2,984	5,154	2,169
	小 計	154,984	199,896	44,911	192,958	235,131	42,173	136,071	204,728	68,657
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	19,116	18,496	620	10,621	10,372	249	91,689	89,441	2,248
	株 式	1,161	849	311	2,227	2,122	105	392	361	30
	外国証券	34,616	31,650	2,965	28,311	24,739	3,571	26,817	25,954	863
	その他	600	576	24	2,088	1,968	120	1,600	1,572	28
	小 計	55,494	51,573	3,921	43,248	39,201	4,046	120,500	117,329	3,171
合 計	210,479	251,469	40,990	236,206	274,333	38,127	256,572	322,058	65,486	

(注) 当年度において、その他有価証券で時価のあるものについて4百万円減損処理を行っています。

なお、当該有価証券の減損に当たっては、時価の帳簿価額に対する下落率が50%以上の銘柄はすべて減損を行い、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、回復する見込みがあると認められる場合を除き減損処理を行っています。

e 当年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	平成15年度			平成16年度			平成17年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	5,352	1,863	27	5,335	2,937	2	18,884	2,191	1,093

f 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

(単位：百万円)

種 類	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 株 式			
株 式	10	4	4
外 国 証 券	-	-	-
そ の 他 有 価 証 券			
公 社 債	0	0	0
株 式	4,730	3,614	3,387
外 国 証 券	2,000	2,000	4,300
そ の 他 (うち主なもの)	31,947	12,604	4,990
マナー・マネージメント・ファンド	(14,397)	(9,352)	(100)
出 資 金	(2,043)	(2,752)	(2,904)

g その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額

(単位：百万円)

種 類	平成15年度末				平成16年度末				平成17年度末			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国 債	1,520	4,719	2,031	129	1,416	3,593	2,005	-	2,556	1,364	1,629	-
地 方 債	3,875	18,044	23,687	-	4,864	15,942	40,910	-	5,243	14,360	48,396	-
社 債	12,227	21,758	35,865	2,887	6,855	23,649	52,043	706	6,531	23,459	55,399	824
外 国 証 券	2,907	28,870	10,037	-	1,449	32,003	5,411	-	1,881	26,406	10,247	-
そ の 他	70	893	1,892	275	56	2,014	2,160	-	560	2,693	2,283	-
合 計	20,602	74,285	73,513	3,292	14,642	77,204	102,531	706	16,773	68,284	117,956	824

金銭の信託

a 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

種 類	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	貸借対照表 計上額	損益に含まれた 評価差額	貸借対照表 計上額	損益に含まれた 評価差額	貸借対照表 計上額	損益に含まれた 評価差額
金 銭 の 信 託	3,800	580	2,514	84	3,462	947

b 満期保有目的の金銭の信託

当年度・前年度・前々年度とも該当ありません。

c 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

当年度・前年度・前々年度とも、単独運用の金銭の信託はありません。

取得原価をもって貸借対照表に計上している合同運用の金銭の信託が547百万円あります。

デリバティブ取引等

当年度・前年度・前々年度とも該当ありません。

(7) その他

弊社は保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類について商法特例法第2条の規定に基づき、新日本監査法人の監査を受けております。また当社の財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき新日本監査法人の監査を受けております。

弊社の平成17年度に係る財務諸表に記載した内容が、すべての重要な点において適正に表示されていることを当社の経営者が確認いたしました。

当該確認を行うに当たり、財務諸表等が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認いたしました。

1. 財務諸表等の作成に当たって、その業務分担と責任部署が明確化されており、各責任部署において適切な業務体制が構築されていること。
2. 内部監査部門が当該責任部署における業務プロセスの適切性・有効性を検証し、取締役へ報告を行う態勢にあること。
3. 重要な経営情報が取締役会へ適切に付議・報告されていること。

3. 弊社及び子会社等の概況

(1) 弊社及び子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成

弊社及び弊社の子会社は、保険事業の一環として、当該事業を行っています。弊社の子会社及び関係会社の主な事業の内容と位置付けは次のとおりであります。

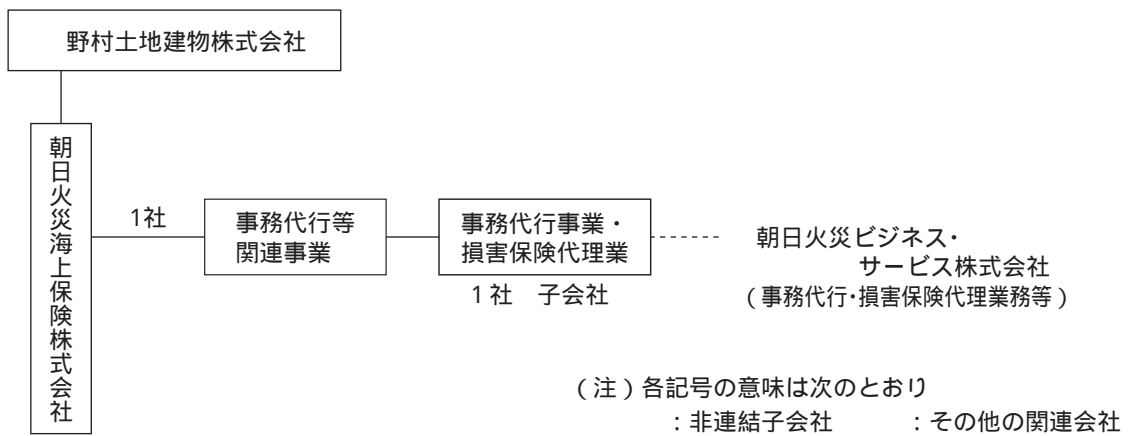
事業の内容

総務・事務代行等関連事業

朝日火災ビジネス・サービス株式会社は、弊社の委託を受けて各種保険の事務処理の代行、文書の保管ならびに配送業務等を行っているほか、損害保険代理業を行っています。

上記以外の関係会社として、弊社の発行済株式総数の36%を保有している野村土地建物株式会社がありますが、同社とは取引関係はありません。

企業集団等の概要図



(2) 子会社に関する事項

名 称	住 所	資 本金	事業内容	設立年月日	弊社が議決権に 占める割合	弊社の他の子会社等が 議決権に占める割合
朝 日 火 災 ビジネス・サービス 株 式 会 社	東京都千代田区 神田美土代町 9番17号	10百万円	事務代行・文書の 保管並びに配送・ 損害保険代理業務	昭和63年 9月29日	100%	-

連結の範囲に含めるべき重要な子会社は存在しないため、連結財務諸表等は該当事項がありません。

本ディスクロージャー資料は「保険業法第111条」に基づいて作成した資料です。

保険業法第111条には、「保険会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載して作成した説明書類を、本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所その他これらに準ずる場所として内閣府令で定める場所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。」と記載されており、弊社では上記に従いかつ弊社の内容を十分にご理解いただけるよう本ディスクロージャー資料の作成を行いました。今後とも解りやすい冊子の作成に取り組んでまいります。

朝日火災の現状 2006

2006年7月 発行

朝日火災海上保険株式会社

総合企画部

〒101-8655 東京都千代田区神田美土代町7番地

TEL (03) 3294 - 2 1 1 1(代)

ホームページ : <http://www.asahikasai.co.jp>

暮らしをSUPPORT 明日をPLANNING



朝日火災